

コンピュータ通信網サービス契約約款

平成30年12月5日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総 則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

- 第4条 コンピュータ通信網サービスの種類
- 第5条 コンピュータ通信網サービスの品目等

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

- 第6条 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

第4章 契 約

第1節 第1区域第4種コンピュータ通信網サービスに係る契約

第7条 契約の単位

- 第8条 共同契約
- 第9条 加入契約回線の終端
- 第10条 收容区域及び加入区域
- 第11条 第1区域第4種契約申込の方法
- 第12条 第1区域第4種契約申込の承諾
- 第13条 最低利用期間
- 第14条 第1区域第4種契約者数の変更
- 第15条 品目等の変更
- 第16条 加入契約回線の移転
- 第17条 加入契約回線の異経路
- 第18条 コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断
- 第19条 その他の契約内容の変更
- 第20条 利用権の譲渡の禁止
- 第21条 第1区域第4種契約者が行う第1区域第4種契約の解除
- 第22条 当社が行う第1区域第4種契約の解除
- 第23条 その他の提供条件

第5章 端末設備の提供等

- 第24条 端末設備の提供
- 第25条 端末設備の移転
- 第26条 端末設備の利用の一時中断

第6章 回線相互接続

- 第27条 当社の電気通信回線の接続
- 第28条 接続休止

第7章 利用中止及び利用停止

- 第29条 利用中止

第30条 利用停止

第8章 通信

第31条 通信利用の制限等

第31条の2 同上

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第32条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第33条 料金の支払義務

第34条 工事費の支払義務

第35条 線路設置費の支払義務

第36条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算等

第37条 料金の計算等

第38条 料金等支払いの連帯責任

第4節 保証金

第39条 保証金

第5節 割増金及び遅延損害金

第40条 割増金

第41条 遅延損害金

第10章 保守

第42条 契約者の維持責任

第43条 契約者の切分責任

第44条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

第45条 責任の制限

第46条 免責

第12章 雑則

第47条 承諾の限界

第48条 利用に係る契約者の義務

第49条 契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等

第50条 インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結

第51条 技術的事項及び技術資料の閲覧

第52条 契約者の氏名等の通知

第53条 協定事業者からの通知

第53条の2 注意喚起

第53条の3 送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処

第54条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行

第55条 協定事業者によるコンピュータ通信網サービスに関する料金等の回収代行

第56条 法令に規定する事項
第57条 閲覧

第13章 附帯サービス
第58条 附帯サービス

別 記
料金表
別 表 基本的な技術事項
附 則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このコンピュータ通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりコンピュータ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、これにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、コンピュータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 コンピュータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 コンピュータ通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、これによりコンピュータ通信網サービスを提供する当社の事業所
6 コンピュータ通信網サービス取扱所	コンピュータ通信網サービスの契約事務を行う当社の事務所
7 第1区域第1種契約	当社から第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
8 第1区域第1種契約者	当社と第1区域第1種契約を締結している者
9 第1区域第3種契約	当社から第1区域第3種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

10 第1区域第3種契約者	当社と第1区域第3種契約を締結している者
11 第5区域第1種契約	当社から第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
12 第5区域第1種契約者	当社と第5区域第1種契約を締結している者
13 第5区域第2種契約	当社から第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
14 第5区域第2種契約者	当社と第5区域第2種契約を締結している者
15 第5区域第3種契約	当社から第5区域第3種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
16 第5区域第3種契約者	当社と第5区域第3種契約を締結している者
17 第1区域第4種契約	当社から第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
18 第1区域第4種契約者	当社と第1区域第4種契約を締結している者
19 コンピュータ通信網契約	第1区域第1種契約、第1区域第3種契約、第1区域第4種契約、第5区域第1種契約、第5区域第2種契約又は第5区域第3種契約
20 契約者	第1区域第1種契約者、第1区域第3種契約者、第1区域第4種契約者、第5区域第1種契約者、第5区域第2種契約者又は第5区域第3種契約者
21 他社接続回線	相互接続点において、当社の電気通信回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
22 接続契約回線	相互接続点を介して他社接続回線とコンピュータ通信網サービス取扱局とを相互に接続するための電気通信設備
23 加入契約回線	当社がコンピュータ通信網契約に基づいてコンピュータ通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置する電気通信設備
24 加入契約回線等	接続契約回線又は加入契約回線
25 契約者回線	他社接続回線又は加入契約回線
26 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は第16条の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

27 協定事業者	当社とコンピュータ通信網サービスに係る相互接続協定を締結している電気通信事業者
28 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する当社が別に定める電気通信事業者
29 端末設備	電気通信設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
30 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
31 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
32 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件並びに高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件
33 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社又は協定事業者が設置する装置
34 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 コンピュータ通信網サービスの種類等

(コンピュータ通信網サービスの種類)

第4条 コンピュータ通信網サービスには、契約者回線の終端（当社の交換設備に近いものを除きます。）の所在地により、次の種類があります。

種 類	内 容
第1区域第4種コンピュータ通信網サービス	コンピュータ通信網サービス取扱局と契約者が指定する第1区域（別記1に定める区域をいいます。以下、同じとします。）内の場所との間に契約者回線を設置して提供するコンピュータ通信網サービス

(コンピュータ通信網サービスの品目等)

第5条 コンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目があります。

第3章 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

(コンピュータ通信網サービスの提供区域等)

第6条 当社のコンピュータ通信網サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通信網サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 契 約

第1節 第1区域第4種コンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1区域第4種契約を締結します。

(共同契約)

第8条 当社は、1の契約者回線について第1区域第4種契約者が2人以上となる第1区域第1種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(加入契約回線の終端)

第9条 当社は、第1区域第4種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを加入契約回線の終端とします。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、第1区域第4種契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第10条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(第1区域第4種契約申込の方法)

第11条 第1区域第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目
- (2) 加入契約回線の終端の設置場所
- (3) その他第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項

(第1区域第4種契約申込の承諾)

第12条 当社は、第1区域第4種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1区域第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第1区域第4種契約の申込みをした者が、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第1区域第4種契約の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号又は第3項

の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。

- (4) 第1区域第4種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 第1区域第4種コンピュータ通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第1区域第4種契約者は、前項の最低利用期間内に第1区域第4種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(第1区域第4種契約者数の変更)

第14条 第1区域第4種契約者は、第1区域第1種契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに第1区域第4種契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書(第11条(第1区域第4種契約申込の方法)の契約申込書に準拠したもの)をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(品目等の変更)

第15条 第1区域第4種契約者は、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条(第1区域第4種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線の移転)

第16条 第1区域第4種契約者は、加入契約回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(第1区域第4種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入契約回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、第1区域第4種契約者の請求に基づき、その加入契約回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断)

第18条 当社は、第1区域第4種契約者から請求があったときは、コンピュータ通信網サービスの一時的な中断(そのコンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、第1区域第4種契約者から請求があったときは、第11条(第1区域第4種契約申込の方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第12条(第1区域第4種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第20条 利用権(第1区域第4種契約者が第1区域第4種契約に基づいて第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(第1区域第4種契約者が行う第1区域第4種契約の解除)

第21条 第1区域第4種契約者は、第1区域第4種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめコンピュータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1区域第4種契約の解除)

第22条 当社は、第30条(利用停止)の規定により第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第1区域第4種契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第1区域第4種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1区域第4種契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第1区域第4種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第1区域第4種契約を解除しようとするときは、あらかじめ、第1区域第4種契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第23条 第1区域第4種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 端末設備の提供

(端末設備の提供)

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、その加入契約回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第6章 回線相互接続

(当社の電気通信回線の接続)

第27条 契約者は、その加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線と当社が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。

この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社の契約約款等によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続休止)

第28条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る当社が別に定める電気通信事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社のコンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのコンピュータ通信網サービスについて接続休止（そのコンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのコンピュータ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのコンピュータ通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、コンピュータ通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのコンピュータ通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったコンピュータ通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第48条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに加入契約回線に自営端末設備、自営電気通信設備、又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 加入契約回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を加入契約回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

ただし、契約者が第48条（利用に係る契約者の義務）第1項各号の規定に違反したときであって、コンピュータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

3 当社は、当社と複数のコンピュータ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、そのすべてのコンピュータ通信網契約に係るコンピュータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

4 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについて、コンピュータ通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

第8章 通信

(通信利用の制限等)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第31条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するコンピュータ通信網サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第33条 契約者は、その契約に基づいて当社がコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(端末設備又は付加機能の提供については提供を開始した日)から起算して契約の解除があった日(端末設備又は付加機能については廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する料金(以下「利用料等」といいます。)を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者はその期間中の利用料等を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間(通信の態様又は保守の様態による細目について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合はその時間とします。)以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この欄において同じとします。)について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サ

	ービスについての料金
3 加入契約回線等、他社接続回線の移転若しくは端末設備の移転、他社接続回線接続変更又は相互接続点の所在地の変更に伴って、コンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であつて、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
4 コンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

3 第1項の期間において、契約者がコンピュータ通信網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときのコンピュータ通信網サービスの料金の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線に係る契約者に帰する事由により、他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのコンピュータ通信網サービスに係る料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、コンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この欄において同じとします。）について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金
2 コンピュータ通信網サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスについての料金

4 第2項の規定にかかわらず、当社が別に定める利用料等の扱いについて、料金表第1表（料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

(工事費の支払義務)

第34条 契約者は、コンピュータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第35条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその第1区域第4種契約(以下この条において「第1区域第4種契約等」といいます。)の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条及び次条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 契約者回線の終端が区域外(收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となる第1区域第4種契約等の申込みをし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第36条 契約者は、異経路の請求又は特別な電気通信設備の新設を要する申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第38条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 保証金

(保証金)

第39条 当社は、契約者（新たに契約者となる者を含みます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当する場合に、料金表第1表（料金）に規定する月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

(1) 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(2) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかったことが予想される場合

2 当社は、コンピュータ通信網契約が消滅した場合には、保証金を契約者が支払うべき額に充当し、その残額をお返しいたします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくこととします。

第5節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第40条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第41条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払われなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保 守

(契約者の維持責任)

第42条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第43条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が加入契約回線に接続されている場合であって、加入契約回線又は他社接続回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第45条 当社は、コンピュータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、そのコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第33条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、コンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り）に限り、以下この条において同じとします。）について、その時間に対応するそのコンピュータ通信網サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりコンピュータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第46条 当社は、コンピュータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（コンピュータ通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に加入契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑 則

(承諾の限界)

第47条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第48条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がコンピュータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、コンピュータ通信網サービスを利用しないこと。

なお、別記16に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第49条 契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第50条 コンピュータ通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、別記13に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第51条 コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において、コンピュータ通

信網サービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者の氏名等の通知)

第52条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とコンピュータ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限り、）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第53条 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、契約者に同意していただきます。

(注意喚起)

第53条の2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日付附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及び当該電気通信の通信時刻から、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

第53条の3 当社は、当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。

2 当社は、当社又は契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。

3 前2項の規定は、当社が別に定めるサービスにおいて、契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第54条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求

し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるコンピュータ通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第55条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定にその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第56条 コンピュータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から別記10に定めるところによります。

(閲覧)

第57条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第58条 コンピュータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11、12及び17に定めるところによります。

別記

1 コンピュータ通信網サービスの提供区域等

当社のコンピュータ通信網サービスは、加入契約回線等の終端相互間、加入契約回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。

ただし、第1区域、第2区域、第3区域及び第5区域に関しては、その契約者回線の終端が、次表に定める都道府県の区域内にある場合に限り、これを提供します。

区 分	都道府県の区域
第1区域	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼を除く）、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
第2区域	愛知県、静岡県（富士川以西）、三重県、岐阜県、長野県
第3区域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部
第5区域	第1区域、第2区域及び第3区域と同一の区域

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、コンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 別に定める協定事業者

当社は次表に掲げる協定事業者を別に定める協定事業者として取り扱います。

区 分	協定事業者
第2区域第1種契約に係るもの	中部テレコミュニケーション株式会社
第3区域第1種契約に係るもの	株式会社ケイ・オプティコム
第5区域第1種契約に係るもの	中部テレコミュニケーション株式会社及び株式会社ケイ・オプティコム
第5区域第3種契約に係るもの	当社(加入契約回線と相互に接続する電気通信回線が高速IPネットワークサービスに係るア

	クセス回線 であるときに限ります。)
--	-----------------------

5 契約者からの加入契約回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が加入契約回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がコンピュータ通信網契約に基づいて設置する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき

- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その加入契約回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、加入契約回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を加入契約回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合はこの限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その加入契約回線に接続されている自営電気通信設備をとりはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合の検査

加入契約回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令代30号）に適合するよう維持します。

11 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター又は日本レジストリサービス（以下「JPNIC等」といいます。）にそのコンピュータ通信網契約に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割当て若しくは返却又はドメイン名（JPNIC等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC等データベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC等に登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録若しくは変更の申請手続き等を行います。この場合、契約者は、JPNIC等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表（附带サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) 契約者は、ドメイン名（そのコンピュータ通信網契約に係るものに限ります。）を利

用している場合は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料を支払っていただきます。

12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、コンピュータ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から請求があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

13 インターネット接続事業者

インターネット接続事業者
株式会社インターネットイニシアティブ、日本インターネットエクスチェンジ株式会社、メディアエクスチェンジ株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ、インターネットマルチフィード株式会社、リーチ・ネットワークス株式会社

14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されていること。 （2）発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （1）物理的条件 （2）電氣的条件 （3）論理的条件

16 コンピュータ通信網サービスにおける禁止事項

契約者は、コンピュータ通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) コンピュータ通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすましてコンピュータ通信網サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く、他人の嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

17 支払証明書の発行

- (1) 当社は、コンピュータ通信網サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者に係るコンピュータ通信網サービスの支払証明書を発行します。
- (2) コンピュータ通信網サービス利用契約者は、(1) の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第5（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表 通則

(料金の設定)

- 1 他社接続回線と接続して提供するコンピュータ通信網サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを併せて当社が設定します。
ただし、西日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限ります。）及び工事費に関する費用は、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払っていただく料金を、暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。
 - (1) 暦月の初日以外の日コンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備又は付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日にコンピュータ通信網サービスの提供の開始（端末設備又は付加機能についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（端末設備又は付加機能についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日品目の変更等により、月額料金の額が増加又は減少したとき。
この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は第3項第2号の表に該当するとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第33条第2項の表の1欄、3欄、4欄及び第33条第3項第2号に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用を、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、特別の事情がある場合は、6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第33条(料金の支払義務)から第36条(設備費の支払義務)までの規定 その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のコンピュータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(料金等の請求)

- 12 コンピュータ通信網サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料 金

第1 第1区域第4種契約に係るもの

1 適 用

料金の適用については、第37条（料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容								
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設備費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、コンピュータ通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">イーサネット方式のもの</td> <td style="width: 15%;">対称型</td> <td style="width: 15%;">100Mb/s</td> <td style="width: 55%;">100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>（ア）第1区域第4種コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線は、約款別表のIに規定するユーザー・網インタフェースに係るものとします。</p> <p>（イ）イーサネット方式のものに係る第1区域第4種契約者が指定することのできる加入契約回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の收容区域内に限ります。</p> <p>（ウ）イーサネット方式のものについては、加入契約回線においてふくそうが発生していない場合に上記に規定する符号伝送が可能なものとします。</p> <p>（エ）第1区域第4種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等（契約者回線、接続契約回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。以下同じとします。）、当社が設置する電気通信設備とNSPIXPとの接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>	品 目		内 容		イーサネット方式のもの	対称型	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容							
イーサネット方式のもの	対称型	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの						

<p>(3) 細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信、保守の態様又は料金の適用方法による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目 (ア) IPアドレス数による区別</p> <table border="1" data-bbox="475 344 1401 517"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース 1</td> <td>その第 1 区域第 4 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数について、当社が別に定める数までとするもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 a コース 1 については、イーサネット方式のもので 100Mb/s の品目について提供します。 b イーサネット方式のコース 1 においては、100M までの品目については 100BASE-TX のユーザ網インタフェースで提供します。</p> <p>(イ) 回線収容部による区別</p> <table border="1" data-bbox="475 804 1401 1014"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用型</td> <td>回線収容部を複数の加入契約回線で共用するものであって、回線収容部において通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース 1	その第 1 区域第 4 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数について、当社が別に定める数までとするもの	区 別	内 容	共用型	回線収容部を複数の加入契約回線で共用するものであって、回線収容部において通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの
区 別	内 容								
コース 1	その第 1 区域第 4 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数について、当社が別に定める数までとするもの								
区 別	内 容								
共用型	回線収容部を複数の加入契約回線で共用するものであって、回線収容部において通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの								
<p>(4) 最低利用期間内に第 1 区域第 4 種契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 第 1 区域第 4 種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 第 1 区域第 4 種契約者は、前項の最低利用期間内に第 1 区域第 1 種契約の解除があった場合は、第 33 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>(ア) 総合オープン通信網契約（当社の総合オープン通信網サービスにかかる契約約款に規定する総合オープン通信網契約をいいます。以下同じとします。）の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合</p> <p>(イ) 品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合</p> <p>(ウ) その他当社が認めた場合</p>								

<p>(5) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月における第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの利用料（この表の(1)欄から(3)欄までの適用又は料金表通則の3の規定（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第1区域第4種契約者に返還します。ただし、その第1区域第4種コンピュータ通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p>
<p>(6) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>ただし、その契約者回線が異経路（7）の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
<p>(7) 異経路による契約者回線の加算額の適用</p>	<p>ア その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
<p>(8) 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>
<p>(9) 回線接続装置等の加算額の適用</p>	<p>当社が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。</p>

<p>(10) 配線設備の加算額の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>ア 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
<p>(11) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の区域外線路及び異経路の線路の加算額は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
<p>(11) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の区域外線路及び異経路の線路の加算額は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
<p>(12) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合（1の暦月を連続して正しく算定できなかった場合に限り、以下この欄において同じとします。）の利用料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等のあったと認められる日）の属する暦月の前12暦月の暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額</p>

2 料金額

(1) 利用料

ア イーサネット方式のもの

(ア) 対称型

a コース1 共用型

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s	169,000 円

(2) 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
ア 区域外線路	—	1 契約者回線につき 区域外線路100m までごと に	690 円
イ 異経路の線路	—	—	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備	—	—	別に算定する実費
エ 回線接続装置	イーサネット方式のもの	1 台ごとに	5,000 円
カ 配線設備	—	1 配線ごと に	2,000 円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、接続契約回線、端末設備及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。								
(2) 品目等の変更又は端末設備の移転の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対する設備に関する工事に適用し、移転又は他社接続回線又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事に適用します。								
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続工事</td> <td>契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続装置に係る工事</td> <td>当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 配線設備に係る工事</td> <td>当社が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	ア 回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線接続装置に係る工事	当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 配線設備に係る工事	当社が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
区分	適用								
ア 回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。								
イ 回線接続装置に係る工事	当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。								
ウ 配線設備に係る工事	当社が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。								

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
回線接続工事	(ア)(イ)以外のもの	1の工事ごとに 2,500 円
	(イ) 交換機又は蓄積装置に係るもの	3,000 円
回線接続装置に係る工事	光配線の場合	1の工事ごとに 8,000 円
配線設備に係る工事	光配線の場合	1の工事ごとに 12,000 円
備考		
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。		
2 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。		

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにコンピュータ通信網契約を締結して、その場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)) </td> </tr> </table> <p>イ コンピュータ通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)) </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))	変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))
新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))							
変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。))							

2 線路設置費の額

区 分	単 位	線路設置費の額 (税抜価格)
		第1区域第4種契約
光配線	1契約者回線につき 区域外線路100mまでごとに	48,000 円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>ア 異経路の線路の部分</p> <p>イ 特別な電気通信設備の部分</p>

2 設備費の額

区 分	内 容
-----	-----

コンピュータ通信網サービス	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 手数料

(1) 適用

手数料の適用については、別記11（IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
手数料の適用	<p>ア JPNIC等が割り当てるIPアドレス（バージョン6のものに限ります。）については、契約者又はIPv6トンネリング機能に係る契約者に限り、そのIPアドレスの申請手続きの代行等を行います。</p> <p>イ JPNIC等が割り当てる汎用JPドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p>

(2) 料金額

ア JPNIC等が割り当てるIPアドレスに係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
IPアドレスの割当てに係るもの		
① IPアドレスの数が255個までのもの	1の申請ごとに	税抜価格6,000円
② IPアドレスの数が255個を超えるもの	1の申請ごとに	税抜価格10,000円

イ JPNIC等が割り当てるIPアドレス（バージョン6のものに限ります。）に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
申請手数料	1の申請ごとに	税抜価格1,000円

ウ JPNIC等が割り当てるドメイン名に係るもの

(ア) 申請手数料

区 分	単 位	手数料の額
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名ごとに	税抜価格6,000円
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名ごとに	税抜価格30,000円
指定事業者（JPNIC等が定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1ドメイン名ごとに	税抜価格3,000円

(イ) ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに 年額	税抜価格3,600円

第2 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記17（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	コンピュータ通信網サービス利用契約者は、(2)（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	税抜価格400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表 基本的な技術的事項

I 第1区域第4種コンピュータ通信網サービス

1 当社が回線接続装置を提供する場合

イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

2 当社が回線接続装置を提供しない場合

イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
100Mb/s	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3準拠	光出力： 短距離用-8dBm以下 (平均値) 中距離用-3dBm以下 (平均値) 長距離用0dBm以下 (平均値) 使用中心波長：1.31 μ m

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年10月1日から実施します。

(CTCのコンピュータ通信網サービス契約約款等の廃止)

第2条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「CTC」といいます。）のコンピュータ通信網サービス契約約款及び大阪メディアポート株式会社（以下「OMP」といいます。）のワールドコンピュータネットワークサービス契約約款は、廃止します。

(契約に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、東京通信ネットワーク株式会社（以下「TTNet」といいます。）のTTNetコンピュータ通信網サービス契約約款（以下、TTNet、CTC又はOMPの約款を「旧約款」といいます。）の規定により締結している（1）の表に係る契約、CTCの旧約款の規定により締結している（2）の表に係る契約、又はOMPの旧約款の規定により締結している（3）の表に係る左欄の契約は、この約款実施の日において、この契約約款及び料金表の規定により締結する同表の右欄の契約にそれぞれ移行したものとします。

(1) TTNetが締結している契約

TTNetコンピュータ通信網サービスに係る契約	当社のコンピュータ通信網サービスに係る契約
第1種契約	第1区域第1種契約
第3種契約	第1区域第2種契約
第4種契約	第1区域第3種契約

(2) CTCが締結している契約

CTCのコンピュータ通信網サービスに係る契約	当社のコンピュータ通信網サービスに係る契約
第1種契約、短期第1種契約	第2区域第1種契約、臨時第2区域第1種契約
第2種契約	第2区域第2種契約
第3種契約	第2区域第3種契約
第4種契約	第2区域第4種契約

(3) OMPが締結している契約

OMPのワールドコンピュータネットワークサービスに係る契約	当社のコンピュータ通信網サービスに係る契約
第1種契約、臨時第1種契約	第3区域第1種契約、臨時第3区域第1種契約
第2種契約	第3区域第2種契約
第3種契約、臨時第3種契約	第3区域第3種契約、臨時第3区域第3種契約
第4種契約	第3区域第4種契約
第5種契約、臨時第5種契約	第3区域第5種契約、臨時第3区域第5種契約
第6種契約	第3区域第6種契約

2 前2項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします

(料金その他の債務に関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、TTNet、CTC又はOMPが提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、附則第3条の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

(端末設備に関する経過措置)

第5条 この約款実施の際現に、TTNet、CTC又はOMPの旧約款の規定により提供している端末設備（CTCの第4種契約に係るアクセス回線として、CTCの専用サービス契約約款の規定により提供しているものを含みます。）のうち、この約款実施の日において、第1区域第1種契約、第2区域第1種契約、臨時第2区域第1種契約、第2区域第3種契約、第2区域第4種契約、第3区域第1種契約、臨時第3区域第1種契約又は第3区域第4種契約に移行するものに係るもの（加入契約回線により提供しているものに限り）については、当社の約款の規定により提供する端末設備に移行したものとします。

(遅延損害金に関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、TTNetの旧約款の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの遅延損害金については、この約款実施の日から平成14年3月31日までの間に限り、この約款の規定に係わらず年8.2%の割合で計算するものとします。

2 この約款実施前に、CTCの旧約款の規定により提供しているコンピュータ通信網サービスの遅延損害金については、この約款実施の日から平成14年3月31日までの間に限り、この約款の規定に係わらず年10%の割合で計算するものとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第7条 この約款実施前に、TTNet、CTC及びOMPの旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、TTNet、CTC及びOMPの旧約款により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款の中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

(前受金に関する経過措置)

第8条 この約款実施前に、旧約款の規定によりTTNet、CTC又はOMPが預かった前受金については、この約款実施の日において当社に引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定によります。

(料金前払いに伴う料金の減額に関する経過措置)

第9条 この約款実施前に、旧約款（CTCのものに限り）の料金前払いに伴う料金の減額の規定により一時払いを受けた料金額については、この約款実施の日において当社に引き継ぐものとし、その取扱いについては、附則別表1の規定によります。

第10条 前項の取扱いについては、その支払いを受けた料金の対象期間に限り適用します。

(CTC短期コンピュータ通信網サービス契約に関する経過措置)

第11条 この約款実施の際現に、旧約款(CTCのものに限ります。)により料金の適用を受けている短期第1種コンピュータ通信網サービス契約に係る料金は、附則別表2の規定によります。

(最低利用期間に関する経過措置)

第12条 この約款実施の際現に、附則第3条によりTTNetのコンピュータ通信網契約、CTCの第1種契約等、又はOMPのワールドコンピュータネットワークサービス契約(以下「既存契約」といいます。以下同じとします。)から移行した当社のコンピュータ通信網契約(臨時専用契約を除きます。)に係る最低利用期間は、この約款の規定にかかわらず、既存契約に係るサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(長期継続利用に係る料金の適用に関する経過措置)

第13条 この約款実施の際現に、附則第3条により、既存契約(TTNetのものに限ります。)から移行した当社のコンピュータ通信網契約(臨時コンピュータ通信網契約を除きます。)に係る長期継続利用期間の満了日は、この約款の規定にかかわらず、既存契約に係る長期継続利用を開始した日から起算して算出するものとします。

(配線設備に係る経過措置)

第14条 この約款実施の際現に、旧約款(CTCのものに限ります。)の規定により提供を受けている配線設備に係る料金は、そのコンピュータ通網契約の解除または変更があるまでの間に限り、附則別表3の規定によります。

(学校限定割引に関する経過措置)

第15条 学校限定割引については、その実施の日から平成16年3月31日までの間で当社が別に定める日までの間に限り適用するものとします。

附則別表 1

1 契約者が、旧届出料金表の規定により一時払いを行った料金については、次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6 か月分の料金を一時払いにより支払う場合	1.3%
1 年分の料金を一時払いにより支払う場合	3.0%

2 一時払いにより料金が支払われたコンピュータ通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じた場合は、1の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分	料 金 の 取 扱 い	
コンピュータ通信網サービスの品目又は態様による細目の変更、契約者回線の移転、コンピュータ通信網サービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。 。。	支払を受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払を受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。 。。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払を受けた料金額との差額をお返しします。
契約者が現に利用しているコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約を解除すると同時に、解除した契約と同じ種類のコンピュータ通信網サービス契約を新たに締結してその場所でコンピュータ通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの料金の額が、解除するコンピュータ通信網サービスの料金の額より多いとき。	支払を受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及びコンピュータ通信網契約の解除があった日から支払を受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払を受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるコンピュータ通信網サービスの料金の額が、解除するコンピュータ通信網サービスの料金の額より少ないとき。	支払を受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたコンピュータ通信網サービスの料金及びコンピュータ通信網契約の解除があった日から支払を受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払を受けた料金額との差額をお返しします。

コンピュータ通信網契約の解除があったとき。	支払を受けた料金の対象期間の初日からコンピュータ通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払を受けた料金額との差額をお返しします。
-----------------------	--

附則別表 2

CTCの旧届出料金表に基づく短期第1種コンピュータ通信網サービスに関する料金

1 利用料

(1) 利用料

ア イ以外のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格)
1 2 8 kb/s		44, 250円
3 8 4 kb/s		250, 500円
7 6 8 kb/s		337, 500円
1. 5 Mb/s	通常タイプ	472, 500円
	ビジネスタ イプ	297, 000円
3 Mb/s		855, 000円
6 Mb/s		1, 434, 000円

イ 第1表(料金)の第4(第2区域第1種契約に係るもの適用)の(1)(品目に係る料金の適用)の備考欄の5の(2)又は(3)に該当するもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 2 8 kb/s	44, 250円

(2) 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額 (月額) (税抜価格)
電子メール利用機能	1のメールアドレスごとに (容量5メガバイトまで)	380円
ホームページ公開機能	1の機能ごとに (容量5メガバイトまで)	750円
電子メール容量増加機能	1のメールアドレスにつき、5メガバイトを超える5メガバイトごとに (最大15メガバイトまで)	380円
ホームページ容量増加機能	1のホームページ公開機能につき、5メガバイトを超える5メガバイトごとに (最大25メガバイトまで)	750円
経路情報交換機能	1の機能ごとに	270, 000円

2 使用料

(1) 配線設備使用料

区 分		単 位	料 金 額 (月額) (税抜価格)
配線設備使用料	契約者回線の終端と回線接続装置その他の端末設備の機器との間に設置する線条（ジャック又はローゼットを含みます。）	メタル配線	1 配線ごとに 80円
		光配線	1 配線ごとに 3,000円

(2) 機器使用料

月額

区 分		単 位	料 金 額 (税抜価格)
回線接続装置	取扱所交換設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する機器	128 kb/s (メタル配線用)	1 台ごとに 2,550円
		128 kb/s (光配線用)	1 台ごとに 10,500円
		384 kb/s 768 kb/s 1.5 Mb/s	1 台ごとに 28,500円
		3 Mb/s 6 Mb/s	1 台ごとに 31,500円

(3) 特別電気通信設備使用料

月額

区 分	単 位	料 金 額
特別電気通信設備使用料	—	別に算定する実費

附則別表 3

配線設備使用料

月額

単 位		区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 配線ごとに		メタル配線	50 円
		光配線	2,000 円
備 考	配線には、次の種類があります。 (7) メタル配線 (イ) 光配線		

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月28日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の品目の利用料の適用を受けている第3区域第1種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の品目の利用料の適用を受けている第3区域第1種契約者とみなして取り扱います。

実施前の品目	実施後の品目
10Mb/s	10Mb/sイーサ
100Mb/s	100Mb/sイーサ

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

ただし、第3区域第4種契約に係る規定については、平成14年3月31日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第1種契約（次項に規定する品目に係るものに限ります。）又は第2区域第4種契約は、この改正規定実施の日において第5区域第1種契約（次2項に規定する品目に係るものに限ります）に移行したものとします。この場合、移行後の契約に係る品目等は、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
- 3 前項に定める第1区域第1種契約に係る品目は、下表の左欄のとおりとし、改正規定実施後に対応する品目は下表の右欄のとおりとします。

実施前の品目	実施後の品目
第1区域第1種契約 ATM方式	第5区域第1種契約 ATM方式

- 4 2項に定める第2区域第4種契約に関し、改正規定実施後に対応する品目は下表のとおりとします。

実施後の品目

第5区域第1種契約 ATM方式

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第1種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）、第2区域第1種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）又は第3区域第1種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）は、この改正規定実施の日において第5区域第1種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）に移行したものとします。
- 6 前項に定める品目等は、下表の左欄のとおりとし、改正規定実施後に対応する品目等は下表の右欄のとおりとします。

実施前の品目等	実施後の品目等
第1区域第1種契約 イーサネット方式 10Mb/s専用型 第2区域第1種契約 10Mb/s専用型 第3区域第1種契約 10Mb/s イーサイト専用型	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s専用型
第1区域第1種契約 イーサネット方式 10Mb/s共用型プラン1 第2区域第1種契約 10Mb/s共用型プラン1 第3区域第1種契約 10Mb/s イーサイト共用型プラン1	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s共用型プラン1
第1区域第1種契約 イーサネット方式 100Mb/s共用型プラン3 第2区域第1種契約 100Mb/s共用型プラン2 第3区域第1種契約 100Mb/s イーサイト共用型プラン2	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 100Mb/s共用型プラン2

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第2種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）又は第3区域第5種契約（次項に規定する品目に係るものに限ります）は、この改正規定実施の日において第5区域第2種契約（次項に規定する品目等に係るものに限ります）に移行したものとします。
- 8 前項に定める品目等は、下表の左欄のとおりとし、改正規定実施後に対応する品目等は下表の右欄のとおりとします。

実施前の品目等	実施後の品目等
第1区域第2種契約 対称タイプ 1Mb/s	第5区域第2種契約 対称型1Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 2Mb/s	第5区域第2種契約 対称型2Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 3Mb/s	第5区域第2種契約 対称型3Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 4Mb/s	第5区域第2種契約 対称型4Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 5Mb/s	第5区域第2種契約 対称型5Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 6Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 6Mb/s	第5区域第2種契約 対称型6Mb/s コース1 タイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 7Mb/s	第5区域第2種契約 対称型7Mb/s コース1 タイプ1

	7° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 8Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 8Mb/s	第5区域第2種契約 対称型8Mb/s コーシ タイ 7° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 9Mb/s	第5区域第2種契約 対称型9Mb/s コーシ タイ 7° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 10Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 10Mb/ s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 10Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型10Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 15Mb/s	第5区域第2種契約 対称型15Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 20Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 20Mb/ s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 20Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型20Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 25Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 25Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型25Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 30Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 30Mb/ s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 30Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型30Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 35Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 35Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型35Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 40Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 40Mb/ s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 40Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型40Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 45Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 45Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型45Mb/s コーシ タ イ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 50Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 50Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 50Mb/s	第5区域第2種契約 対称型50Mb/s コーシ タイ ° 1
第3区域第5種契約 共用型 対称型 55Mb/s	第5区域第2種契約 対称型55Mb/s コーシ タイ ° 1
第1区域第2種契約 対称タイプ 60Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 60Mb/ s	第5区域第2種契約 対称型60Mb/s コーシ タ イ° 1

第3区域第5種契約 共用型 対称型 60Mb/s	
第3区域第5種契約 共用型 対称型 65Mb/s	第5区域第2種契約 対称型65Mb/s コーシタイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 70Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 70Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 70Mb/s	第5区域第2種契約 対称型70Mb/s コーシタイプ1
第3区域第5種契約 共用型 対称型 75Mb/s	第5区域第2種契約 対称型75Mb/s コーシタイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 80Mb/s 第3区域第5種契約 専用型 対称型 80Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 80Mb/s	第5区域第2種契約 対称型80Mb/s コーシタイプ1
第3区域第5種契約 共用型 対称型 85Mb/s	第5区域第2種契約 対称型85Mb/s コーシタイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 90Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 90Mb/s	第5区域第2種契約 対称型90Mb/s コーシタイプ1
第3区域第5種契約 共用型 対称型 95Mb/s	第5区域第2種契約 対称型95Mb/s コーシタイプ1
第1区域第2種契約 対称タイプ 100Mb/s 第3区域第5種契約 共用型 対称型 100Mb/s	第5区域第2種契約 対称型100Mb/s コーシタイプ1
第1区域第2種契約 非対称タイプ 10Mb/s専用型	第5区域第2種契約 対称型10Mb/s コーシ2専用型
第1区域第2種契約 非対称タイプ 10Mb/s共用型	第5区域第2種契約 対称型10Mb/s コーシ2共用型
第1区域第2種契約 非対称タイプ 25Mb/s	第5区域第2種契約 非対称型 20Mb/s コーシ1タイプ1

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の品目等に係る第1区域第1種契約者又は第3区域第1種契約者は、それぞれ同表の右欄に規定する品目に係る第1区域第1種契約者又は第3区域第1種契約者とみなして取り扱います。

実施前の品目等	実施後の品目
第1区域第1種契約イーサネット方式10Mb/s共用型プラン2	第1区域第1種契約イーサネット方式10Mb/s
第3区域第1種契約10Mb/sイーサ	第3区域第1種契約10Mb/s
第3区域第1種契約100Mb/sイーサ	第3区域第1種契約100Mb/s

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 10 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金

その他の債務については、従前のおりとします。

(長期継続利用に係る料金の適用に関する経過措置)

- 1 1 この約款実施の際現に、附則 2 項から附則 6 項により第 5 区域第 1 種契約又は第 5 区域第 2 種契約に移行する第 1 区域第 1 種契約又は第 1 区域第 2 種契約を締結している契約者（改正前の規定により長期継続利用に係る料金の適用を受けている契約者に限ります。）は、この改正規定にかかわらず、その長期継続期間満了日までに限り、改正前の規定による長期継続利用に係る料金の適用を受けている契約者とみなして取り扱います。この場合において、長期継続利用の適用開始日は、改正前の規定に係る長期継続利用を開始した日から起算して算出するものとします。

(第 1 区域第 1 種契約又は第 1 区域第 2 種契約の付加機能の提供に関する経過措置)

- 1 2 附則 2 項から 4 項の規定により第 5 区域第 1 種契約又は第 5 区域第 2 種契約を締結することとなる第 1 区域第 1 種契約者又は第 1 区域第 2 種契約者であって、この改正規定実施の際現に下表に規定する付加機能（以下、1 3 項まで「旧付加機能」といいます。）の提供を受けている契約者は、この改正規定にかかわらず、改正前の規定により締結をしていた契約により旧付加機能の提供を受けているものとして取り扱います。

付加機能
ダイヤルアップ [°] 接続機能

- 1 3 前項に規定する契約者は、次の場合に限り旧付加機能の利用の請求を行うことができます。

(1) 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき

(第 2 区域第 1 種契約又は第 2 区域第 4 種契約の付加機能の提供に関する経過措置)

- 1 4 附則 2 項から 3 項により、第 5 区域第 1 種契約締結することとなる第 2 区域第 1 種契約者又は第 2 区域第 4 種契約者であって、この改正規定実施の際現に下表に規定する付加機能（以下、1 5 項まで「旧付加機能」といいます。）の提供を受けている契約者は、この改正規定にかかわらず、改正前の規定により締結をしていた契約により旧付加機能の提供を受けているものとして取り扱います。

付加機能
電子メール利用機能
ホームページ [°] 公開機能
電子メール容量増加機能
ホームページ [°] 容量増加機能
経路情報交換機能

- 1 5 前項に規定する契約者は、次の場合に限り旧付加機能の利用の請求を行うことができます。

(1) 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき

(2) 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能である場合であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき

請求を行う付加機能	対応する付加機能
電子メール容量増加機能	電子メール利用機能
ホームページ [°] 容量増加機能	ホームページ [°] 公開機能

(第 3 区域第 1 種契約又は第 3 区域第 5 種契約の付加機能の提供に関する経過措置)

16 附則3項から4項により、第5区域第1種契約又は第5区域第2種契約を締結することとなる第3区域第1種契約者又は第3区域第5種契約者であって、この改正規定実施の際現に下表に規定する付加機能（以下、17項まで「旧付加機能」といいます。）の提供を受けている契約者は、この改正規定にかかわらず、改正前の規定により締結をしていた契約により旧付加機能の提供を受けているものとして取り扱います。

付加機能
サーバホスティング機能
サーバホスティング容量追加機能
ユーザ作成CGI利用機能
SSL利用機能
アクセスログ解析機能

17 前項に規定する契約者は、次の場合に限り旧付加機能の利用の請求を行うことができます。

- (1) 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき
- (2) 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能である場合であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき

請求を行う付加機能	対応する付加機能
サーバホスティング容量追加機能	サーバホスティング機能
ユーザ作成CGI利用機能	
SSL利用機能	
アクセスログ解析機能	

18 この改正規定実施の際現に、附則2項から9項により第5区域第1種契約又は第5区域第2種契約を締結することとなる第1区域第1種契約者、第1区域第2種契約者、第2区域第1種契約者、第2区域第4種契約者、第3区域第1種契約者又は第3区域第5種契約者に提供する付加機能は、この改正規定実施の日において、第5区域第1種契約又は第5区域第2種契約の規定により提供する付加機能とみなして取り扱います。この場合、第5区域第1種契約又は第5区域第2種契約の規定により提供する付加機能は、次表の右欄に掲げる付加機能の名称と同一の名称の付加機能とします。

契約種別	改正前の規定により提供する付加機能
第1区域第1種契約者又は第1区域第2種契約者	ユーザドメイン機能 ユーザドメインメール機能 ユーザドメインホームページ機能 ユーザドメインメーリングリスト機能 ユーザドメインホームページ追加機能 メールアドレス追加機能 メールボックス容量変更機能 ホームページ容量変更機能 メーリングリスト容量変更機能 IPv6トンネリング機能 IPv6ハイブリット機能
第2区域第1種契約者、第2区域第4種契約者、第3区域第1種契約者又は第3区域第5種契約者	IPv6トンネリング機能

(整理品目に関する経過措置)

- 19 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第2種契約（附則22項に規定する品目等に係るものに限ります。以下、「旧第1区域第2種契約」といいます。）又は第3区域第5種契約（附則22項に規定する品目に係るものに限ります。以下、「旧第3区域第5種契約」といいます。）に関する提供条件は、附則23項に掲げるもののほか、改正規定に規定する第5区域第1種契約又は第5区域第2種契約に関する提供条件に準ずるものとします。
- 20 前項の規定にかかわらず、旧第1区域第2種契約又は旧第3区域第5種契約に係るコンピュータ通信網サービスに関する基本的な技術的事項については、従前のおりとしします。
- 21 前2項の規定の他、旧第1区域第2種契約又は旧第3区域第5種契約に係る契約者が、旧第1区域第2種契約又は旧第3区域第5種契約を解除した場合であって、解除を行うと同時に第5区域第1種契約又第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの利用の開始があった場合は、第13条（品目等の変更）に規定する品目の変更の請求があったものとして取り扱います。
- 22 19項に定める品目等は、下表のとおりとします。

実施前の品目等	
第1区域第2種契約（対称タイプ [°] の11Mb/s～14Mb/s（1Mb/sごと）、16Mb/s～19Mb/s（1Mb/sごと）、21Mb/s～24Mb/s（1Mb/sごと）、26Mb/s～29Mb/s（1Mb/sごと）又は31Mb/s～34Mb/s（1Mb/sごと）若しくは非対称タイプ [°] の15Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、40Mb/s又は45Mb/sのもの）	
第3区域第5種契約（共用型の対称型の128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s又は12Mb/s～18Mb/s（2Mb/sごと）のもの）	

- 23 前項の表に規定する品目等に関する取扱いは、次のとおりとします。
- (1) 第1区域第2種契約（対称タイプの11Mb/s～14Mb/s（1Mb/sごと）、16Mb/s～19Mb/s（1Mb/sごと）、21Mb/s～24Mb/s（1Mb/sごと）、26Mb/s～29Mb/s（1Mb/sごと）又は31Mb/s～34Mb/s（1Mb/sごと）若しくは非対称タイプの15Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、40Mb/s又は45Mb/sのもの。以下「旧第1区域第2種契約」といいます。）
- ① 旧第1区域第2種契約には次の品目があります。

品目	内 容	
対称タイプ	11Mb/s	11Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	12Mb/s	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	13Mb/s	13Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	14Mb/s	14Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	16Mb/s	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	17Mb/s	17Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	18Mb/s	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	19Mb/s	19Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	21Mb/s	21Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	22Mb/s	22Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	23Mb/s	23Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	24Mb/s	24Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	26Mb/s	26Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	27Mb/s	27Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	28Mb/s	28Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	29Mb/s	29Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	31Mb/s	31Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	32Mb/s	32Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	33Mb/s	33Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	34Mb/s	34Mbit/sの符号伝送が可能なもの
非 対 称 タ イ プ	15Mb/s	加入契約回線から発信の場合は12Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	加入契約回線から発信の場合は16Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	加入契約回線線ら発信の場合は24Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	35Mb/s	加入契約回線から発信の場合は28Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	加入契約回線から発信の場合は32Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	45Mb/s	加入契約回線から発信の場合は36Mbit/s、加入契約回線への着信の場合は9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考 旧第1区域第2種契約に係る品目には、対称タイプ（非対称タイプ以外のもの）と非対称タイプ（加入契約回線からの発信に係る符号伝送速度と加入契約回線への着信に係る符号伝送速度が対称でないもの）があります。		

② 旧第1区域第2種契約に関する料金額は、次のとおりとします。

利用料

ア 対称タイプのもの

1 加入契約回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)	品 目	料 金 額 (税抜価格)
1 1 M b / s	1,798,000円	2 3 M b / s	3,214,000円
1 2 M b / s	1,916,000円	2 4 M b / s	3,332,000円
1 3 M b / s	2,034,000円	2 6 M b / s	3,566,000円
1 4 M b / s	2,152,000円	2 7 M b / s	3,682,000円
1 6 M b / s	2,388,000円	2 8 M b / s	3,798,000円
1 7 M b / s	2,506,000円	2 9 M b / s	3,914,000円
1 8 M b / s	2,624,000円	3 1 M b / s	4,128,000円
1 9 M b / s	2,742,000円	3 2 M b / s	4,226,000円
2 1 M b / s	2,978,000円	3 3 M b / s	4,324,000円
2 2 M b / s	3,096,000円	3 4 M b / s	4,422,000円

イ 非対称タイプのもの

1 加入契約回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
1 5 M b / s	960,000 円
2 0 M b / s	1,120,000 円
3 0 M b / s	1,400,000 円
3 5 M b / s	1,550,000 円
4 0 M b / s	1,600,000 円
4 5 M b / s	1,700,000 円

(2) 第3区域第5契約（共用型の対称型の128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s、3Mb/s又は12Mb/s～18Mb/s（2Mb/sごと）のもの。以下「旧第3区域第5種契約」といいます。）

① 旧第3区域第5種契約には次の品目があります。

品 目	内 容
128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの
256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの
384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの
768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの
14Mb/s	14Mbit/sの符号伝送が可能なもの
16Mb/s	16Mbit/sの符号伝送が可能なもの
18Mb/s	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備 考	
1 128kb/sから3Mb/sまでの品目は10BASE-TのLAN回線接続により符号伝送が可能なものとします。	
2 12Mb/sから18Mb/sまでの品目は100BASE-TXのLAN回線接続により符号伝送が可能なものとします。	

② 旧第3区域第5種契約に関する料金額は、次のとおりとします。
利用料

1 加入契約回線ごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
128kb/sのもの	84,000 円
192kb/sのもの	91,000 円
256kb/sのもの	98,000 円
384kb/sのもの	112,000 円
512kb/sのもの	126,000 円

768kb/sのもの	154,000 円
1Mb/sのもの	165,500 円
1.5Mb/sのもの	167,500 円
3Mb/sのもの	367,000 円
12Mb/sのもの	1,753,000 円
14Mb/sのもの	2,053,000 円
16Mb/sのもの	2,353,000 円
18Mb/sのもの	2,653,000 円

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

24 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この改正規定にこれに相当する規定があるときは、この改正規定の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年6月17日から実施します。ただし、ウイルスチェック機能のうち、ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名以外のドメイン名への提供については、当社が別に定める日より実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、事前届出期間経過後速やかに実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年8月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。

(料金その他の債務に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前にその理由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

(長期継続利用に係る料金の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、旧第1区域第1種契約者又は旧第1区域第3種契約者(改正前の規定により長期継続利用に係る料金の適用を受けている契約者に限ります。)は、この改正規定にかかわらず、その長期継続利用期間満了日までに限り、長期継続利用に係る料金を適用するものとし、その提供条件については、附則5項の規定によるものとします。

5 前項に規定する長期継続利用に係る料金の適用に関する提供条件は次のとおりとします

区 分	内 容									
(1) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第1区域第1種契約者又は旧第1区域第3種契約者(以下、この欄において「旧第1区域第1種契約者等」といいます。)から、その旧第1区域第1種契約又は第1区域第3種契約(以下、この欄において「旧第1区域第1種契約等」といいます。)に係る契約者回線(旧第1区域第3種契約の場合はアクセスポートとします。以下、この欄において同じとします。)について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間における料金については、(3)(料金額)のア(利用料)の額(旧第1区域第1種契約の場合は、(2)(適用)のア欄からオ欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、旧第1区域第3種契約の場合は、アクセスポートに係るもの((2)(適用)のア欄からイ欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から次の(ア)の表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>(ア) 旧第1区域第1種契約又は旧第1区域第3種契約の場合</p> <p style="text-align: center;">月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">継続して利用する期間</th> <th style="text-align: center;">料金の減額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">a 3年利用</td> <td style="text-align: center;">3年間</td> <td style="text-align: center;">2の(1)の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b 5年利用</td> <td style="text-align: center;">5年間</td> <td style="text-align: center;">2の(1)の額に0.1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出</p>	種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (税抜価格)	a 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.05を乗じて得た額	b 5年利用	5年間	2の(1)の額に0.1を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (税抜価格)								
a 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.05を乗じて得た額								
b 5年利用	5年間	2の(1)の額に0.1を乗じて得た額								

を当社が承諾した日（旧第1区域第1種契約等の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その第1区域第1種契約等の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

カ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

キ 長期継続利用に係る旧第1区域第1種契約者等は、長期継続利用期間の満了前に、品目又は保守の態様による細目の変更によりその第1区域第1種契約等に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額 (税抜価格)
(7) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.25を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.25を乗じて得た額

ク 長期継続利用の開始から1年以内にキの表の(イ)に該当する場合が生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払いを要する額を含みます。）に消費税相当額を加算した額が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があった場合において支払われる料金の総額に消費税相当額を加算した額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(2) 旧第1区域第1種契約のサービ

ア (2) (適用) のカ欄（サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用）の（エ）のaに規定する、その暦月におけるその旧第1区域第1種契約に係る利用料及び加算額の額は

ス品質に係る料金の適用	<p>、長期継続利用に係る料金の適用により減額となる料金額を減じた額とします。</p> <p>イ (2) (適用) のキ欄 (サービス品質 (遅延時間) に係る料金の適用) のアに規定する、その暦月における旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用料は、長期継続利用に係る料金の適用前の額とします。</p> <p>ウ (2) (適用) のク欄 (サービス品質 (故障通知時間) に係る料金の適用) のイの (ア) に規定する、その暦月におけるその旧第1区域第1種契約に係る利用料の額は、長期継続利用に係る料金の適用により減額となる料金額を減じた額とします。</p>
-------------	---

(学校に関する付加機能使用料の減額に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、旧第1区域第1種契約者 (改正前の規定により学校に関する付加機能使用料の減額を受けている契約者に限ります。) は、この改正規定にかかわらず、学校に関する付加機能使用料の減額を適用するものとし、その提供条件については、附則7項の規定によるものとします。
- 7 前項に規定する学校に関する付加機能の減額に関する提供条件は次のとおりとします。

区 分	内 容													
(1) 学校に関する付加機能使用料の減額	<p>第旧1区域第1種契約者が学校 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する学校又はこれに相当する学校として当社が別に定める学校のうち、当社が別に定めるものとします。以下同じとします。) に該当するものであつて、その契約者回線に付加機能 (メールアドレス追加機能及びメールボックス容量変更機能に限ります。) を提供する場合には、旧第1区域第1種契約にかかるもの (2) (料金額) のウ (付加機能使用料) の額から次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料金の減額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ア イ以外のもの</td> <td style="text-align: center;">メールアドレス追加機能</td> <td style="text-align: center;">1のアドレスごとに月額 25円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メールボックス容量変更機能</td> <td style="text-align: center;">2MBytes ごとに月額 25円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ダイヤルアップ接続機能を提供しているもの</td> <td style="text-align: center;">メールアドレス追加機能</td> <td style="text-align: center;">1のアドレスごとに月額 50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メールボックス容量変更機能</td> <td style="text-align: center;">2MBytes ごとに月額 50円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		料金の減額 (税抜価格)	ア イ以外のもの	メールアドレス追加機能	1のアドレスごとに月額 25円	メールボックス容量変更機能	2MBytes ごとに月額 25円	ダイヤルアップ接続機能を提供しているもの	メールアドレス追加機能	1のアドレスごとに月額 50円	メールボックス容量変更機能	2MBytes ごとに月額 50円
区 分		料金の減額 (税抜価格)												
ア イ以外のもの	メールアドレス追加機能	1のアドレスごとに月額 25円												
	メールボックス容量変更機能	2MBytes ごとに月額 25円												
ダイヤルアップ接続機能を提供しているもの	メールアドレス追加機能	1のアドレスごとに月額 50円												
	メールボックス容量変更機能	2MBytes ごとに月額 50円												

(付加機能に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、旧第1区域第1種契約者 (改正前の規定により下表に規定する付加機能 (以下、附則9項まで、「旧付加機能」といいます。) の提供を受けている契約者に限ります。) は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとし、その提供条件については、附則9項の規定によるものとします。

付加機能
ダイヤルアップ接続機能

9 前項に規定する旧付加機能に関する提供条件は次のとおりとします。

区 分	内 容		
(1) 旧付加機能の適用	前項に規定する契約者は、次の場合に限り旧付加機能の利用の請求を行うことができます。 ア 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき		
(2) ダイヤルアップ接続機能の適用	旧第1区域第1種契約者からの請求に基づき当社が付与した識別符号（英字及び数字の組合せをいいます。以下同じとします。）及び暗証符号をあらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録することにより、その識別符号及び暗証符号でアクセスポイントに接続し、コンピュータ通信網サービスを利用することができる機能をいいます。	単 位	料金額 （月額）
		1の機能ごとに	税抜価格970 円
備考	ア 旧第1区域第1種契約者が学校に該当する契約者回線に限り提供します。 イ 当社は、1のメールアドレスにつき1のダイヤルアップ接続機能を提供します。 ウ 当社の付与する識別符号及び暗証符号で利用する者の範囲は、その旧第1区域第1種契約者と密接な関係であることについて当社が別に定める基準に適合する場合に限りです。 エ 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		

9-2 附則9項における工事に関する費用においては、次のとおりとします。

ダイヤルアップ接続機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	税抜価格3,000円
	追加の場合	1の機能ごとに	税抜価格150円

10 この改正規定実施の際現に、旧第2区域第1種契約者又は旧第2区域第3種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能（以下、附則11項まで、「旧付加機能」といいます。）の提供を受けている契約者に限りです。）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとし、その取扱いについては、附則11項の規定によるものとします。

付加機能	
電子メール利用機能	ホームページ容量増加機能
ホームページ公開機能	経路情報交換機能
電子メール容量増加機能	—

11 前項に規定する旧付加機能に関する提供条件は次のとおりとします。

区 分	内 容
-----	-----

<p>(1) 旧付加機能の適用</p>	<p>前項に規定する契約者は、次の場合に限り旧付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>ア 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>イ 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p> <table border="1" data-bbox="389 387 1401 510"> <tr> <td>請求を行う付加機能</td> <td>対応する付加機能</td> </tr> <tr> <td>電子メール容量増加機能</td> <td>電子メール利用機能</td> </tr> <tr> <td>ホームページ容量増加機能</td> <td>ホームページ公開機能</td> </tr> </table>			請求を行う付加機能	対応する付加機能	電子メール容量増加機能	電子メール利用機能	ホームページ容量増加機能	ホームページ公開機能
請求を行う付加機能	対応する付加機能								
電子メール容量増加機能	電子メール利用機能								
ホームページ容量増加機能	ホームページ公開機能								
<p>(2) 電子メール利用機能の適用</p>	<p>電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができる機能をいいます。</p>	<p>単 位</p> <p>1のメールアドレスごとに（容量5 MBytesまで）</p>	<p>料金額（月額）</p> <p>税抜価格250円</p>						
<p>備考</p>	<p>ア 当社は、旧第2区域第1種契約者からの請求に基づき、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの割り当てを行います。</p> <p>イ 当社は、旧第2区域第1種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>ウ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。</p> <p>エ 当社はウの規定によりメールアドレスを変更するときは、あらかじめ、そのことを旧第2区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>オ 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>								
<p>(3) ホームページ公開機能の適用</p>	<p>旧第2区域第1種契約者が、ホームページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。</p>	<p>単 位</p> <p>1の機能ごとに（容量5 MBytesまで）</p>	<p>料金額（月額）</p> <p>税抜価格500円</p>						
<p>備考</p>	<p>ア 当社は、旧第2区域第1種契約者の1の契約者回線につき1のホームページ公開機能を提供します。</p> <p>イ 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>								
<p>(4) 電子メー</p>	<p>1のメールアドレスごとに、電</p>	<p>単 位</p>	<p>料金額（月額）</p>						

ル容量増加機能の適用	子メール機能によりに付与されたメール蓄積容量（電子メール（電子メール機能に規定するものに限ります。）として蓄積できる通信の情報量をいいます。以下同じとします。）を増加することができる機能をいいます。	1のメールアドレスにつき、5MBytesを超える5MBytesごとに（最大15MBytesまで）	税抜価格250円
	備考	ア 電子メール機能を利用している旧第2区域第1種契約者に限り提供します。 イ 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。	
(5) ホームページ容量増加機能の適用	1の契約ごとに、ホームページ公開機能によりに付与されたホームページ容量を増加することができる機能をいいます。	単 位	料金額（月額）
		1のホームページ公開機能につき、5MBytesを超える5MBytesごとに（最大25MBytesまで）	税抜価格500円
備考	ア ホームページ公開機能を利用している旧第2区域第1種契約者に限り提供します。 イ 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
(6) 経路情報交換機能の適用	—	単 位	料金額（月額）
		1の機能ごとに	税抜価格180,000円
備考	ア 当社の業務の遂行上支障がある場合又は当社が別に定める基準に該当しない場合には、その請求を承諾しないことがあります。		

（整理品目に関する経過措置）

12 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第1種契約（イーサネット方式の10Mb/sのものに限ります。以下、「旧第1区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、附則13項に掲げるもののほか、改正規定に規定する旧第1区域第1種契約に関する提供条件に準ずるものとします。

13 前項に規定する旧第1区域第1種契約に関する提供条件は、次のとおりとします。

（1）適用

区 分	内 容
ア 品目に係る料金の適用	旧第1区域第1種契約については、10Mb/sの符号伝送を行うことができます。

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旧第1区域第1種契約に係る契約者（以下、「旧第1区域第1種契約者」といいます。）が指定することのできる加入契約回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域内に限ります。 2 旧第1区域第1種契約に係る当社が付与するIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の数は当社が別に定めるものとします。 3 旧第1区域第1種契約については、加入契約回線においてふくそうが発生していない場合に上記に規定する符号伝送が可能なものとします。 4 旧第1区域第1種契約は、コンピュータ通信網サービスの回線収容部（加入契約回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下「回線収容部」といいます。）を最大24の加入契約回線で共用します。 5 旧第1区域第1種契約については、サービス品質に係る取扱いを適用しません。 6 旧第1区域第1種契約者が、旧第1区域第1種契約を解除した場合であって、解除を行うと同時に、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のコース2のものに限ります。）の利用の開始があった場合は、イ（品目等の変更）に規定する品目の変更があったものとして取り扱います。 																		
<p>イ 付加機能の適用</p>	<p>(ア)この改正規定実施の際現に、旧第1区域第1種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限ります。）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとします。</p> <table border="1" data-bbox="427 1256 1422 1682"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td>メールリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td>ダイヤルアップ機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>IPv6トンネリング機能</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス追加機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)(ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき <table border="1" data-bbox="427 1928 1422 2018"> <thead> <tr> <th>請求を行う付加機能</th> <th>対応する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ユーザードメイン機能</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能		ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ダイヤルアップ機能	ユーザードメインホームページ追加機能	IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ウイルスチェック機能	請求を行う付加機能	対応する付加機能	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能
付加機能																			
ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能																		
ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能																		
ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能																		
ユーザードメインメールリングリスト機能	ダイヤルアップ機能																		
ユーザードメインホームページ追加機能	IPv6トンネリング機能																		
メールアドレス追加機能	ウイルスチェック機能																		
請求を行う付加機能	対応する付加機能																		
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能																		

	ユーザードメインホームページ機能	
	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能
	ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能
	メールアドレス追加機能	
	メールボックス容量変更機能	
	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能

(2) 料金額

ア 利用料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格)
10Mb/s	169,000 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
回線終端装置	10Mb/sのもの	1 台ごと	20,000 円
回線接続装置	10Mb/s		20,000 円

(3) 旧第1区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s のもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/s のもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力：-8dBm以下（平均値） 使用中心波長：1.31μm

14 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第2区域第1種契約（128kb/sのものに限ります。以下、「旧第2区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、附則15項に掲げるもののほか、改正規定に規定する第2区域第1種契約に関する提供条件に準ずるものとします。

15 前項に規定する旧第2区域第1種契約に関する提供条件は、次のとおりとします。

(1) 適用

区 分	内 容												
<p>ア 品目に係る料金の適用</p>	<p>旧第2区域第1種契約については、128kb/sの符号伝送を行うことができます。</p> <p>備考</p> <p>(ア) 旧第2区域第1種契約の契約者回線には、次の種類があります。</p> <p>a b及びc以外のもの</p> <p>b 当社が別に定める協定事業者に係る他社接続回線の一端が、その協定事業者と東日本電信電話会社又は西日本電信電話会社との接続点に終端するもの</p> <p>c 加入契約回線において、当社以外の電気通信事業者のエコノミークラスの専用サービスを利用しているもの。</p> <p>(イ) この備考欄の(ア)のb及びcの契約者回線のもの、故障の監視を回線単位で行いません。</p> <p>(ウ) 旧第2区域第1種契約に係る契約者(以下、「旧第2区域第1種契約者」といいます。)は、契約者回線の種類について、次の各号に定める変更の請求をすることはできません。</p> <p>a この備考欄の(ア)のaのものから、b又はcのものへの変更</p> <p>b この備考欄の(ア)のb又はcのものから、aのものへの変更</p> <p>c この備考欄の(ア)のbのものからcのもの、又はcのものからbのものへの変更</p>												
<p>イ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第2区域第1種契約者(改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限り)は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしてします。</p> <table border="1" data-bbox="387 1424 1313 1809"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="387 1424 1313 1467">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="387 1467 850 1509">ユーザードメイン機能</td> <td data-bbox="850 1467 1313 1509">メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1509 850 1552">ユーザードメインメール機能</td> <td data-bbox="850 1509 1313 1552">メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1552 850 1637">ユーザードメインホームページ機能</td> <td data-bbox="850 1552 1313 1637">ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1637 850 1722">ユーザードメインメーリングリスト機能</td> <td data-bbox="850 1637 1313 1722">メーリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1722 850 1809">ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td data-bbox="850 1722 1313 1809">ウイルスチェック機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p>	付加機能		ユーザードメイン機能	メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能	メールボックス容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインメーリングリスト機能	メーリングリスト容量変更機能	ユーザードメインホームページ追加機能	ウイルスチェック機能
付加機能													
ユーザードメイン機能	メールアドレス追加機能												
ユーザードメインメール機能	メールボックス容量変更機能												
ユーザードメインホームページ機能	ホームページ容量変更機能												
ユーザードメインメーリングリスト機能	メーリングリスト容量変更機能												
ユーザードメインホームページ追加機能	ウイルスチェック機能												

	請求を行う付加機能	対応する付加機能
	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能
	ユーザードメインホームページ機能	
	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能
	ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能
	メールアドレス追加機能	
	メールボックス容量変更機能	
	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能

(2) 料金額

ア 利用料

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格)
128kb/s	29,500 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
区域外線路	メタル配線	1 契約者回線につき 区域外線路100mま でごとに	230 円
回線接続装置	128kb/s (メタル配 線用)	1 台ごと	1,700 円
	128kb/s (光配線用)		6,000 円
配線設備	メタル配線	1 配線ごとに	60 円

(3) 旧第2区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	ネジ止め4端子又は 8端子コネクタ (ISO標準 IS8877準拠)	TTC標準JT-I430-a準拠

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	2線式インタフェース	CCITT勧告G. 961 AppendixIV準拠

16 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第1種契約（

128kb/sのものに限ります。以下、「旧第3区域第1種契約」といいます。)に関する提供条件は、附則17項に掲げるもののほか、改正規定に規定する第3区域第1種契約に関する提供条件に準ずるものとします。

17 前項に規定する旧第3区域第1種契約に関する提供条件は、次のとおりとします。

(1) 適用

区 分	内 容																												
ア 品目に係る料金の適用	<p>旧第3区域第1種契約については、128kb/sの符号伝送を行うことができます。</p> <p>備考 旧第3区域第1種契約に係る他社接続回線は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）とします。</p>																												
イ 付加機能の適用	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第1種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限りません。）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">サーバーホスティング機能</td> <td>ユーザードメインメーリングリスト機能</td> </tr> <tr> <td>サーバーホスティング容量追加機能</td> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザー作成CGI利用機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>SSL利用機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>アクセスログ解析機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メーリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">請求を行う付加機能</th> <th>対応する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバーホスティング容量追加機能</td> <td>サーバーホスティング機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ユーザードメイン機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能		サーバーホスティング機能	ユーザードメインメーリングリスト機能	サーバーホスティング容量追加機能	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザー作成CGI利用機能	メールアドレス追加機能	SSL利用機能	メールボックス容量変更機能	アクセスログ解析機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメイン機能	メーリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ウイルスチェック機能	ユーザードメインホームページ機能	—	請求を行う付加機能	対応する付加機能	サーバーホスティング容量追加機能	サーバーホスティング機能	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能	ユーザードメインホームページ機能		ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能
付加機能																													
サーバーホスティング機能	ユーザードメインメーリングリスト機能																												
サーバーホスティング容量追加機能	ユーザードメインホームページ追加機能																												
ユーザー作成CGI利用機能	メールアドレス追加機能																												
SSL利用機能	メールボックス容量変更機能																												
アクセスログ解析機能	ホームページ容量変更機能																												
ユーザードメイン機能	メーリングリスト容量変更機能																												
ユーザードメインメール機能	ウイルスチェック機能																												
ユーザードメインホームページ機能	—																												
請求を行う付加機能	対応する付加機能																												
サーバーホスティング容量追加機能	サーバーホスティング機能																												
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能																												
ユーザードメインホームページ機能																													
ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能																												

	ユーザードメインメーリング リスト機能	ユーザードメインメール機能
	メールアドレス追加機能	
	メールボックス容量変更機能	
	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームペー ジ機能

(2) 料金額

ア 利用料

a. 契約者回線の終端をコンピュータ通信網サービス取扱局内以外とするもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格)
128kb/s	164,000 円

b. 契約者回線の終端をコンピュータ通信網サービス取扱局内とするもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格)
128kb/s	84,000 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
回線接続装置	128kb/s用のもの	1台ごとに	19,000 円

(3) 旧第3区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	34ピンコネクタ (ISO標準IS2593準拠)	ITU-T V. 35準拠

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路	
		伝送速度	符号形式
128kb/s	F04形単芯光ファイバコ ネクタ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CMI符号

18 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第2区域第3種契約（以下、「旧第2区域第3種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第2区域第3種契約に係るサービス（以下、「旧第2区域第3種コンピュータ通

信網サービス」といいます。)における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、加入契約回線 1 回線ごとに 1 の旧第 2 区域第 3 種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	<p>(ア)当社は、1 の加入契約回線について旧第 2 区域第 3 種契約者が 2 人以上となる旧第 2 区域第 3 種契約 (以下「共同契約」といいます。)を締結します。</p> <p>(イ)(ア)の場合、契約者のうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。</p>
ウ 加入契約回線の終端	当社は、旧第 2 区域第 3 種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを加入契約回線の終端とします。
エ 最低利用期間	<p>(ア)旧第 2 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>(イ)(ア)の最低利用期間は、旧第 2 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。</p> <p>(ウ)旧第 2 区域第 3 種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第 2 区域第 3 種契約の解除又は旧第 2 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。</p>
オ 品目の変更	<p>(ア)旧第 2 区域第 3 種契約者は、旧第 2 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。ただし、料金表附則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、(ア)の請求があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第 2 区域第 3 種契約の品目の変更の申込みを承諾しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。 b 旧第 2 区域第 3 種契約の変更の申込みをした者が、旧第 2 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 c 旧第 2 区域第 3 種契約の変更の申込みをした者が、第 30 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。 d 旧第 2 区域第 3 種契約の変更の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。 e その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
カ 加入契約	(ア)当社は、当社、協定事業者及び契約者の責めによらない理由

<p>回線の提供ができなくなった場合の措置</p>	<p>により、加入契約回線（端末無線回線による場合に限りま す。以下この欄で同じとします。）の提供ができなくなった場 合は、旧第2区域第3種契約者からそのコンピュータ通信網 サービスの一時中断の請求があったときを除き、その加入契 約回線に係る旧第2区域第3種コンピュータ通信網契約を解 除することがあります。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)の規定により、その旧第2区域第3種コンピ ュータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ、旧 第2区域第3種契約者にそのことをお知らせします。</p>
<p>キ その他の提供条件</p>	<p>(ア) 旧第2区域第3種契約者数の変更、コンピュータ通信網サー ビスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の 禁止、旧第2区域第3種契約者が行う旧第2区域第3種契約 の解除及び当社が行う旧第2区域第3種契約の解除の取扱い については、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービス の場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、旧第2区域第3種契約に関するその他 の提供条件については、当社が別に定めるところによります 。</p>

(2) 適用

区 分	内 容														
<p>ア 品目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めま す。</p> <table border="1" data-bbox="499 1137 1426 1429"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1149 635 1182">品 目</th> <th data-bbox="643 1149 1418 1182">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1189 635 1261">1.5Mb/s</td> <td data-bbox="643 1189 1418 1261">昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1267 635 1339">3Mb/s</td> <td data-bbox="643 1267 1418 1339">昼間は3.072Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1346 635 1417">6Mb/s</td> <td data-bbox="643 1346 1418 1417">昼間は6.144Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 昼間及び夜間・深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます 。</p> <table border="1" data-bbox="547 1559 1382 1686"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1570 850 1603">区 分</th> <th data-bbox="858 1570 1374 1603">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1610 850 1644">昼間</td> <td data-bbox="858 1610 1374 1644">午前7時から午後8時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1650 850 1684">夜間・深夜・早朝</td> <td data-bbox="858 1650 1374 1684">午後8時から午前7時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 コンピュータ通信網サービス取扱所の営業時間（土曜日 、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法 律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及 び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時 30分までの時間をいいます。以下、同じとします。）外に 、修理又は復旧の請求を受けたときには、その受けた時刻 以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行いま す。</p>	品 目	内 容	1.5Mb/s	昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	昼間は3.072Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	昼間は6.144Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの	区 分	時間帯	昼間	午前7時から午後8時までの間	夜間・深夜・早朝	午後8時から午前7時までの間
品 目	内 容														
1.5Mb/s	昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの														
3Mb/s	昼間は3.072Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの														
6Mb/s	昼間は6.144Mbit/s、夜間・深夜・早朝は64kbit/s の符号伝送が可能なもの														
区 分	時間帯														
昼間	午前7時から午後8時までの間														
夜間・深夜・早朝	午後8時から午前7時までの間														

	<p>3 端末無線回線については、天候等により電波の伝わりにくい状況の場合には、十分な品質が得られないことがありますので、あらかじめご了承のうえ利用していただきます。</p> <p>3 旧第2区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する接続契約回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>														
<p>イ 最低利用期間内に旧第2区域第3種契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) 旧第2区域第3種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第2区域第3種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第2区域第3種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ) 旧第2区域第3種契約者は、最低利用期間内に旧第2区域第3種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、その変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) ウの場合に、品目の変更と同時にその加入契約回線の設置場所において、旧第2区域第3種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う解除の加入契約回線の料金を合算して行います。</p>														
<p>ウ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第2区域第3種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限り）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとし、</p> <table border="1" data-bbox="501 1384 1426 1809"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインホームページ機能</td> <td>メーリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインメーリングリスト機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインホームページ追加機能</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p>	付加機能		IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ユーザドメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザドメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザドメインホームページ機能	メーリングリスト容量変更機能	ユーザドメインメーリングリスト機能	ウイルスチェック機能	ユーザドメインホームページ追加機能	—
付加機能															
IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能														
ユーザドメイン機能	メールボックス容量変更機能														
ユーザドメインメール機能	ホームページ容量変更機能														
ユーザドメインホームページ機能	メーリングリスト容量変更機能														
ユーザドメインメーリングリスト機能	ウイルスチェック機能														
ユーザドメインホームページ追加機能	—														

	請求を行う付加機能	対応する付加機能
	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能
	ユーザードメインホームページ機能	
	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能
	ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能
	メールアドレス追加機能	
	メールボックス容量変更機能	
ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	
エ 特別電気通信設備の加算額その他の場合における料金の適用	特別電気通信設備の加算額の適用、回線接続装置等の加算額の適用及び付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用については、旧第1区域第1種契約に係るものの場合に準ずるものとします。	

(3) 料金額

ア 利用料

1 加入契約回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格)
1.5Mb/s	198,000 円
3Mb/s	484,000 円
6Mb/s	812,000 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
特別電気通信設備	—	—	別に算定する実費
回線終端装置	1.5Mb/sのもの	1台ごと	20,000 円
	3Mb/s又は6Mb/sのもの		20,000 円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

ウ 付加機能使用料

旧第2区域第1種契約に係るもの（付則平成16年1月30日実施）の（3）（料金額）のウと同額とします。この場合において、旧第2区域第1種契約者を旧第2区域第3種契約者と読み替えるものとします。

- (4) 旧第2区域第3種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

品目	物理的条件	伝送方式
1.5Mb/s、3Mb/s、6Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠

19 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第2種契約（以下、「旧第3区域第2種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第3区域第2種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第2種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、1の契約者識別符号につき1の旧第3区域第2種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	(ア)当社は、1の契約者識別符号について旧第3区域第2種契約者が2人以上となる旧第3区域第2種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。 (イ)(ア)の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
ウ 電子メールの利用	(ア)旧第3区域第2種契約者は、料金表附則に定めるところにより、電子メール（メールアドレスを使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとし、当社は、そのためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のメールアドレスの数は、1の旧第3区域第2種契約につき1とします。 (イ)当社は、旧第3区域第2種契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。 (ウ)電子メールとして蓄積できる通信の情報量は、当社が別に定めるところによります。
エ 旧第3区域第2種コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断	当社は、旧第3区域第2種契約者から請求があったときは、旧第3区域第2種コンピュータ通信網サービスの利用の一時中断（その旧第3区域第2種契約に係る設備及びメールアドレスを他に転用することなく一時的に利用できなくなるようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
オ その他の提供条件	(ア)旧第3区域第2種契約者数の変更、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第3区域第2種契約者が行う旧第3区域第2種契約の解除及び当社が行う旧第3区域第2種契約の解除の取扱いについては、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。 (イ)(ア)に規定するほか、旧第3区域第2種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(2) 適用

区分	内容
----	----

<p>ア 品目に係る料金の適用</p>	<p>旧第3区域第2種契約については、総合デジタル通信サービスを用いておおむね64kbit/sの符号伝送を行うことができます。</p> <p>備考</p> <p>(ア) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(イ) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。</p>						
<p>イ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第2種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限ります。）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしします。</p> <table border="1" data-bbox="454 761 1284 891"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールアドレス追加機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>情報ページ公開機能</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p>	付加機能		メールアドレス追加機能	ウイルスチェック機能	情報ページ公開機能	—
付加機能							
メールアドレス追加機能	ウイルスチェック機能						
情報ページ公開機能	—						
<p>ウ 付加機能に関する料金の適用</p>	<p>付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用については、(3)料金額のイに準ずるものとしします。</p>						

(3) 料金額

ア 利用料

1 契約者認識符号ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
利用料	2,300 円

イ 付加機能使用料

料金種別	区 分	単 位	料金額 (月額)
メールアドレス追加機能	旧第3区域第2種契約者に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1の追加メールアドレスごとに	税抜価格 250 円
	備考		<p>(ア) 当社は、利用者の1のダイヤルアップ回線につき9までのメールアドレスを追加提供します。</p> <p>(イ) 当社は技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(ウ) (イ)の規定により、メールアドレスを変更する場合には、あらかじめそのことを旧第3区域第2種契約者にお知らせします。</p>

情報ページ 公開機能	旧第3区域第2種契約者が、情報ページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	—	—
	備 考	(1) 当社は、利用者の1のダイヤルアップ回線につき1の機能を提供します。 (2) 蓄積できる情報ページの量は、別に定める容量までとします。	
ウイルスチ ェック機能	旧第3区域第2種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その旧第3区域第2種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。	1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みません。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの	税抜価格2,000円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	税抜価格2,000円に、10個を超える10個ごとに税抜価格2,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	税抜価格10,400円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	税抜価格10,400円に、60個を超える10個ごとに税抜価格1,400円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	税抜価格30,000円

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	税抜価格30,000円に、200個を超える100個ごとに税抜価格14,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	税抜価格232,000円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	税抜価格232,000円に、2,000個を超える1,000個ごとに90,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	税抜価格1,045,000円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	税抜価格1,045,000円に、税抜価格11,000個を超える1,000個ごとに47,000円を加算した額
備考	<p>(1) 契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1のドメイン名につき、1のウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>(3) ウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。</p> <p>ア 当社が旧第3区域第2種契約者に割り当てたメールアドレスにおいて利用されるドメイン名</p> <p>イ ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名</p> <p>(4) この機能において、旧第3区域第2種契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金</p>		

	は日割しません。
--	----------

20 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第3種契約（以下、「旧第3区域第3種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第3区域第3種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第3種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、利用回線1回線ごとに1の旧第3区域第3種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	(ア)当社は、1の利用回線について旧第3区域第3種契約者が2人以上となる旧第3区域第3種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。 (イ)(ア)の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
ウ 最低利用期間	(ア)旧第3区域第3種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第3区域第3種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。 (ウ)旧第3区域第3種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第3区域第3種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。
エ 協定事業者の契約の解除等に伴う旧第3区域第3種契約の扱い	(ア)当社は、旧第3区域第3種契約者からその旧第3区域第3種契約に係る他社接続回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その旧第3区域第3種契約を解除します。 (イ)(ア)に規定するほか、当社は、旧第3区域第3種契約者とその旧第3区域第3種契約に係る他社接続回線について別に定める協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その旧第3区域第3種契約を解除することがあります。
オ その他の提供条件	(ア)旧第3区域第3種契約者数の変更、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第3区域第3種契約者が行う旧第3区域第3種契約の解除及び当社が行う旧第3区域第3種契約の解除の取扱いについては、第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。 (イ)(ア)に規定するほか、旧第3区域第3種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(2) 適用

区 分	内 容
ア 品目に係る	旧第3区域第3種契約については、128kb/sの符号伝送を行うことができます。

料金の適用	<p>備考</p> <p>1 旧第3区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する接続契約回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>																										
イ 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>(ア) 旧第3区域第3種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第3区域第3種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第3区域第3種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>																										
ウ 付加機能の適用	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第3種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限り）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとします。</p> <table border="1" data-bbox="373 969 1422 1391"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td>メールリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p> <table border="1" data-bbox="389 1599 1422 2018"> <thead> <tr> <th>請求を行う付加機能</th> <th>対応する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td rowspan="2">ユーザードメイン機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td>ユーザードメインメール機能</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス追加機能</td> <td rowspan="2">ユーザードメインメール機能</td> </tr> <tr> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能		IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能	ユーザードメインホームページ追加機能	—	請求を行う付加機能	対応する付加機能	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能	ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能	メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能	メールボックス容量変更機能
付加機能																											
IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能																										
ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能																										
ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能																										
ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能																										
ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能																										
ユーザードメインホームページ追加機能	—																										
請求を行う付加機能	対応する付加機能																										
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能																										
ユーザードメインホームページ機能																											
ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能																										
ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能																										
メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能																										
メールボックス容量変更機能																											

	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能
エ 付加機能に関する料金の適用	付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用については、平成16年1月30日実施の付則6（旧第3区域第1種契約）の場合に準ずるものとし ます。	

(3) 料金額

ア 利用料

1 利用回線ごとに月額

区 分	料金額 (税抜価格)
利用料	23,000 円

イ 付加機能使用料

平成16年1月30日実施の付則6（旧第3区域第1種契約）の（3）（料金額）の
ウと同額とします。この場合において、旧第3区域第1種契約者を旧第3区域第
3種契約者と読み替えるものとします。

21 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第5種契約（
以下、「旧第3区域第5種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものと
します。

(1) 旧第3区域第5種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第5種コンピュータ通信
網サービス」といいます。）における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、加入契約回線1回線ごとに1の旧第3区域第5種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	(ア)当社は、1の加入契約回線について旧第3区域第5種契約者が2人以上となる旧第3区域第5種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。 (イ)(ア)の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
ウ 加入契約回線の終端	(ア)当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これを加入契約回線の終端とします。 (イ)当社は、(ア)の地点を定めるときは、旧第3区域第5種契約者と協議します。
エ 最低利用期間	(ア)旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 (ウ)旧第3区域第5種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第3区域第5種契約の解除、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。

<p>オ 品目の変更</p>	<p>(ア)旧第3区域第5種契約者は、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表附則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、(ア)の請求があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第3区域第5種契約の変更の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>a 旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>b 旧第3区域第5種契約の変更の申込みをした者が、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第3区域第5種契約の変更の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 旧第3区域第5種契約の変更の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>e その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>カ その他の提供条件</p>	<p>(ア)旧第3区域第5種契約者数の変更、加入契約回線の移転、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第3区域第5種契約者が行う旧第3区域第5種契約の解除及び当社が行う旧第3区域第5種契約の解除の取扱いについては、第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、旧第3区域第5種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

(2) 適用

区 分	内 容		
ア 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	品 目	内 容	
	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	10Mb/s	アクセス I	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		アクセス II	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	12Mb/s	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	14Mb/s	14Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	16Mb/s	16Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	18Mb/s	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	25Mb/s	25Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	35Mb/s	35Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	45Mb/s	45Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
<p>備考</p> <p>1 当社が別に定めるところにより送信許容帯域に対して一定の割合で受信許容帯域を設定し、符号伝送が可能なものとしします。</p> <p>2 10Mb/s品目のアクセス I は10BASE-T、その他の品目は100BASE-TXのLAN回線接続により符号伝送が可能なものとしします。</p> <p>3 旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>			
イ 最低利用期間内に契約の解除等があった場	<p>(ア) 旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第3区域第5種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第3区域第5種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金</p>		

<p>合の料金の適用</p>	<p>(利用料とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ)旧第3区域第5種契約者は、最低利用期間内に旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ)ウの場合に、品目の変更と同時にその加入契約回線の設置場所において、旧第3区域第5種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う解除の加入契約回線の料金を合算して行います。</p>
<p>ウ サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用</p>	<p>(ア)当社は、旧第3区域第5種契約者(10Mb/s品目のアクセスIに係る旧第3区域第5種契約者を除きます。以下この表のオ欄まで同じとします。)の責めによらない理由により、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第43条(契約者の切分責任)の規定により旧第3区域第5種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して30分以上その状態が連続したときは、その旧第3区域第5種契約に係る料金(以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は、第33条(料金の支払義務)第2項第2号の規定を適用します。</p> <p>a 第29条(利用中止)第1項の規定により、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを旧第3区域第5種契約者に通知したとき。</p> <p>b 第28条(接続休止)の規定により、旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスについて接続休止をしたとき。</p> <p>c 旧第3区域第5種契約者の責めによらない理由が当社が別に定める区域以外において生じたものとき。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その状態が30分未満となるものに限り)が生じたときは、当社は第33条(料金の支払義務)第2項の規定を適用します。</p> <p>(ウ)(ア)に規定する故障回復時間返還料金額は、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における(2)(料金額)のア(利用料)に規定する料金額(この表のア欄及びイ欄の適用による場合は、適用した後の額とします。)及びイ(加算額)に規定する加算額の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>

(ア)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1 / 90
1時間以上12時間未満	1 / 30
12時間以上24時間未満	1 / 10
24時間以上72時間未満	1 / 5
72時間以上	1

(エ) 当社は、(イ)の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

a b以外の場合

その暦月におけるその旧第3区域第5種契約に係る料金額及び加算額（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

b その暦月が旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれbの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

(オ) (ア)の場合において、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（(ウ)のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

(カ) この欄の規定による料金の返還とこの表のエ欄又はオ欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、オ欄の規定に定めるところによります。

エ サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用

(ア) 当社は、旧第3区域第5種契約において、当社が別に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミ

	<p>り秒を超えた場合は、その暦月における旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービス（その1の暦月を連続して当社が提供しているものに限ります。）の（2）（料金額）のア（利用料）に規定する料金額（この表のア欄及びイ欄の適用又は料金表通則の3の規定（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその旧第3区域第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスについて、その2の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>（イ） この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表のウ欄又はオ欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、オ欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>オ サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>（ア）当社は、当社の設置した旧第3区域第5種契約に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、その旧第3区域第5種契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第3区域第5種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社がその旧第3区域第5種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における（2）（料金額）のア（利用料）に規定する料金額（この表のア欄及びイ欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその旧第3区域第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>a その故障等を当社が知った時点において、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は利用停止としているとき。</p> <p>b 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。</p> <p>（イ）当社は、（ア）の規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>a b以外の場合</p> <p>その暦月における旧第3区域第5種契約に係る料金額（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払</p>

	<p>いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)</p> <p>b その暦月が旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第3区域第5種契約者に通知しなかった場合が1の暦月 ((イ)のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。) において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>(エ) この表のウ欄からオ欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>																			
<p>カ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第5種契約者 (改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限り) は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしてします。</p> <table border="1" data-bbox="411 1133 1385 1559"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td>メールリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p> <table border="1" data-bbox="411 1805 1311 2018"> <thead> <tr> <th>請求を行う付加機能</th> <th>対応する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td rowspan="2">ユーザードメイン機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能		IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能	ユーザードメインホームページ追加機能	—	請求を行う付加機能	対応する付加機能	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能	ユーザードメインホームページ機能
付加機能																				
IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能																			
ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能																			
ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能																			
ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能																			
ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能																			
ユーザードメインホームページ追加機能	—																			
請求を行う付加機能	対応する付加機能																			
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能																			
ユーザードメインホームページ機能																				

	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能
	ユーザードメインメーリングリスト機能	ユーザードメインメール機能
	メールアドレス追加機能	
	メールボックス容量変更機能	
	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能
キ 特別電気通信設備に係る料金の適用その他の場合における料金の適用	特別電気通信設備の加算額の適用、付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用については、第1区域第1種契約に係るものの場合に準ずるものとします。	

(3) 料金額

ア 利用料

1 加入契約回線ごとに月額

区 分		料金額 (税抜価格)
1Mb/sのもの		140,000 円
2Mb/sのもの		175,000 円
3Mb/sのもの		210,000 円
4Mb/sのもの		245,000 円
5Mb/sのもの		280,000 円
6Mb/sのもの		315,000 円
7Mb/sのもの		350,000 円
8Mb/sのもの		385,000 円
9Mb/sのもの		420,000 円
10Mb/sのもの	アクセスⅠ	150,000 円
	アクセスⅡ	450,000 円
12Mb/sのもの		498,000 円
14Mb/sのもの		546,000 円
16Mb/sのもの		594,000 円
18Mb/sのもの		642,000 円
20Mb/sのもの		690,000 円
25Mb/sのもの		810,000 円
30Mb/sのもの		930,000 円
35Mb/sのもの		1,050,000 円
40Mb/sのもの		1,170,000 円
45Mb/sのもの		1,290,000 円

50Mb/sのもの イ 加算額	1,400,000 円
--------------------	-------------

月額

料金種別	区分	単位	料金額（税抜価格）
特別電気通信設備	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

ウ 付加機能使用料

料金表第1表（料金）第5（第3区域第1種契約に係るもの）の2（料金額）の（3）と同額とします。この場合において、第3区域第1種契約者を旧第3区域第5種契約者と読み替えるものとします。

（4）旧第3区域第5種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

品目	物理的条件	相互接続回路
1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、 4Mb/s、5Mb/s、6Mb/s、 7Mb/s、8Mb/s、9Mb/s	8ピンコネクタ （ISO標準IS8877準拠）	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
10Mb/s	アクセスⅠ	IEEE802.3 10BASE-T準拠
	アクセスⅡ	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
12Mb/s、14Mb/s、 16Mb/s、18Mb/s、 20Mb/s、25Mb/s、 30Mb/s、35Mb/s、 40Mb/s、45Mb/s、 50Mb/s	8ピンコネクタ （ISO標準IS8877準拠）	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

22 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第6種契約（以下、「旧第3区域第6種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

（1）旧第3区域第6種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、DSL利用回線1回線ごとに1の旧第3区域第6種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	（ア）当社は、1のDSL利用回線について旧第3区域第6種契約者が2人以上となる旧第3区域第6種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。 （イ）（ア）の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
ウ サービス区域	別に定める協定事業者のDSL等接続専用サービスの提供区域のうち、当社が別に定める区域をサービス区域とします。
エ 最低利用期間	（ア）旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。

	<p>(イ) (ア)の最低利用期間は、旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>(ウ)旧第3区域第6種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第3区域第6種契約の解除、旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。</p>
<p>オ 品目の変更</p>	<p>(ア)旧第3区域第6種契約者は、旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、料金表附則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、(ア)の請求があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第3区域第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a そのDSL利用回線に係る終端の場所が旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスのサービス区域外となるとき。 b 旧第3区域第6種契約の変更の申込みをした者が、DSL利用回線について別に定める協定事業者と契約を締結している者とならないとき。 c 旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。 d 旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。 e 旧第3区域第6種契約の変更の申込みをした者が旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 f そのDSL利用回線とコンピュータ通信網との接続に関し、そのDSL利用回線に係る別に定める協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。 g 旧第3区域第6種契約の変更の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。 h その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
<p>カ コンピュータ通信網サービス取扱局の変更</p>	<p>(ア)旧第3区域第6種契約者は、DSL利用回線に係る終端の場所について変更の申込みを別に定める協定事業者に行うときは、その内容についてコンピュータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(イ) (ア)の届出により、そのコンピュータ通信網サービス契約に係るコンピュータ通信網サービス取扱局の変更(そのコンピュータ通信網サービス取扱局の設定の変更又はそのコンピュータ通信網サービス契約に係るコンピュータ通信網サービス取扱局を他のコンピュータ通信網サービス取扱局へ変更することをい</p>

	<p>います。以下同じとします。)を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>ただし、オ(品目の変更)の(ウ)のa~hのいずれかに該当するときは、その変更を行わないことがあります。</p> <p>(ウ)(イ)ただし書きの場合において、契約者は、そのコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その契約者にそのことを通知します。</p>
キ その他の契約内容の変更	<p>(ア)当社は、旧第3区域第6種契約者から請求があったときは、契約内容(DSL利用回線に係るサービスの種類等又はその他旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの内容を特定する為に必要な事項)の変更を行います。</p> <p>(イ)(ア)の請求があったときは、当社は、オ(品目の変更)の規定に準じて取り扱います。</p>
ク 当社が行う旧第3区域第6種契約の解除	<p>(ア)当社は、次の場合には、その旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスを解除することがあります。</p> <p>a 第30条(利用停止)の規定により旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>b 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは別に定める協定事業者の第1種電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスを全く利用できなくなったとき。</p> <p>(イ)当社は、契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、(ア)の規定にかかわらず、旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその旧第3区域第6種契約を解除することがあります。</p> <p>(ウ)当社は、契約者からDSL利用回線に係る終端の場所について変更の申込みを別に定める協定事業者に行う旨の届出があったとき又はその変更の事実を知った場合であって、そのDSL利用回線に係る終端の場所が旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスのサービス区域外となるときは、その旧第3区域第6種契約を解除します</p> <p>(エ)当社は、(ア)から(ウ)の規定により、その旧第3区域第6種契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</p>
ケ 別に定める協定事業者の契約の解除等に伴う旧第3区域第6種契約の扱い	<p>(ア)当社は、旧第3区域第6種契約者からその旧第3区域第6種契約に係るDSL利用回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その旧第3区域第6種契約を解除します。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、当社は、契約者とその旧第3区域第6種契約に係るDSL利用回線について別に定める協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その旧第3区域第6種契約を解除することがあります。</p>

<p>コ DSL方式に起因する事象の扱い</p>	<p>(ア) DSL利用回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、そのDSL利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。</p> <p>(イ) 第33条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に該当する場合、DSL方式に起因する事象によりその状態が生じた場合は、これを除きます。</p> <p>(ウ) 第73条第3項第2号の表に該当する場合、DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、これを除きます。</p> <p>(エ) 第45条（責任の制限）第1項に該当する場合、DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。</p>
--------------------------	--

(2) 適用

区分	内容	
<p>ア 品目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p>	
	<p>品目</p>	<p>内容</p>
	<p>タイプ 1</p>	<p>当社がDSL装置（DSL方式により電気通信サービスを提供するために別に定める協定事業者の専用サービス取扱局内等に設置される装置をいいます。以下同じとします。）を設置して提供するものであり、DSL装置を設置する場所から終端の場所への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</p>
	<p>タイプ 2</p>	<p>別に定める協定事業者が設置するDSL装置と接続して提供するもの</p>

	<p>備考</p> <p>1 タイプ1の利用回線型サービス（別に定める協定事業者の専用サービスに関する契約約款等に規定する「利用回線型サービス」をいいます。以下同じとします。）は、別に定める協定事業者のDSL等接続専用サービスとその電話サービスに使用する周波数帯域を当社が多重又は分離するものに限り提供します。</p> <p>2 タイプ2に係る伝送速度その他の通信等の条件については、この約款に定めるほか別に定める協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>3 旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する接続契約回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>														
<p>イ 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) 旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第3区域第6種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第3区域第6種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ) 旧第3区域第6種契約者は、最低利用期間内に旧第3区域第6種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) (ウ)の場合に、品目の変更と同時にそのDSL利用回線の設置場所において、旧第3区域第6種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う解除のDSL利用回線の料金を合算して行います。</p>														
<p>ウ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第3種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限ります。）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしします。</p> <table border="1" data-bbox="453 1675 1374 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> <td>メールリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームペー</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	付加機能		IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能	ユーザードメインホームペー	—
付加機能															
IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能														
ユーザードメイン機能	メールボックス容量変更機能														
ユーザードメインメール機能	ホームページ容量変更機能														
ユーザードメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能														
ユーザードメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能														
ユーザードメインホームペー	—														

	<p>ジ追加機能</p> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p> <p>b 請求を行う付加機能が下表の左欄に掲げる付加機能であって、その契約者が、対応する下表の右欄の付加機能を現に利用しているとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請求を行う付加機能</th> <th>対応する付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td rowspan="2">ユーザードメイン機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメールリングリスト機能</td> <td rowspan="3">ユーザードメインメール機能</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ホームページ容量変更機能</td> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> </tbody> </table>	請求を行う付加機能	対応する付加機能	ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能	ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能	メールアドレス追加機能	メールボックス容量変更機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能
請求を行う付加機能	対応する付加機能													
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能													
ユーザードメインホームページ機能														
ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能													
ユーザードメインメールリングリスト機能	ユーザードメインメール機能													
メールアドレス追加機能														
メールボックス容量変更機能														
ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能													
エ 特別電気通信設備に係る料金の適用その他の場合における料金の適用	特別電気通信設備の加算額の適用、付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用、復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用については、第1区域第1種契約に係るものの場合に準ずるものとします。													

(3) 料金額

ア 利用料

1DSL利用回線ごとに月額

区 分		料金額 (税抜価格)
DSL利用回線が、利用回線型サービスに係るもの	タイプ1	47,350円
	タイプ2	44,400円
DSL利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの	タイプ1	47,200円
	タイプ2	44,400円

備考 「契約者回線型サービス」とは、別に定める協定事業者の専用サービスに関する契約約款等に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
特別電気通信設備	—	—	別に算定する実費

変復調装置等	—	1台ごとに	500円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

ウ 付加機能使用料

料金表第1表（料金）第5（第3区域第1種契約に係るもの）の2（料金額）の（3）と同額とします。この場合において、第3区域第1種契約者を旧第3区域第6種契約者と読み替えるものとします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 23 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この改正規定にこれに相当する規定があるときは、この改正規定の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

（料金その他の債務に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月17日から実施します。ただし、IPv6トンネリング機能及びIPv6ハイブリッド機能に係る付加機能使用料の料金額の変更及びIPv6ハイブリッド機能に係る備考欄の変更については、平成15年1月1日から実施します。

（料金その他の債務に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

（細目に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結している次表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により当社が提供する同表の右欄の細目とみなします。

実施前の細目	実施後の細目
--------	--------

第5区域第1種契約イーサネット方式10Mb/s専用型	第5区域第1種契約イーサネット方式10Mb/s専用型IPv4型
----------------------------	---------------------------------

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

(細目に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規により当社が締結している次表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により当社が提供する同表の右欄の細目とみなします。

実施前の細目	実施後の細目
第5区域第1種契約イーサネット方式対称型タイプ2のもの	第5区域第1種契約イーサネット方式対称型タイプ2双方向型のもの
第5区域第2種契約対称型タイプ2のもの	第5区域第2種契約対称型タイプ2双方向型のもの

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年2月21日より実施いたします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。ただし、附則の4に定める附則の改正については、平成15年3月31日から実施します。

(端末設備に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している端末設備のうち、当社が提供する第5区域第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式のものに係る回線終端装置及び旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る回線終端装置については、この改正届出料金表実施の日において、回線接続装置に移行したものとします。

(その他)

- 3 平成14年9月1日改正規定の附則の13の(2)のイを次のように改めます。

13

(2)

イ 加算額

料金種別	区分	単位	料金額 (税抜額)
(削除)	(削除)	1台ごと	(削除)
回線接続装置	10Mb/s		5,000円

- 4 平成14年9月1日改正規定の附則の10及び18を次のように改めます。

10 この改正規定実施の際現に、第2区域第1種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能（以下、附則11項まで、「旧付加機能」といいます。）の提供を受けている契約者に限り、）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとし、その取扱いについては、附則11項の規定によるものとします。

付加機能	
電子メール利用機能	ホームページ容量増加機能
ホームページ公開機能	経路情報交換機能
電子メール容量増加機能	—

18 （削除）

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年4月21日より実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

（料金その他の債務に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年6月25日から実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年8月4日から実施します。

（細目に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改訂前の規定により当社が締結している辞表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、この契約約款の規定により当社が提供する同表の右欄の細目とみなします。

実施前の細目	実施後の細目
第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 専用型 IPv	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 専用型 IPv

4 型	4 型 10BASE-T
第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 専用型 IP v6型	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 専用型 IP v6型 10BASE-T
第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 共用型 プラン 1	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 10Mb/s 共用型 プラン 1 10BASE-T
第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 100Mb/s 共用型 プラ ン2	第5区域第1種契約 イーサネット方式 コース2 100Mb/s 共用型 プラ ン2 100BASE-TX

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年10月15日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年1月30日から実施します。

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその理由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第2区域第1種契約（以下、「旧第2区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 第2区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用 期間	(ア)旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 (ウ)旧第2区域第1種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第2区域第1種契約の解除又は旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表
--------------	--

	<p>附則に規定する額を支払っていただきます。</p>
イ 品目の変更	<p>(ア)旧第2区域第1種契約者は、旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表附則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、(ア)の請求があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第2区域第1種契約の品目の変更の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>a 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>b 旧第2区域第1種契約の変更の申込みをした者が、旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第2区域第1種契約の変更の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 他社接続回線と接続する旧第2区域第1種契約の申込みにあたっては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>e 旧第2区域第1種契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。</p> <p>f 旧第2区域第1種契約の変更の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>g その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
ウ 加入契約回線等の移転	<p>(ア) 旧第2区域第1種契約者は加入契約者回線等の移転を請求することができます。</p> <p>(イ) (ア)の請求があったときは、当社はイ（品目の変更）の規定に準じて取り扱います。</p>
エ 協定事業者の契約の解除等に伴う旧第2区域第1種契約の扱い	<p>(ア) 当社は、旧第2区域第1種契約者からその旧第2区域第1種契約に係る他社接続回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その旧第2区域第1種契約を解除します。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、当社は、第2区域第1種契約者とその旧第2区域第1種契約に係る他社接続回線について別に定める協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その旧第2区域第1種契約を解除することができます。</p>

オ その他の提供条件	<p>(ア) 契約の単位、共同契約、加入者回線の終端、收容区域及び加入区域、旧第2区域第1種契約者数の変更、加入契約回線の異経路、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第2区域第1種契約者が行う旧第2区域第1種契約の解除及び当社が行う旧第2区域第1種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとしします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、旧第2区域第1種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
------------	--

(2) 適用

区分	内 容						
ア 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p>						
品 目	内 容						
384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの						
768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの						
1.5Mb/s	—						
通常タイプ	1.536kbit/sの符号伝送が可能なものであって、ビジネスタイプ及びエコノミータイプ以外のもの						
ビジネスタイプ	昼間は1.536kbit/s、夜間・深夜・早朝は384kbit/sの符号伝送が可能なもの						
エコノミータイプ	1.536kbit/sの符号伝送が可能なものであって、16個を超えるIPアドレスを利用することができないもの						
3Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
6Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの						
備考	<p>1 旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する他社接続回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る他社接続回線は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）とします。</p> <p>3 昼間及び夜間・深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="485 1771 1366 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1771 775 1809">区 分</th> <th data-bbox="775 1771 1366 1809">時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1816 775 1854">昼間</td> <td data-bbox="775 1816 1366 1854">午前7時から午後8時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1861 775 1899">夜間・深夜・早朝</td> <td data-bbox="775 1861 1366 1899">午後8時から午前7時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 エコノミータイプは、故障の監視を回線単位で行いません。</p>	区 分	時間帯	昼間	午前7時から午後8時までの間	夜間・深夜・早朝	午後8時から午前7時までの間
区 分	時間帯						
昼間	午前7時から午後8時までの間						
夜間・深夜・早朝	午後8時から午前7時までの間						

<p>イ 最低利用期間内に旧第2区域第1種契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) 旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第2区域第1種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第2区域第1種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ) 旧第2区域第1種契約者は、最低利用期間内に旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) (ウ)の場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、旧第2区域第1種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う解除の契約者回線の料金を合算して行います。</p>														
<p>ウ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第2区域第1種契約者（改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限り）は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしします。</p> <table border="1" data-bbox="419 965 1422 1402"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメイン機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインメール機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインホームページ機能</td> <td>メールリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインメールリングリスト機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザドメインホームページ追加機能</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。</p> <p>a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p>	付加機能		IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能	ユーザドメイン機能	メールボックス容量変更機能	ユーザドメインメール機能	ホームページ容量変更機能	ユーザドメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能	ユーザドメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能	ユーザドメインホームページ追加機能	—
付加機能															
IPv6トンネリング機能	メールアドレス追加機能														
ユーザドメイン機能	メールボックス容量変更機能														
ユーザドメインメール機能	ホームページ容量変更機能														
ユーザドメインホームページ機能	メールリングリスト容量変更機能														
ユーザドメインメールリングリスト機能	ウイルスチェック機能														
ユーザドメインホームページ追加機能	—														
<p>エ 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>その契約者回線において、当社及び当社が別に定める協定事業者が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>														
<p>オ 回線接続装置等の加算額の適用</p>	<p>当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。</p>														

カ 配線設備の加算額の適用	当社及び当社が別に定める協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。 (ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
キ 收容区域及び加入区域の設定その他の場合における料金の適用	收容区域及び加入区域の設定、契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用、異経路による契約者回線の加算額の適用、付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用、復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用については、第1区域第1種契約に係るものの場合に準ずるものとします。

(3) 料金額
ア 利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額 (税抜価格)
384kb/s		167,000 円
768kb/s		225,000 円
1.5M b/s	通常タイプ	315,000 円
	ビジネスタイプ	198,000 円
	エコノミータイプ	210,000 円
3Mb/s		570,000 円
6Mb/s		956,000 円

イ 加算額

月

額

料金種別	区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
区域外線路	—	1 契約者回線につき 区域外線路100mまで ごとに	690 円
異経路の線路	—	—	別に算定する実費
特別電気通信設備	—	—	別に算定する実費
回線終端装置	1.5Mb/のもの (エコノミー タイプのもの)	1 台ごとに	9,500 円

回線接続装置	384kb/s、768kb/s又は1.5Mb/sのもの	1台ごとに	19,000円
	3Mb/s又は6Mb/sのもの	1台ごとに	21,000円
配線設備	—	1配線ごとに	2,000円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。			

ウ 付加機能使用料

区 分	単 位	月 額	
		料 金 額 (税抜価格)	
IPv6トンネリング機能	1の機能ごとに	19,800円	
ユーザードメイン機能	1ドメインごとに	10,000円	
ユーザードメインメール機能	1アドレスごとに	100円	
ユーザードメインホームページ機能	1アカウントごとに	250円	
ユーザードメインメールリングリスト機能	1リストごとに	800円	
ユーザードメインホームページ追加機能	1アカウントごとに	250円	
メールアドレス追加機能	1アドレスごとに	100円	
メールボックス容量変更機能	2MBytes	100円	
ホームページ容量変更機能	5MBytes	250円	
メールリングリスト容量変更機能	10MBytes	800円	
ウイルスチェック機能	1のドメイン名に係るメールアドレスの数(サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。)が10個までのもの	2,000円	
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	2,000円に、10個を超える10個ごとに2,000円を加算した額	

1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	10,400円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	10,400円に、60個を超える10個ごとに1,400円を加算した額
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	30,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	30,000円に、200個を超える100個ごとに14,000円を加算した額
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	232,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	232,000円に、2,000個を超える1,000個ごとに90,000円を加算した額
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	1,045,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	1,045,000円に、11,000個を超える1,000個ごとに47,000円を加算した額

備考

付加機能の内容及び提供条件は以下の通りとします。

種 類		提供条件
IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	(1) 1の旧第2区域第1種契約者の契約者回線につき1のIPv6トンネリング機能を提供します。 (2) IPv6パケットに係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。
ユーザードメイン機能	旧第2区域第1種契約者が所有するドメイン名（サブドメイン名（そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その旧第2区域第1種契約者がそ	(1) 契約者回線に限り提供します。 (2) 1のユーザードメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は1に限りま

	<p>のドメイン名に付加した名称をいいます。)を含みます。以下同じとします。)を当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能をいいます。</p>	
<p>ユーザードメインメール機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能等を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>(1) ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) ユーザードメインメール機能により付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、4 MBytesまでとします。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>
<p>ユーザードメインホームページ機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページを使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能をそのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>(1) ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 本契約により、1のホームページアカウントがホームページオーナーアカウントとして付与されます。 (3) ユーザードメインホームページ機能により付与される1ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、5 MBytesまでとします。 (4) 旧第2区域第1種契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、ホームページアカウント数の変更その他ユーザードメインホームページ機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。 (5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。 (6) 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記16に定める禁止事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。 (7) 当社は、この(6)の規定により現に蓄積して</p>

		<p>いる情報の公開の停止をされた第2区域第1種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p> <p>(8) この(5)から(7)までの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを旧第2区域第1種契約者にお知らせします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(9) 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを旧第2区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>(10) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この(5)から(7)までの規定及び(9)の規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>(11) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>
<p>ユーザードメインメーリングリスト機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス（その旧第2区域第1種契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストにかかる着信者に配信する機能等を、そのドメイン名により利用す</p>	<p>(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。</p> <p>(3) ユーザードメインメーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストについて50MBytesまでとします。</p> <p>(4) メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っただきます。</p> <p>(5) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>

	ることができる機能をいいます。	
ユーザードメインホームページ追加機能	ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能をいいます。	(1) ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。
メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社はあらかじめそのことを旧第2区域第1種契約者にお知らせします。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。
メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能をいいます。	(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のメールアドレスごとに2MBytes単位で最大50MBytesまで変更できます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。
ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	(1) ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のホームページアカウントごとに5MBytes単位で最大200MBytesまで変更できます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。
メーリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメーリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	(1) ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のメーリングリストごとに100MBytes単位で最大100MBytesまで変更ができます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。
ウイルスチェック機能	第2区域第1種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受	(1) 契約者回線に限り提供します。 (2) 当社は、1のドメイン名につき、1のウイルスチェック機能を提供します。 (3) ウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。

	<p>信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その第2区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>ア ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名 イ ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名 (4) この機能において、旧第2区域第1種契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。 (5) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 (6) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません</p>
--	---	---

(4) 旧第2区域第1種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目 等	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝 送 速 度	符 号 形 式	送 出 電 圧 等
1.5Mb/s（エコノミークラスのもの）	8端子コネクタ (ISO標準IS10173 準拠)	T T C 標 準 J T - I 4 3 1 - a 準 拠		

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝 送 速 度	符 号 形 式	光 出 力 等
384kb/s 768kb/s 1.5Mb/s	8端子コネクタ (ISO標準 IS10173準拠)	T T C 標 準 J T - I 4 3 1 - a 準 拠		
3 Mb/s 6 Mb/s	BNCコネクタ 1対 (JIS規格 C5412 -CNC02準拠)	6,312kbit/s	T T C 標 準 J T - G 7 0 3 - a 準 拠	

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
384kb/s 768kb/s 1.5Mb/s 3 Mb/s 6 Mb/s	F04形単心光ファイ バコネクタ (JIS規格C5973準 拠)	6,312kbi t/s	CMI符 号	光出力 -7dBm以下(平均値) 使用中心波長 1.31μm

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第2区域第2種契約（以下、「旧第2区域第2種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第2区域第2種契約に係るサービス（以下、「旧第2区域第2種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次のとおりとします。

ア 契約の単位	当社は、1のアクセスポートにつき1の旧第2区域第2種契約を締結したものとします。
イ 共同契約	(ア)当社は、1のアクセスポートについて旧第2区域第2種契約者が2人以上となる旧第2区域第2種契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。 (イ)(ア)の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
ウ 最低利用期間	(ア)旧第2区域第2種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第2区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 (ウ)旧第2区域第2種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第2区域第2種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。
エ その他の提供条件	(ア)旧第2区域第2種契約者数の変更、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第2区域第2種契約者が行う旧第2区域第2種契約の解除及び当社が行う旧第2区域第2種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。 (イ)(ア)に規定するほか、旧第2区域第3種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(2) 適用

区 分	内 容
ア 最低利用期間内に旧第2区域第2種契約の解除があっ	ア 旧第2区域第2種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。 イ 旧第2区域第2種契約者は、前項の最低利用期間内に第2区域第2種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料と

た場合の料金の適用	します。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。
-----------	---

(3) 料金額

ア 利用料

月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
旧第2区域第2種契約	277,000 円

(4) 旧第2区域第2種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
ISO標準IS10173準拠	TTC標準JT-I431準拠

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第3区域第1種契約（以下、「旧第3区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第3区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は次のとおりとします。

ア 加入契約回線の終端	(ア)当社は、旧第3区域第1種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤を設置し、これを加入契約回線の終端とします。 (イ)当社は、(ア)の地点を定めるときは、旧第3区域第1種契約者と協議します。
イ 最低利用期間	(ア)旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 (ウ)旧第3区域第1種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第3区域第1種契約の解除又は旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。
ウ 品目の変更	(ア)旧第3区域第1種契約者は、旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表附則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 (イ)当社は、(ア)の請求があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 (ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第3区域第1種契約の品目の変更の申込みを承諾しないことがあります。 a 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困

	<p>難なとき。</p> <p>b 旧第3区域第1種契約の変更の申込みをした者が、旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第3区域第1種契約の変更の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 他社接続回線と接続する旧第3区域第1種契約の申込みにあたっては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。</p> <p>e 旧第3区域第1種契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。</p> <p>f 旧第3区域第1種契約の変更の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>g その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
エ その他の提供条件	<p>(ア) 契約の単位、共同契約、收容区域及び加入区域、旧第3区域第1種契約者数の変更、加入契約回線の異経路、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第3区域第1種契約者が行う旧第3区域第1種契約の解除及び当社が行う旧第3区域第1種契約の解除の取扱いについては、第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、旧第3区域第1種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

(2) 適用

区分	内容																					
ア 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>192kb/s</td> <td>192kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256kb/s</td> <td>256kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384kb/s</td> <td>384kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768kb/s</td> <td>768kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.5Mb/s</td> <td>タイプⅠ</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>タイプⅡ</td> <td>昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	タイプⅠ	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	タイプⅡ	昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は128kbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品目	内容																					
192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの																					
256kb/s	256kbit/sの符号伝送が可能なもの																					
384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの																					
512kb/s	512kbit/sの符号伝送が可能なもの																					
768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの																					
1Mb/s	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
1.5Mb/s	タイプⅠ	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの																				
	タイプⅡ	昼間は1.536Mbit/s、夜間・深夜・早朝は128kbit/sの符号伝送が可能なもの																				
3Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					

4. 5Mb/s		4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	アクセス I	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	アクセス II	6. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s		8. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s		10. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
12Mb/s		12. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
14Mb/s		14. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
16Mb/s		16. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
18Mb/s		18. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s		20. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
25Mb/s		25. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s		30. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
35Mb/s		35. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s		40. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
45Mb/s		45. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s		50. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
55Mb/s		55. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s		60. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
65Mb/s		65. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s		70. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
75Mb/s		75. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s		80. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
85Mb/s		85. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s		90. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
95Mb/s		95. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s		100. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備 考		
<p>(ア) 旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する接続契約回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(イ) 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s, 1.5Mb/s, 3Mb/s, 4.5Mb/s及び6Mb/s（アクセス I に限ります。）品目に係る他社接続回線は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）とします。</p> <p>(ウ) 1.5Mb/s品目のタイプIIは、契約者回線の終端がコンピュータ通信網サービス取扱局内以外となるものに限り提供します。</p> <p>(エ) 6Mb/s品目のアクセス II 及び8Mb/sから100Mb/sまでの品目は、100BASE-TXのLAN回線接続により符号伝送が可能な</p>		

	<p>ものとしします。 (オ) 昼間及び夜間・深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="536 264 1362 392"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前7時から午後10時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間・深夜・早朝</td> <td>午後10時から午前7時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時間帯	昼間	午前7時から午後10時までの間	夜間・深夜・早朝	午後10時から午前7時までの間												
区 分	時間帯																		
昼間	午前7時から午後10時までの間																		
夜間・深夜・早朝	午後10時から午前7時までの間																		
<p>イ 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) 旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。 (イ) 旧第3区域第1種契約者は、(ア)の最低利用期間内に旧第3区域第1種契約の解除があった場合は、第33条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(利用料とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。 (ウ) 旧第3区域第1種契約者は、最低利用期間内に旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 (エ) (ウ)の場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、旧第3区域第1種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う解除の契約者回線の料金を合算して行います。</p>																		
<p>ウ 付加機能の適用</p>	<p>(ア) この改正規定実施の際現に、旧第3区域第1種契約者(改正前の規定により下表に規定する付加機能の提供を受けている契約者に限ります。)は、この改正規定にかかわらず、付加機能の提供を受けているものとしします。</p> <table border="1" data-bbox="472 1265 1449 1776"> <thead> <tr> <th colspan="2">付加機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーバーホスティング機能</td> <td>ユーザードメインホームページ機能</td> </tr> <tr> <td>サーバーホスティング容量追加機能</td> <td>ユーザードメインメーリングリスト機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザー作成CGI利用機能</td> <td>ユーザードメインホームページ追加機能</td> </tr> <tr> <td>SSL利用機能</td> <td>メールアドレス追加機能</td> </tr> <tr> <td>アクセスログ解析機能</td> <td>メールボックス容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>IPv6トンネリング機能</td> <td>ホームページ容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメイン機能</td> <td>メーリングリスト容量変更機能</td> </tr> <tr> <td>ユーザードメインメール機能</td> <td>ウイルスチェック機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)に規定する契約者は、次の場合に限り付加機能の利用の請求を行うことができます。 a 請求を行う付加機能を現にその契約者が利用しているとき</p>	付加機能		サーバーホスティング機能	ユーザードメインホームページ機能	サーバーホスティング容量追加機能	ユーザードメインメーリングリスト機能	ユーザー作成CGI利用機能	ユーザードメインホームページ追加機能	SSL利用機能	メールアドレス追加機能	アクセスログ解析機能	メールボックス容量変更機能	IPv6トンネリング機能	ホームページ容量変更機能	ユーザードメイン機能	メーリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメール機能	ウイルスチェック機能
付加機能																			
サーバーホスティング機能	ユーザードメインホームページ機能																		
サーバーホスティング容量追加機能	ユーザードメインメーリングリスト機能																		
ユーザー作成CGI利用機能	ユーザードメインホームページ追加機能																		
SSL利用機能	メールアドレス追加機能																		
アクセスログ解析機能	メールボックス容量変更機能																		
IPv6トンネリング機能	ホームページ容量変更機能																		
ユーザードメイン機能	メーリングリスト容量変更機能																		
ユーザードメインメール機能	ウイルスチェック機能																		
<p>エ サービス品質(故障回復時間)に係る</p>	<p>(ア) 当社は、旧第3区域第1種契約者(1.5Mb/s品目のタイプⅡに係る旧第3区域第1種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その旧第3</p>																		

料金の適用

区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第43条（契約者の切分責任）の規定により旧第3区域第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その旧第3区域第1種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は、第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定を適用します。

a 第29条（利用中止）第1項の規定により、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを旧第3区域第1種契約者に通知したとき。

b 第28条（接続休止）の規定により、旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスについて接続休止をしたとき。

c 旧第3区域第1種契約者の責めによらない理由が別記1に定める区域以外において生じたもののとき。

(イ) (ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が30分未満となるものに限り、）が生じたときは、当社は第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(ウ) (ア)に規定する故障回復時間返還料金額は、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における(2)（料金額）のア（利用料）に規定する料金額（この表のア欄、イ欄、キ欄の「收容区域及び加入区域の設定」及び「学校に限定した利用料の割引の適用」の適用による場合は、適用した後の額とします。）及び(2)（加算額）に規定する加算額の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(ア)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

(エ) 当社は、(イ)の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返

	<p>還します。</p> <p>a b 以外の場合</p> <p>その暦月におけるその旧第3区域第1種契約に係る料金額及び加算額（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>b その暦月が旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>（オ）（ア）の場合において、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>（カ） この欄の規定による料金の返還とこの表のエ欄又はオ欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、オ欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>オ サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>（ア） 当社は、旧第3区域第1種契約において、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月における旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスのア（利用料）に規定する料金額（この表のア欄、イ欄、キ欄の「收容区域及び加入区域の設定」及び「学校に限定した利用料の割引の適用」の適用又は料金表通則の3の規定（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその旧第3区域第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>（イ） この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月におい</p>

	<p>て、この表ウ欄又はオ欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、オ欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>カ サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>(ア) 当社は、当社の設置した旧第3区域第1種契約（1.5Mb/s品目のタイプⅡに係る旧第3区域第1種契約を除きます。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、その旧第3区域第1種契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第3区域第1種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社がその旧第3区域第1種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における（2）（料金額）のア（利用料）に規定する料金額（この表の(1)欄、(2)欄、(7)欄の「收容区域及び加入区域の設定」及び「学校に限定した利用料の割引の適用」の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその旧第3区域第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>a その故障等を当社が知った時点において、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は利用停止としているとき。</p> <p>b 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)の規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>a b以外の場合</p> <p>その暦月における旧第3区域第1種契約に係る料金額（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>b その暦月が旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>(ウ) (ア)の場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第3区域第1種契約者に</p>

	<p>通知しなかった場合が1の暦月（（イ）のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>（エ） この表のウ欄からオ欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
キ 特別電気通信設備の加算額の適用	その契約者回線において、当社及び当社が別に定める協定事業者が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
ク 回線接続装置等の加算額の適用	当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。
ケ 配線設備の加算額の適用	<p>当社及び当社が別に定める協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>（ア） 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>（イ） 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
コ 收容区域及び加入区域の設定その他の場合における料金の適用	收容区域及び加入区域の設定、学校に限定した利用料の割引の適用、契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用、異経路による契約者回線の加算額の適用、付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用、復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用については、第1区域第1種契約に係るものの場合に準ずるものとします。

（3） 料金額

ア 利用料

- a 契約者回線の終端をコンピュータ通信網サービス取扱局内以外とする旧第3区域第1種契約に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
192kb/sのもの	171,000 円
256kb/sのもの	178,000 円
384kb/sのもの	192,000 円
512kb/sのもの	206,000 円
768kb/sのもの	234,000 円
1Mb/sのもの	245,500 円

1.5Mb/sのもの	タイプⅠ	247,500 円
	タイプⅡ	198,000 円
3Mb/sのもの		447,000 円
4.5Mb/sのもの		555,000 円
6Mb/sのもの	アクセスⅠ	635,500 円
	アクセスⅡ	933,000 円
8Mb/sのもの		1,233,000 円
10Mb/sのもの		1,533,000 円
12Mb/sのもの		1,833,000 円
14Mb/sのもの		2,133,000 円
16Mb/sのもの		2,433,000 円
18Mb/sのもの		2,733,000 円
20Mb/sのもの		3,033,000 円
25Mb/sのもの		3,783,000 円
30Mb/sのもの		4,533,000 円
35Mb/sのもの		5,283,000 円
40Mb/sのもの		6,033,000 円
45Mb/sのもの		6,783,000 円
50Mb/sのもの		7,533,000 円
55Mb/sのもの		8,283,000 円
60Mb/sのもの		9,033,000 円
65Mb/sのもの		9,783,000 円
70Mb/sのもの		10,533,000 円
75Mb/sのもの		11,283,000 円
80Mb/sのもの		12,033,000 円
85Mb/sのもの		12,783,000 円
90Mb/sのもの		13,533,000 円
95Mb/sのもの		14,283,000 円
100Mb/sのもの		15,033,000 円

b 契約者回線の終端をコンピュータ通信網サービス取扱局内とする旧第3区域第1種契約に係るもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
192kb/sのもの	91,000 円
256kb/sのもの	98,000 円
384kb/sのもの	112,000 円
512kb/sのもの	126,000 円
768kb/sのもの	154,000 円
1Mb/sのもの	165,500 円
1.5Mb/sのもの	167,500 円
3Mb/sのもの	367,000 円
4.5Mb/sのもの	475,000 円
6Mb/sのもの	555,500 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
区域外線路	—	区域外線路100m までごとに	690 円
異経路の線路	—	—	別に算定する実費
特別電気通信 設備	—	—	別に算定する実費
回線接続装置	(ア) 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	1台ごとに	19,000 円
	(イ) 3Mb/s, 4.5Mb/s, 6Mb/s (アクセスⅠに限ります。)用のもの		21,000 円
	(ウ) 6Mb/s (アクセスⅡに限ります。)、8Mb/s、10Mb/s、12Mb/s、14Mb/s、16Mb/s、18Mb/s、20Mb/s、25Mb/s、30Mb/s、35Mb/s、40Mb/s、45Mb/s、50Mb/s、55Mb/s、60Mb/s、65Mb/s、70Mb/s、75Mb/s、80Mb/s、85Mb/s、90Mb/s、95Mb/s又は100Mb/s用のもの		5,000 円
配線設備	—	1配線ごとに	2,000 円

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

ウ 付加機能使用料

月額

料金種別	区 分		単 位	料金額 (税抜価格)
サーバー ホスティング機能	旧第3区域第1種契約者が、独自のドメイン名によりコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する電子メールの情報蓄積装置、情報ページ公開用の情報蓄積装置を使用して電子メール機能並びに情報ページの蓄積及び公開を行う機能をいいます。	ベーシック	電子メール容量 20アカウント 情報ページ公開 容量 50MB	6,000 円
		パック100	電子メール容量 50アカウント 情報蓄積装置容 量 100MB	10,000 円
		パック200	電子メール容量 100アカウント 情報蓄積装置容 量 200MB	20,000 円
	備考	(1) パック100及びパック200は、容量追加機能、SSL利用機能及びアクセスログ解析機能を利用できません。 (2) パック100及びパック200は、ユーザー作成CGI利用機能を含みます。		
サーバー ホスティング容量 追加機能	サーバーホスティング機能の利用者に割り当てた情報蓄積装置の容量を追加する機能をいいます。	1の電子メールの容量追加ごとに	合計アカウントが200以下	1,000 円
			合計アカウントが200超過	別に算定する実費
		1の情報公開ページの容量追加ごとに	合計容量が500MB以下	4,000 円
			合計容量が2GB以下	36,000 円
		合計容量が2GB超過	別に算定する実費	
	備考	(1) 本機能は、サーバーホスティング機能の利用者（パック100及びパック200の利用者を除きます。）に限り提供します。 (2) 追加できる容量の単位及び最大容量は、別に定める容量とします。		
ユーザー 作成CGI 利用機能	サーバーホスティング機能の利用者が独自のCGI（ブラウザからの要求に応じてサーバーがプログラムを起動する仕組み）を利用する機能をいいます。		—	2,000 円

SSL利用機能	サーバーホスティング機能の利用者がSSL（情報を暗号化して送受信するプロトコル）を利用する機能をいいます。	—	5,000 円
	備考 本機能を利用するためには、別途デジタルIDを取得する必要があります。		
アクセスログ解析機能	サーバーホスティング機能の利用者に対しサーバーへのアクセス記録を解析する機能をいいます。	—	1,000 円
	備考 解析する行数の単位は、別に定める行数とします。		
IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	1の機能ごとに	19,800 円
	備考 (1) 1の旧第3区域第1種契約者の契約者回線につき1のIPv6トンネリング機能を提供します。 (2) IPv6パケットに係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。		
ユーザードメイン機能	旧第3区域第1種契約者が所有するドメイン名（サブドメイン名（そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その旧第3区域第1種契約者がそのドメイン名に付加した名称をいいます。）を含みます。以下同じとします。）を当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能をいいます。	1ドメインごとに	10,000 円
	備考 (1) 契約者回線に限り提供します。 (2) 1のユーザードメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は1に限りです。		
ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1アドレスごとに	100 円

	備	(1) ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します (2) ユーザードメインメール機能により付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、4 MBytesまでとします。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。	
ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページを使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1アカウントごとに	250 円
	備考	<p>(1) ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 本契約により1のホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）がホームページオーナーアカウントとして付与されます。</p> <p>(3) ユーザードメインホームページ機能により付与される1ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、5 MBytesまでとします。</p> <p>(4) 旧第3区域第1種契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、ホームページアカウントの数の変更その他ユーザードメインホームページ機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。</p> <p>(5) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>(6) 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記16に定める禁止事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>(7) 当社は、この(6)の規定により現に蓄積している情報の公開の停止をされた旧第3区域第1種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p>	

	<p>(8) この(5)から(7)までの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを旧第3区域第1種契約者にお知らせします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>(9) 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを旧第3区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>(10) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害(この(5)から(7)までの規定及び(9)の規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>(11) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
ユーザードメインメーリングリスト機能	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス(その旧第3区域第1種契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録したメール着信先の一覧(以下「メーリングリスト」といいます。))に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。</p> <p>)宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信者に配信する機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	1リストごとに	800 円
備考	<p>(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。</p> <p>(3) ユーザードメインメーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストについて50MBytesまでとします。</p> <p>(4) メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。</p> <p>(5) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
ユーザードメインホームページ追加機能	<p>ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能をいいます。</p>	1アカウントごとに	250 円

	備考	(1) ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
メールアドレス追加機能		ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1アドレスごとに	100 円
	備考	(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを旧第3区域第1種契約者にお知らせします。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
メールボックス容量変更機能		ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能をいいます。	2 MBytesごとに	100 円
	備考	(1) ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のメールアドレスごとに2 MBytes単位で最大50MBytesまで変更できます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
ホームページ容量変更機能		ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	5 MBytesごとに	250 円
	備考	(1) ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のホームページアカウントごとに5 MBytes単位で最大200MBytesまで変更できます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
メールリングリスト容量変更機能		ユーザードメインメールリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	10MBytesごとに	800 円

	備 ネ (1) ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者回線に限り提供します。 (2) 1のメーリングリストごとに10MBytes単位で最大100MBytesまで変更ができます。 (3) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
ウイルス チェック 機能	旧第3区域第1種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その旧第3区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。	1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの	2,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	2,000円に、10個を超える10個ごとに2,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	10,400 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	10,400円に、60個を超える10個ごとに1,400円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	30,000 円

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	30,000円に、200個を超える100個ごとに14,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	232,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	232,000円に、2,000個を超える1,000個ごとに90,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	1,045,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	1,045,000円に、11,000個を超える1,000個ごとに47,000円を加算した額
	備考	<p>(1) 契約者回線に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、1のドメイン名につき、1のウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>(3) ウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。 ア サーバーホスティング機能において利用されるドメイン名 イ ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名 ウ ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名</p> <p>(4) この機能において、旧第3区域第1種契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(5) 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>	

(4) 旧第3区域第1種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
6Mb/s (アクセスⅡのもの)、8Mb/s、10Mb/s、12Mb/s、14Mb/s、16Mb/s、18Mb/s、20Mb/s、25Mb/s、30Mb/s、35Mb/s、40Mb/s、45Mb/s、50Mb/s、55Mb/s、60Mb/s、65Mb/s、70Mb/s、75Mb/s、80Mb/s、85Mb/s、90Mb/s、95Mb/s、100Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s、1.5Mb/s	34ピンコネクタ (ISO標準IS2593準拠)	I T U - T	V . 3 5 準 拠	
3Mb/s、4.5Mb/s	BNCコネクタ1対 (JIS規格C5412-CNC02準拠)			
6Mb/s	アクセスⅠ BNCコネクタ1対 (JIS規格C5412-CNC02準拠)			
	アクセスⅡ 8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠		
8Mb/s、10Mb/s、12Mb/s、14Mb/s、16Mb/s、18Mb/s、20Mb/s、25Mb/s、30Mb/s、35Mb/s、40Mb/s、45Mb/s、50Mb/s、55Mb/s、60Mb/s、65Mb/s、70Mb/s、75Mb/s、80Mb/s、85Mb/s、90Mb/s、95Mb/s、100Mb/s	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3	100BASE-TX準拠	

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路	
		伝送速度	符号形式
192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1Mb/s、 1.5Mb/s、3Mb/s、 4.5Mb/s	F04形 単芯光ファイバコネク タ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CM I 符号
6Mb/s	F04形 単芯光ファイバコネク タ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CM I 符号
		IEEE802.3 ISO/IEC 9314-4 準拠	
8Mb/s、10Mb/s、12 Mb/s、14Mb/s、16M b/s、18Mb/s、20Mb /s、25Mb/s、30Mb/ s、35Mb/s、40Mb/s 、45Mb/s、50Mb/s 、55Mb/s、60Mb/s 、65Mb/s、70Mb/s 、75Mb/s、80Mb/s 、85Mb/s、90Mb/s 、95Mb/s、100Mb/s	F04形 単芯光ファイバコネク タ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 ISO/IEC 9314-4 準拠	

(学校に限定した利用料の割引の適用に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、第3区域1種契約者（改正前の規定により学校に限定した利用料の割引の適用を受けている契約者に限りませ。）は、この改正規定にかかわらず、学校に限定した利用料の割引を適用するものとし、その提供条件については、附則8項の規定によるものとします。
- 8 前項に規定する学校に限定した利用料の割引の適用に関する提供条件は次のとおりとします。

区 分	内 容
ア 学校に限定した利用料の割引の適用	旧第3区域第1種契約の1.5Mb/s及び3Mb/s品目（契約者回線の終端がコンピュータ通信網サービス取扱局内とするものは除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者（学校教育法（昭和22年法律第26合）に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校（盲学校、聾学校又は養護学校であって、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。）、大学又はこれらに相当する学校として当社が別に定める学校（以下「学校」といいます。）の設置者である契約者に限りませ。）から、その旧第3区域第1種契約に係る契約者回線について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料については附則6項に定める（2）（料金額）のAに規定する利用料に代えて、契約者回線1回線ごとに次表の額を適用

します。			月額
区 分		料 金 額 (税抜価格)	
1.5Mb/sのもの	タイプⅠ	210,000 円	
	タイプⅡ	141,500 円	
3Mb/sのもの		231,700 円	
			月額
料金種別	区 分	料 金 額 (税抜価格)	
回線接続装置使用料	1.5Mb/s用のもの	9,500 円	
	3Mb/s用のもの	10,500 円	

9 附則4、附則5、附則6における工事に関する費用においては、次のとおりとします。

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)	
回線接続工事	(7) (1)以外のもの	1の工事ごとに	2,500 円	
	(1) 交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000 円	
回線接続装置に係る工事	メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000 円	
	光配線の場合		8,000 円	
回線終端装置に係る工事		1の工事ごとに	20,000 円	
配線設備に係る工事	メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000 円	
	光配線の場合		12,000 円	
付加機能に係る工事	ユーザードメイン機能	下記以外の場合	5,000円	
		変更又は追加の場合	3,000円	
	ユーザードメインメール機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
		変更の場合		500円
	メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
	メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	IPv6トンネリング機能		1の機能ごとに	2,000円
	IPv6ハイブリッド機能		1の機能ごとに	2,000円
	ウイルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
メールアドレス数の変更の場合		150円		

電子メール機能に係る工事	1の機能ごとに	200 円
電子メール容量増加機能に係る工事	1の工事ごとに	200 円
ホームページ公開機能に係る工事	1の工事ごとに	200 円
ホームページ容量増加機能に係る工事	1の工事ごとに	200 円
サーバホスティング機能に係る工事	1の工事ごとに	2,000 円
サーバホスティング容量増加機能に係る工事	1の工事ごとに	実費
ユーザ作成CGI利用機能に係る工事	1の工事ごとに	1,000 円
SSL利用機能に係る工事	1の工事ごとに	1,000 円
アクセスログ解析機能に係る工事	1の工事ごとに	1,000 円
備考		
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。		
2 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。		

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 10 この改正規定実施前に、改正前の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この改正規定にこれに相当する規定があるときは、この改正規定の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年2月2日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(学校限定割引に関する経過措置)

- 2 学校限定割引については、この改正規定実施期日から当社が別に定める日までの間に限り適用するものとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月13日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその理由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第1種契約（以下、「旧第1区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

- (1) 旧第1区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用期間	(ア)旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスには、料金表附則に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。 (ウ)旧第1区域第1種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第1区域第1種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表附則に規定する額を支払っていただきます。
イ 品目の変更	(ア)旧第1区域第1種契約者は、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。 ただし、料金表付則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 (イ)当社は、(ア)の請求があったときは、受け付けた順序に従って受諾します。 (ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第1区域第1種契約の品目の変更の申込みを承諾しないことがあります。 a 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困

	<p>難なとき。</p> <p>b 旧第1区域第1種契約の変更の申込みをした者が、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第1区域第1種契約の変更の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 旧第1区域第1種契約の変更の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>e その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
ウ 加入契約回線等の移転	<p>(ア)旧第1区域第1種契約者は加入契約者回線等の移転を請求することができます。</p> <p>(イ)(ア)の請求があったときは、当社はイ（品目の変更）の規定に準じて取り扱います。</p>
エ 当社が行う旧第1区域第1種契約の解除	<p>(ア)当社は、第30条（利用停止）の規定により旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた旧第1区域第1種契約者がなおその事実を解消しない場合は、その旧第1区域第1種契約を解除することがあります。</p> <p>但し、以下のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>a 総合オープン通信網契約の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合</p> <p>b 品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はコンピュータ通信網契約の解除を行う場合</p> <p>c その他当社が認めた場合</p>
オ その他の提供条件	<p>(ア)契約の単位、共同契約、加入契約回線の終端、收容区域及び加入区域、旧第1区域第1種契約者数の変更、加入契約回線の異経路、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第1区域第1種契約者が行う旧第1区域第1種契約の解除及び当社が行う旧第1区域第1種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとし、</p> <p>(イ)旧第1区域第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。</p>

(2) 適用

区 分	内 容
ア 收容区域及び加入区域の設定	<p>(ア)当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設備費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>(イ)收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等</p>

	を考慮します。														
イ 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>192kb/s</td> <td>192kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384kb/s</td> <td>384kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768kb/s</td> <td>768kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容													
	192kb/s	192kbit/sの符号伝送が可能なもの													
	384kb/s	384kbit/sの符号伝送が可能なもの													
	768kb/s	768kbit/sの符号伝送が可能なもの													
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの													
	3 Mb/s	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの													
	6 Mb/s	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの													
	備考														
a 旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線は、当社が規定する高速デジタル伝送サービス（Yインターフェースのもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。）とします。															
b 旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等（契約者回線、アクセスポイント、アクセスポート、接続契約回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。以下同じとします。）、当社が設置する電気通信設備とNSPIXPとの接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。															
ウ 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。														
	(ア) 通信の態様による細目														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>クラス2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>コンピュータ通信網サービス取扱局に係る電気通信設備において、通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	クラス2以外のもの	クラス2	コンピュータ通信網サービス取扱局に係る電気通信設備において、通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの								
	区 別	内 容													
	クラス1	クラス2以外のもの													
	クラス2	コンピュータ通信網サービス取扱局に係る電気通信設備において、通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの													
	備考														
	当社は、通信の態様による細目の変更は提供しません。														
	(イ) 保守の態様（サービスクラス）による区別														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス</td> <td>エコノミークラス以外のもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>故障の監視を回線単位で行わないもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	通常クラス	エコノミークラス以外のもの	エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの								
区 別	内 容														
通常クラス	エコノミークラス以外のもの														
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの														

	<p>備考</p> <p>a サービスクラスによる区別は、1.5Mb/s の品目のクラス 1 のものにあります。</p> <p>b (a) エコノミークラスのものに係る旧第 1 区域第 1 種契約者が指定することのできる加入契約回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域内に限ります。</p> <p>(b) 当社は、(a) に規定する加入契約回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</p> <p>c エコノミークラスのものサービスの品質に係る取扱いについては、この表のキ欄に限り適用します。</p> <p>d エコノミークラスのものに係る当社が付与する IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。）の数は当社が別に定めるものとします。</p>
<p>エ 最低利用期間内に旧第 1 区域第 1 種契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(ア) 旧第 1 区域第 1 種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第 1 区域第 1 種契約者は、(ア)の最低利用期間内に旧第 1 区域第 1 種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(ウ) 旧第 1 区域第 1 種契約者は、最低利用期間内に旧第 1 区域第 1 種コンピュータ通信網サービスの品目又は保守の態様による細目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>(エ) (ウ)の場合に、品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は旧第 1 区域第 1 種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>
<p>オ 学校に限定した利用料の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表付則に規定するところにより学校に限定した利用料の割引を適用します。</p>
<p>カ サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>(ア) 当社は、旧第 1 区域第 1 種契約者（クラス 1 に係る旧第 1 区域第 1 種契約者に限ります。以下この表のク欄まで同じとします。）の責めによらない理由により、その旧第 1 区域第 1 種コンピュータ通信網サービス（クラス 1 に係るものに限ります。以下この表のク欄まで同じとします。）を全く利用できない状態（その旧第 1 区域第 1 種契約（クラス 1 に係るものに限ります。以下この表のク欄まで同じとします。）に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第43条契約者の切分責任）の規定によりその旧第 1 区域</p>

第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その旧第1区域第1種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は、第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

a 第29条（利用中止）第1項の規定により、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを旧第1区域第1種契約者に通知したとき。

b 第28条（接続休止）の規定により、旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスについて接続休止をしたとき。

c その旧第1区域第1種契約者の責めによらない理由が別記1に定める提供区域等以外において生じたもののとき。

(イ) (ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が30分未満となるものに限りません。）が生じたときは、当社は第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(ウ) (ア)に規定する故障回復時間返還料金額は、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における(3)（料金額）の(ア)に規定する利用料の額（この表の(ア)欄から(イ)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）及び(イ)に規定する加算額の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(ア)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

(エ) 当社は、ウの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(1)又は(2)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

a b以外の場合

その暦月におけるその旧第1区域第1種契約に係る利用料及び加算額（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））に限りません。）の額（第30条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額及びこの表の(5)欄により

	<p>割引を適用した額とします。)</p> <p>b その暦月が旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(2)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>(オ) (ア)の場合において、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月((エ)の2の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>(カ) この欄の規定による料金の返還とこの表の(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、ク欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>キ サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用</p>	<p>(ア) 当社は、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月における旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用料(この表のア欄からオ欄までの適用又は料金表通則の3の規定(第33条(料金の支払義務)第2項第2号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還料金額」といいます。)をその旧第1区域第1種契約者に返還します。ただし、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表カ欄又はク欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、ク欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>ク サービス品質(故障通知時間)に係る料金の適用</p>	<p>(ア) 当社は、当社の設置した旧第1区域第1種契約に係る電気通信設備の故障又は滅失(以下この欄において「故障等」といいます。)について当社が知った場合であって、旧第1区域第1種契約者の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第1区域第1種契約者があらかじめ指定した連絡先(当社が旧第1区域第1種契約者との協議により定めたもの)に限ります。以下この欄において同じとします</p>

。)に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における(3)(料金額)のアに規定する利用料(この表のア欄からオ欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に、 $1/30$ を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその旧第1区域第1種契約者に返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

(ア) その故障等を当社が知った時点において、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスについて利用中止又は利用停止のとき。

(イ) 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。

(イ) 当社は、(ア)の規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額(以下「故障通知時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

a b以外の場合

その暦月におけるその旧第1区域第1種契約に係る利用料(故障通知時間返還基準額に係るもの(その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。))に限り、)の額(第33条(料金の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額及びこの表の(5)欄により割引を適用した額とします。)

b その暦月がその旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

(ウ) (ア)の場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第1区域第1種契約者に通知しなかった場合が1の暦月(イ)のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。

(エ) この表のカ欄からク欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

<p>ケ 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>(ア) その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>ただし、その契約者回線が異経路コの「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p> <p>(イ) 加入区域の設定・変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
<p>コ 異経路による契約者回線の加算額の適用</p>	<p>(ア) その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>(イ) 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
<p>サ 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>その契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>
<p>シ 回線接続装置等の加算額の適用</p>	<p>当社が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。</p>
<p>ス 配線設備の加算額の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。</p> <p>(ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>(イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
<p>セ 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用</p>	<p>付加機能を提供した場合には、(3)（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。</p>
<p>ソ 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の区域外線路及び異経路の線路の加算額は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>

タ 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、接続契約回線、端末設備及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
チ 品目等の変更又は端末設備の移転の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事に適用します。	
ツ 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	区分	適用
	(ア) 回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
	(イ) 回線接続装置に係る工事	当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(ウ) 回線終端装置に係る工事	当社が提供する回線終端装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(エ) 配線設備に係る工事	当社が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
(オ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。	

(3) 料金額

ア 利用料

(ア) クラス1のもの

a 通常クラスのもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
192kb/sのもの	260,000 円
384kb/sのもの	410,000 円
768kb/sのもの	570,000 円
1.5Mb/sのもの	650,000 円
3 Mb/sのもの	1,250,000 円
6 Mb/sのもの	2,200,000 円

b エコノミークラスのもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1.5Mb/sのもの	248,000 円

(イ) クラス2のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
192kb/sのもの	172,000 円
384kb/sのもの	200,000 円
768kb/sのもの	235,000 円
1.5Mb/sのもの	321,000 円
3 Mb/sのもの	555,000 円
6 Mb/sのもの	909,000 円

イ 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
(ア) 区域 外線路	—	1 契約者 回線につ き区域外 線路100 mまでご とに	690 円
(イ) 異経 路の線路	—	—	別に算定する実 費
(ウ) 特別 電気通信 設備	—	—	別に算定する実 費
(エ) 回線 終端装置	1.5Mb/sのもの (エコノミークラスのもの)	1 台ごと に	9,500 円
(オ) 回線 接続装置	a b以 外のも の	192kb/s、384kb/s 、 768kb/s又は 1.5Mb/sのもの	1 台ごと に
		3Mb/s又は6Mb/sの もの	1 台ごと に

	b	ターミナルアダプタ付のもの	192kb/s、384kb/s 、 768kb/s、1.5Mb/s 、 3Mb/s又は6Mb/sのもの	1台ごとに	30,000 円
	備考	当社が提供する回線接続装置には、ターミナルアダプタ付でないもの及びターミナルアダプタ付のものの2種類があります。			
(カ) 配線設備		—		1配線ごとに	2,000 円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。					

ウ 付加機能使用料

月

額

区	分	単 位	料金額
(ア) ユーザー ドメイン機 能	旧第1区域第1種契約者が所有するドメイン名（サブドメイン名（そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その旧第1区域第1種契約者がそのドメイン名に付加した名称をいいます。）を含みます。以下同じとします。）を当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能をいいます。	1ドメインごとに	税抜価格 10,000 円
	備考	a 契約者回線に限り提供します。 b 1のユーザードメイン機能において登録することのできるドメイン名の数は1に限りです。	
(イ) ユーザー ドメインメ ール機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考	a ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b ユーザードメインメール機能により付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、20MBytesまでとします。 c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。	

<p>(ウ) ユーザー ドメインホ ームページ 機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>1 アカウ ントごと に</p>	<p>税抜価格 250 円</p>
--	--	-----------------------------	-----------------------

	<p>備考</p> <p>a ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 本契約により1のホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）がホームページオーナーアカウントとして付与されます。</p> <p>c ユーザードメインホームページ機能により付与される1ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、20 MBytesまでとします。</p> <p>d 旧第1区域第1種契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、ホームページアカウントの数の変更その他ユーザードメインホームページ機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。</p> <p>e 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>f 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記16に定める禁止事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>g 当社は、このfの規定により現に蓄積している情報の公開の停止をされた旧第1区域第1種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p> <p>h このeからgまでの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを旧第1区域第1種契約者にお知らせします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>i 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを旧第1区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>j 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（このeからgまでの規定及びiの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>k 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>
--	--

<p>(エ) ユーザー ドメインメ ーリングリ スト機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス（その旧第1区域第1種契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信者に配信する機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>1 リストご とに</p>	<p>税抜価格 800 円</p>
	<p>備考 a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 当社は、1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。 c ユーザードメインメーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストについて50MBytesまでとします。 d メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。 e 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
<p>(オ) ユーザー ドメインホ ームページ 追加機能</p>	<p>ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能をいいます。</p>	<p>1 アカウン トごとに</p>	<p>税抜価格 250 円</p>
	<p>備考 a ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		

(カ) メールアドレス追加機能	ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考 a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限提供します。 b 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを旧第1区域第1種契約者にお知らせします。 c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
(キ) メールボックス容量変更機能	ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能をいいます。	5 MBytesごとに	税抜価格 50 円
	備考 a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 1のメールアドレスごとに5 MBytes単位で最大500 MBytesまで変更できます。 c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
(ク) ホームページ容量変更機能	ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	5 MBytesごとに	税抜価格 100 円
	備考 a ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 1のホームページアカウントごとに5 MBytes単位で最大1 GBytesまで変更できます。 c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。		
(ケ) メールリングリスト容量変更機能	ユーザードメインメールリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	50 MBytesごとに	税抜価格 800 円

	備考	<p>a ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 1のメーリングリストごとに50MBytes単位で最大200MBytesまで変更ができます。</p> <p>c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
(コ) IPv6トンネリング機能		<p>IPv6トンネリング装置（IPv4対応設備（IPv4パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を介してIPv6パケットに係る通信を行うため、IPv4対応設備とIPv6対応設備（IPv6パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。）との間に設置される電気通信設備であって、IPv6パケットをIPv4パケットに格納し、又は格納されたIPv6パケットをIPv4パケットから抽出することができる機能を有するものをいいます。以下同じとします。）を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p>	1の機能ごとに	<p>税抜価格 19,800 円</p>
	備考	<p>a 1の旧第1区域第1種契約者の契約者回線につき1のIPv6トンネリング機能を提供します。</p> <p>b IPv6パケットに係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。</p>		

(サ) Mail ウイルスチ ェック機能	旧第1区域第1種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その旧第1区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。	1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの	税抜価格 2,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	税抜価格 2,000円 に、10個 を超える 10個ごと に税抜価 格2,000 円を加算 した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	税抜価格 10,400 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	税抜価格 10,400円 に、60個 を超える 10個ごと に税抜価 格1,400 円を加算 した額

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	税抜価格30,000円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	税抜価格30,000円に、200個を超える100個ごとに税抜価格14,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	税抜価格232,000円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	税抜価格232,000円に、2,000個を超える1,000個ごとに税抜価格90,000円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	税抜価格1,045,000円

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	税抜価格 1,045,000円に、 11,000個を超える 1,000個ごとに税抜価格 47,000円を加算した額
備考	<p>a 契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 当社は、1のドメイン名につき、1のMailウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>c Mailウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。</p> <p>(a) ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名</p> <p>(b) Mailウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名</p> <p>d この機能において、旧第1区域第1種契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>e 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>f 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
(シ) URLフィルタリング機能	旧第1区域第1種契約者が、URL（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリの情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ指定することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、その旧第1区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	税抜価格 45,000円
		利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの	税抜価格 55,000円
		利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの	税抜価格 65,000円

	利用可能な アカウント の数が200個 を超えて300 個までのも の	税抜価格 75,000 円
	利用可能な アカウント の数が300個 を超えて400 個までのも の	税抜価格 84,500 円
	利用可能な アカウント の数が400個 を超えて500 個までのも の	税抜価格 94,000 円
	利用可能な アカウント の数が500個 を超えて600 個までのも の	税抜価格 103,000 円
	利用可能な アカウント の数が600個 を超えて700 個までのも の	税抜価格 112,000 円
	利用可能な アカウント の数が700個 を超えて800 個までのも の	税抜価格 120,000 円
	利用可能な アカウント の数が800個 を超えて900 個までのも の	税抜価格 127,000 円

	利用可能な アカウント の数が900個 を超えて100 0個までのも の	税抜価格 133,000 円
	利用可能な アカウント の数が1000 個を超えて1 500個までの もの	税抜価格 173,000 円
	利用可能な アカウント の数が1500 個を超えて2 000個までの もの	税抜価格 210,000 円
	利用可能な アカウント の数が2000 個を超えて3 000個までの もの	税抜価格 283,000 円
	利用可能な アカウント の数が3000 個を超えて4 000個までの もの	税抜価格 352,000 円
	利用可能な アカウント の数が4000 個を超えて5 000個までの もの	税抜価格 425,000 円

		利用可能な アカウント の数が5000 個を超える もの	税抜価格 425,000 円に5000 個を超える 1000個 ごとに税 抜価格 81,000円 を加算し た額
	備 考	a 契約者回線に限り提供します。 b 当社は1の契約者回線につき、1のURLフィルタリング機能を提供します。 c 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 d 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。	
(ス) Webウイルスチェック機能	旧第1区域第1種契約者がホームページ等を閲覧の際、そのホームページ等にコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことのできる機能をいいます。	利用可能な アカウント の数が50個 までのもの	税抜価格 35,000 円
		利用可能な アカウント の数が50個 を超えて10 0個までの もの	税抜価格 43,000 円
		利用可能な アカウント の数が100 個を超えて 200個まで のもの	税抜価格 52,000 円
		利用可能な アカウント の数が200 個を超えて 300個まで のもの	税抜価格 60,000 円
		利用可能な アカウント の数が300 個を超えて 400個まで のもの	税抜価格 67,000 円

		利用可能な アカウント の数が400 個を超えて 500個まで のもの	税抜価格 73,500 円
		利用可能な アカウント の数が500 個を超えて 600個まで のもの	税抜価格 79,500 円
		利用可能な アカウント の数が600 個を超えて 700個まで のもの	税抜価格 84,000 円
		利用可能な アカウント の数が700 個を超えて 800個まで のもの	税抜価格 88,000 円
		利用可能な アカウント の数が800 個を超えて 900個まで のもの	税抜価格 90,500 円
		利用可能な アカウント の数が900 個を超えて 1000個まで のもの	税抜価格 92,500 円
		利用可能な アカウント の数が1000 個を超えて 1500個まで のもの	税抜価格 114,000 円

		利用可能なアカウントの数が1500個を超えて2000個までのもの	税抜価格135,000 円
		利用可能なアカウントの数が2000個を超えて3000個までのもの	税抜価格186,000 円
		利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの	税抜価格239,000 円
		利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	税抜価格292,000 円
		利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	税抜価格292,000 円に5000個を超える1000個ごとに税抜価格52,000円を加算した額
備考	<p>a 契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 当社は、1の契約者回線につき、1のWebウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>c 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>d 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。</p>		

(4) 工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
回線接続工事	(ア)(イ)以外のもの 1の工事ごと に	2,500 円

		(イ)交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000円	
回線接続装置に係る工事		メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000円	
		光配線の場合		8,000円	
回線終端装置に係る工事			1の工事ごとに	20,000円	
配線設備に係る工事		メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000円	
		光配線の場合		12,000円	
付加機能に係る工事	ユーザードメイン機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	5,000円	
		変更又は追加の場合	1の工事ごとに	3,000円	
	ユーザードメインメール機能			1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインホームページ機能			1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円	
		変更の場合		500円	
	メールアドレス追加機能			1の工事ごとに	150円
	メールボックス容量変更機能			1の工事ごとに	150円
	ホームページ容量変更機能			1の工事ごとに	150円
	メーリングリスト容量変更機能			1の工事ごとに	150円
	ダイヤルアップ接続機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円	
		追加の場合		150円	
	IPv6トンネリング機能			1の機能ごとに	2,000円
	IPv6ハイブリッド機能			1の機能ごとに	2,000円
	Mailウィルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円	
		メールアドレス数の変更の場合		150円	

リレーメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円
セカンダリメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円
URLフィルタリング機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円
Webウイルスチェック機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円
備考			
ア 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。			
イ 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。			

(5) 旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路
1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)	8端子コネクタ (ISO標準IS10173 準拠)	TTC標準JT-I431-a準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

(ア) (イ)以外のもの

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
192kb/s、384kb/s 768kb/s、1.5Mb/s	8端子コネクタ (ISO標準IS10173準拠)	TTC標準JT-I431-a準拠		
3 Mb/s、6 Mb/s	BNCコネクタ1対 (JIS規格C5412-CNC02準拠)	6,312kbit/s	TTC標準JT-G703-a準拠	

(イ) ターミナルアダプタ付のもの

品目	物理的条件	相互接続回路
----	-------	--------

192kb/s、 384kb/s 768kb/s、 1.5Mb/s 3 Mb/s、6 Mb/s	15ピンコネクタ (ISO標準IS4903準拠) 又は 34ピンコネクタ (ISO標準IS2593準拠)	X. 2 1 又は V. 3 5
--	--	------------------------

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
192kb/s、 384kb/s 768kb/s、 1.5Mb/s 3 Mb/s、6 Mb/s	F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下(平均値) 使用中心波長 1.31μm

(6) 料金表別表 学校に限定した利用料の割引の適用は、次のとおりとします。

ア 当社は、旧第1区域第1種契約（高速デジタル方式のものうち、クラス1のエコノミークラスの1.5Mb/sの品目であって、学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校（盲学校、聾学校又は養護学校であって、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。））、大学又はこれらに相当する学校として当社が別に定める学校（以下「学校」といいます。）の設置者である契約者に限ります。）から、その旧第1区域第1種契約に係る契約者回線について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料については、(3)（料金額）の2に規定する利用料に代えて、契約者回線1回線ごとに次表の額を適用します。

(ア) 旧第1区域第1種契約に係るもの

月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1.5Mb/sのもの	134,900 円

イ 当社は、この学校限定割引を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

- (ア) 契約者が学校の設置者でなくなったとき
- (イ) 品目又はサービスクラスの変更があったとき。
- (ウ) 移転等により、その契約者回線が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
- (エ) 利用休止があったとき。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第1区域第3種契約（以下、「旧第1区域第3種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 第3条（用語の定義）以外に旧第1区域第3種契約に係るサービス（以下、「旧第1区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

ア ダイヤルアップ回線	契約者識別符号又は利用者識別符号を利用してコンピュータ通信網と相互に接続することができる電気通信回線
イ アクセスポイント	ダイヤルアップ回線からコンピュータ通信網サービスを利用するために当社が設置する電気通信設備
ウ アクセスポート	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うために旧第1区域第3種契約に基づきコンピュータ通信網サービス取扱局内に当社が設置する電気通信設備であって、同時に行う通信のチャネル（64kbit/sで信号を伝送することが可能なチャネルをいいます。以下同じとします。）の数が、12チャネルのもの
エ 契約者識別符号	旧第1区域第3種契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、旧第1区域第3種契約に基づいて当社が旧第1区域第3種契約者に割り当てるもの
オ 利用者識別符号	旧第1区域第3種契約者が利用者（旧第1区域第3種契約者が指定する者をいいます。以下同じとします。）を識別するための英字及び数字の組合せであって、旧第1区域第3種契約者が利用者に割り当てるもの

(2) 旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスにおける提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用期間	<p>(ア) 旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスについては、料金表付則に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>(イ) (ア)の最低利用期間は、旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>(ウ) 旧第1区域第3種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第1区域第3種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表付則に規定する額を支払っていただきます。</p>
イ 当社が行う旧第1区域第3種契約の解除	<p>(ア) 当社は、第30条（利用停止）の規定により旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスの利用停止をされた旧第1区域第3種契約者がなおその事実を解消しない場合は、その旧第1区域第3種契約を解除することがあります。</p> <p>(イ) 当社は、旧第1区域第3種契約者が第30条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼ</p>

	<p>すと認められるときは、前項の規定にかかわらず、旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその旧第1区域第1種契約を解除することがあります。</p> <p>(ウ)当社は、(ア)(イ)の規定により、その旧第1区域第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ、旧第1区域第3種契約者にそのことをお知らせします。</p>
ウ 通信の制限	<p>当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないときには、その接続を切断することがあります。</p>
エ その他の提供条件	<p>(ア)契約の単位、共同契約、加入契約回線の終端、收容区域及び加入区域、旧第1区域第3種契約者数の変更、加入契約回線の異経路、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第1区域第3種契約者が行う旧第1区域第3種契約の解除及び当社が行う旧第1区域第3種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、旧第1区域第3種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。</p>

(3) 適用

区分	内容				
ア 通信の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、通信の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン 1</td> <td> <p>利用者が指定接続番号（旧第1区域第3種契約に基づき、旧第1区域第3種契約者があらかじめ指定した当社が別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款等に規定する単位料金区域ごとに、当社が付与する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	プラン 1	<p>利用者が指定接続番号（旧第1区域第3種契約に基づき、旧第1区域第3種契約者があらかじめ指定した当社が別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款等に規定する単位料金区域ごとに、当社が付与する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p>
区別	内容				
プラン 1	<p>利用者が指定接続番号（旧第1区域第3種契約に基づき、旧第1区域第3種契約者があらかじめ指定した当社が別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款等に規定する単位料金区域ごとに、当社が付与する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p>				

<p>プラン 2</p>	<p>利用者が共通接続番号（旧第1区域第3種契約に基づき、当社が付与した電気通信番号（1のアクセスポート又は複数のアクセスポートに対して1の電気通信番号とします。）であって、指定接続番号以外のものをいいます。以下同じとします。）に係るアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p>
	<p>備考</p> <p>(ア) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(イ) 旧第1区域第3種契約者はアクセスポートと当社が付与した共通接続番号又は指定接続番号を組み合わせて利用するものとし、当社所定の書面により、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。それを変更しようとするときも同様とします。 この場合には、当社は、次のことを条件として承諾しま</p> <ul style="list-style-type: none"> a その組み合わせが同一の区別であること b そのアクセスポートの旧第1区域第3種契約者が同一の者であること。 c そのアクセスポートに対して、共通接続番号又は指定 接続番号が必ず付与されていること <p>(ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、指定接続番号又は共通接続番号の変更をすることがあります。この場合には、当社はあらかじめそのことを旧第1区域第3種契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信は、当社が別に定めるところに従って利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。ただし、次の場合はこの限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を、旧第1区域第3種契約者があらかじめ指定する電気通信設備に送信することができないとき。 b 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を、旧第1区域第3種契約者から受信するすることができないとき。

	<p>c 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部について、旧第1区域第3種契約者の電気通信設備においてその利用者でないことを識別したとき。</p> <p>d 同時に12チャンネルを越える通信となるとき。</p> <p>5 当社は、通信の態様による区別の変更を提供しません。</p>						
イ 最低利用期間内に旧第1区域第3種契約の解除があった場合の料金の適用	<p>(ア) 旧第1区域第3種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第1区域第3種契約者は、(ア)の最低利用期間内に第1区域第3種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料のうちアクセスポートに係るものとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>						
ウ 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。						
エ 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 回線接続工事</td> <td>契約者回線の設置、品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) アクセスポートに係る工事</td> <td>電気通信番号の登録、アクセスポートの利用の開始、変更及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用	(ア) 回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	(イ) アクセスポートに係る工事	電気通信番号の登録、アクセスポートの利用の開始、変更及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
区分	適用						
(ア) 回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。						
(イ) アクセスポートに係る工事	電気通信番号の登録、アクセスポートの利用の開始、変更及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。						

(4) 料金額

ア 利用料

(ア) プラン1に係るもの

月額

単 位	料 金 額 (税抜価格)
1のアクセスポートごとに	233,000 円
1の指定接続番号ごとに	5,000 円

(イ) プラン2に係るもの

月額

単 位	料 金 額 (税抜価格)
1のアクセスポートごとに	165,000 円

(4) 工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)
アクセ スポ ート に係 る工 事	電気通信番号に係るもの	1の工事ごと に	2,000円
	アクセスポ ートに係るも の	下記以外の場 合	1の工事ごと に
		変更の場合	1の工事ごと に

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第5区域第1種契約（以下、「旧第5区域第1種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第5区域第1種契約に係るサービス（以下、「旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用期間	<p>(ア)旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスについては、料金表付則に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>(イ)(ア)の最低利用期間は、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>(ウ)旧第5区域第1種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第5区域第1種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表付則に規定する額を支払っていただきます。</p>
イ 品目の変更	<p>(ア)旧第5区域第1種契約者は、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目の変更の請求をすることができます。ただし、料金表付則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、旧第5区域第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第5区域第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>a 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>b 旧第5区域第1種契約の申込みをした者が、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第5区域第1種契約の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 他社接続回線と接続する旧第5区域第1種契約の申込みにあたっては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。</p>

	<p>e 旧第5区域第1種契約の申込みをした者が、他社接続回線について協定事業者と契約を締結している者とならないとき。</p> <p>f 旧第5区域第1種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>g その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
ウ 加入契約回線等の移転	<p>(ア)旧第5区域第1種契約者は、加入契約者回線等の移転の請求をすることができます。</p> <p>(イ)(ア)の請求があったときは、当社はイ(品目の変更)の規定に準じて取り扱います。</p>
エ 協定事業者の契約の解除等に伴う旧第5区域第1種契約の扱い	<p>(ア)当社は、旧第5区域第1種契約者からその旧第5区域第1種契約に係る他社接続回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その旧第5区域第1種契約を解除します。</p> <p>(ア)(イ)に規定するほか、当社は、旧第5区域第1種契約者とその旧第5区域第1種契約に係る他社接続回線について別に定める協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その旧第5区域第1種契約を解除することがあります。</p>
オ 工事費の適用	<p>工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、接続契約回線、他社接続回線、端末設備及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。</p>
カ 品目等の変更又は端末設備の移転の場合の工事費の適用	<p>品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対する設備に関する工事に適用し、移転又は他社接続回線又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事に適用します。</p>

キ 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	区分	適用
	(ア)回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
	(イ)回線接続装置に係る工事	当社又は協定事業者が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(ウ)回線終端装置に係る工事	当社又は協定事業者が提供する回線終端装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(エ)配線設備に係る工事	当社又は協定事業者が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
(オ)付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。	
ク 協定事業者の契約約款等による制約	契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、コンピュータ通信網サービスに係る他社接続回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、コンピュータ通信網サービスに係る通信を行うことはできません。	
ケ 利用速度の測定等	旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表付則に定めるところによります。	
コ 旧第5区域第1種契約申込の方法	<p>旧第5区域第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>a 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目</p> <p>b 加入契約回線の終端の設置場所</p> <p>c 他社接続回線と接続する旧第5区域第1種コンピュータ通信網契約の申込みにあたっては、相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目等、区間及び協定事業者の氏名又は名称</p> <p>d その他旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項</p>	
サ 契約者からの通	当社は、他社接続回線について、カに規定する事項その他当社が	

知	<p>別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は以下のとおりです。</p> <p>a 他社接続回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>b 他社接続回線に係る契約の解除</p>
シ その他の提供条件	<p>(ア) 契約の単位、共同契約、加入契約回線の終端、收容区域及び加入区域、旧第5区域第1種契約者数の変更、加入契約回線の異経路、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第5区域第1種契約者が行う旧第5区域第1種契約の解除及び当社が行う旧第5区域第1種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、旧第5区域第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。</p>

(2) 適用

区 分	内 容																					
ア 收容区域及び加入区域の設定	<p>(ア) 当社は、コンピュータ通信網サービス取扱局に契約者回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設備費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでコンピュータ通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>(イ) 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮します。</p>																					
イ 品目に係る料金の適用	<p>当社は、コンピュータ通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="392 1384 1422 2047"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="392 1384 967 1424">品 目</th> <th data-bbox="967 1384 1422 1424">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 1424 507 1597">A T M方式のもの</td> <td colspan="2" data-bbox="507 1424 967 1597">0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目</td> <td data-bbox="967 1424 1422 1597">料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1597 507 2047" rowspan="2">イーサネット方式のもの</td> <td data-bbox="507 1597 639 1973">対称型</td> <td data-bbox="639 1597 799 1973">100Mまでのもの</td> <td data-bbox="967 1597 1422 2047" rowspan="2">料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1973 799 2047"></td> <td data-bbox="799 1597 967 1973">1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまで、15Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまでの品目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 1973 799 2047"></td> <td data-bbox="799 1973 967 2047"></td> <td data-bbox="967 1973 1126 2047">1000Mまでのもの</td> <td data-bbox="1126 1973 1422 2047">100Mb/sから50Mb</td> </tr> </tbody> </table>				品 目			内 容	A T M方式のもの	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目		料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	イーサネット方式のもの	対称型	100Mまでのもの	料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの		1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまで、15Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまでの品目			1000Mまでのもの	100Mb/sから50Mb
品 目			内 容																			
A T M方式のもの	0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目		料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																			
イーサネット方式のもの	対称型	100Mまでのもの	料金表付則別表に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																			
		1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまで、15Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまでの品目																				
		1000Mまでのもの	100Mb/sから50Mb																			

			の	/sごとに 1000Mb/s までの品 目	
		非対称型	100Mま でのも の	10Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に10Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に2.5M bit/sまでの符号伝送が可能 なもの
				20Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に20Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に5Mbi t/sまでの符号伝送が可能な もの
				30Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に30Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に7.5M bit/sまでの符号伝送が可能 なもの
				40Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に40Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に10Mb it/sまでの符号伝送が可能な もの
				50Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に50Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に12.5M bit/sまでの符号伝送が可能な もの
				60Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に60Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に15Mbi t/sまでの符号伝送が可能なも の
				70Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に70Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に17.5M bit/sまでの符号伝送が可能な もの
				80Mb/s	契約者回線から発信を行う場 合に80Mbit/sまで、契約者回 線への着信を行う場合に20Mbi t/sまでの符号伝送が可能なも の

	90Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に90Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に22.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に100Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mまでのもの	100Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に100Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	150Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に150Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に37.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に200Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	250Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に250Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に62.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に300Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に75Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	350Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に350Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に87.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に400Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

450Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に450Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に112.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に500Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に125Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
550Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に550Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に137.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に600Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に150Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
650Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に650Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に162.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に700Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に175Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
750Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に750Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に187.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に800Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
850Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に850Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に212.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

			900Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に900Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に225Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの						
			950Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に950Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に237.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの						
			1000Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に1000Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に250Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの						
		<p>備考</p> <p>a ATM方式のものに係る他社接続回線は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に規定するATM専用サービス（端末回線多重を利用するもの及び回線内速度設定を利用するもの以外のもの）とします。</p> <p>b ATM方式のものに係る加入契約回線は、約款別表のVの1、2のア又は3のアに規定するユーザー・網インタフェースに係るものとします。</p> <p>c イーサネット方式のものに係る旧第5区域第1種契約者が指定することのできる加入契約回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域内に限りします。</p> <p>d イーサネット方式のものについては、加入契約回線においてふくそうが発生していない場合に上記に規定する符号伝送が可能なものとします。</p> <p>e 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点（当社が別に定める協定事業者が提供する接続契約回線に係るものを除きます。）を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>f 当社は、品目の変更についてATM方式のもの品目相互間及びイーサネット方式のもの品目相互間に限り提供します。</p>								
ウ	細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信、保守の態様又は料金の適用方法による細目を定めます。</p> <p>(ア) 通信の態様による細目</p> <p>a 1芯式と2芯式の区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 芯式</td> <td>端末回線が1芯のもの</td> </tr> <tr> <td>2 芯式</td> <td>端末回線が2芯のもの</td> </tr> </tbody> </table>			区 別	内 容	1 芯式	端末回線が1芯のもの	2 芯式	端末回線が2芯のもの
区 別	内 容									
1 芯式	端末回線が1芯のもの									
2 芯式	端末回線が2芯のもの									

備考

(a) 1芯式と2芯式の区別は、ATM方式のものに限り適用します。

(b) 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあつては2芯式、その他の品目にあつては1芯式又は2芯式のものを提供します。

(c) 当社は、加入契約回線の1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(d) 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。

(e) 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置しているコンピュータ通信網サービス取扱局）相互間のものをいいます。以下同じとします。

b IPアドレス数による区別

区 別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数について、当社が別に定める数までとするもの

備考

(a) コース1については、ATM方式のもの全品目、イーサネット方式のもの全品目について提供します。

(b) コース2については、イーサネット方式のものうち、1Mb/sから10Mb/sまで、15Mb/sから100Mb/sまでの品目及び1000Mb/sの品目について提供します。

(c) イーサネット方式のコース1においては、100Mまでの品目については100BASE-TXのユーザ網インタフェース、1000Mまでの品目については1000BASE-SXのユーザ網インタフェースで提供します。イーサネット方式のコース2については、この表のe（加入契約回線インタフェースの区別）の備考1に規定するユーザ網インタフェースで提供します。

(d) 当社は、IPアドレス数による区別の変更は提供しません。

c 回線収容部による区別

区 別	内 容
専用型	回線収容部を1の加入契約回線で専用するもの
共用型	プラン1 回線収容部を最大8の加入契約回線で共用するものであつて、その部分において契約者回線への着信について1Mbit/sの符号伝送を保証するもの
	プラン2 回線収容部を複数の加入契約回線で共用するものであつて、回線収容部において通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの

備考
 (a) 回線收容部による区別は、イーサネット方式のコース2のものにあります。
 (b) 当社は共用型のプラン1は10Mb/sの品目のもの、共用型のプラン2は100Mb/sの品目のもの及び1000Mb/sの品目のものに限り提供します。
 (c) 当社は、回線收容部による区別の変更は提供しません。

d インターネットプロトコルによる区別

区 別	内 容
I P v 4 型	旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン4のもの
I P v 6 型	旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスに係る通信のインターネットプロトコルがバージョン6のもの

備考
 (a) インターネットプロトコルによる区別は、コース1タイプ2のものであって100Mまでのもの又は専用型のものであって、e(加入者契約回線インタフェース)の区別に規定する10BASE-Tの10Mb/sの品目のものにあります。
 (b) I P v 6 型に係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。
 (c) 当社は、インターネットプロトコルによる区別の変更は提供しません。

e 加入契約回線インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	加入契約回線のユーザ網インタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	加入契約回線のユーザ網インタフェースが100BASE-TXのもの
1000BASE-SX	加入契約回線のユーザ網インタフェースが1000BASE-SXのもの

備考
 (a) 専用型については、10BASE-Tのユーザ網インタフェースまたは100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供します。共用型プラン1については10BASE-Tのユーザ網インタフェース、共用型プラン2については100BASE-TXのユーザ網インタフェース及び1000BASE-SXのユーザ網インタフェースで提供します。
 (b) 加入契約回線インタフェース(10Base-T/100Base-TX/1000Base-SX)による区別の変更は提供しません。
 (c) 10BASE-Tについて、10Mb/sの品目とそれ以外の品目相互間の変更は提供しません。

(イ) 保守の態様による細目

区 別	内 容
通常クラス(デュアル)	中継回線が二重化されているもの

	エコノミークラス (シングル)	中継回線が二重化されていないもの
	保守の態様による細目は、A T M方式のものに限り適用します。	
	(ウ) 料金の適用方法による細目	
	区 別	内 容
	タイプ1	タイプ2以外のもの
	タイプ2	双方向型
		当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要するものであって、契約者回線からの発信及び契約者回線への着信の双方の利用速度を算定の対象とするもの
		片方向型
		当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要するものであって、契約者回線からの発信または契約者回線への着信のいずれか多い方の利用速度を算定の対象とするもの
	備考 (a) 料金の適用方法による細目は、イーサネット方式のものに限り適用します。 (b) タイプ2については、対称型のコース1 (100Mまでのものの品目のうちI P v 6型のものについては片方向型のものに限り提供します。) 100Mb/sの品目のもの及び1000Mb/sの品目のものに限り提供します。 (c) 片方向型のもの (100Mまでのものの品目のうちI P v 6型のを除きます。) については、2 (料金額) に規定するプラン1からプラン3までの区別があります。	
エ タイプ2の利用料の適用	旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式の対称型のタイプ2の利用料は、この表のオの規定に基づき測定した利用速度 (以下この表において「利用速度」といいます。) に対応する従量利用料が最低利用料を超えない場合は最低利用料のみを適用し、利用速度に対応する従量利用料が最低利用料を超える場合には従量利用料のみを適用します。	
オ 利用速度の測定等	(ア) 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスのイーサネット方式の対称型のタイプ2に係る利用速度は、次の表に定める最大発信速度及び最大受信速度とし、当社の機器により測定します。	
	区 分	内 容

	<p>最大発信速度</p>	<p>測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</p>	
	<p>最大受信速度</p>	<p>測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</p>	
<p>カ 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>(イ) (ア)の表に規定する測定対象期間は、暦月の初日から末日までとします。 ただし、次の場合はこの限りではありません。 a 暦月の初日以外の日利用の開始があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。 b 暦月の末日以外の日利用の終了があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。 (ウ) 当社は、利用速度に1Mb/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>(ア) 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除き、最低利用期間があります。 (イ) 旧第5区域第1種契約者は、(ア)の最低利用期間内に旧第5区域第1種契約の解除があった場合は、第33条(料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(利用料(タイプ2のものは従量利用料を除きます。))とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。 但し、以下のいずれかに該当する場合は除きます。 a 総合オープン通信網契約の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合 b 品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はコンピュータ通信網契約の解除を行う場合 c その他当社が認めた場合</p>		
<p>キ サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス(A TM方式のもの及びイーサネット方式のもの(コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの)に限ります。)に限ります。)について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。 (ア) 当社は、旧第5区域第1種契約者(A TM方式のもの及びイーサネット方式のもの(コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの)に限ります。)に係る旧第5区域第1種契約者に限ります。以下この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス(A TM方式及びイーサネット方式(コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの)に限ります。)に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その旧第5区域第1種契約(A TM方式及びイー</p>		

ーサネット方式（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。）に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備（ATM方式のものにあつては保守の態様による区別がエコノミークラスのものは、中継回線、端末回線及び当社又は当社が別に定める協定事業者が提供する端末設備の部分を除いたものとし、イーサネット方式のものにあつては加入契約回線及び端末設備を除いたものとし、以下この欄において同じとします。）による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第43条（契約者の切分責任）の規定によりその旧第5区域第1種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その旧第5区域第1種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は、第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

- a 第29条（利用中止）第1項の規定により、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であつて、当社があらかじめそのことを旧第5区域第1種契約者に通知したとき。
- b 第28条（接続休止）の規定により、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスについて接続休止をしたとき。
- c その旧第5区域第1種契約者の責めによらない理由が別記1に定める提供区域等以外において生じたもののとき。

(イ) (ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(ウ) (ア)の規定にかかわらず、保守の態様による区別がエコノミークラスのものである旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合の旧第5区域第1種契約に係る利用料のうち(3)（料金額）のAに規定する基本料及びイに規定する加算額については、当社は第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(エ) (ア)に規定する故障回復時間返還料金額は、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における(3)（料金額）のAに規定する利用料（ATM方式のものであつて保守の態様による区別がエコノミークラスの場合は加算料に限ります。）の額及びイに規定する加算額（ATM方式のものは保守の態様による区別が通常クラスのものに限ります。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(ア)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

(オ) (エ)の場合において、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスがタイプ2のときは、エの規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

(カ) 当社は、(イ)の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

a b以外の場合
その暦月におけるその旧第5区域第1種契約に係る利用料及び加算額（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

b その暦月が旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合
その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

(キ) (ア)の場合において、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（(カ)のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。
ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

(ク) この欄の規定による料金の返還とこの表のク欄又はケ欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(9)欄の規定に定めるところによります。

ク サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用

当社は、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの（IPv6型のものに限りません。）を除きます。）について、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。
(ア) 当社は、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月における旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの利用料（この表のア欄からオ欄までの適

	<p>用又は料金表通則の3の規定（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額（ATM方式のもの場合は、加算料に限ります。）とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその旧第5区域第1種契約者に返還します。ただし、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ)この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表キ欄又はケ欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、ケ欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>ケ サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの）に限ります。）に限ります。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>(ア)当社は、当社の設置した旧第5区域第1種契約（ATM方式及びイーサネット方式（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの）に限ります。）に係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備（イーサネット方式のものにあっては加入契約回線及び端末設備を除いたもの）とします。以下この欄において同じとします。）の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、旧第5区域第1種契約者（ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するもの）に限ります。）に係る旧第5区域第1種契約者に限り、以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第5区域第1種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社が旧第5区域第1種契約者との協議により定めたもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における2（料金額）の(1)に規定する利用料（ATM方式のものは加算料に限ります。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその旧第5区域第1種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>a その故障等を当社が知った時点において、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。</p> <p>b 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。</p> <p>(イ)(ア)の場合において、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスがタイプ2のときは、アの規程中「その故障等を当社が知った時刻</p>

	<p>から起算して30分を超えた時点」を「その故障等を当社が知った時刻から30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。</p> <p>(ウ) 当社は、(ア)の規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>a b以外の場合 その暦月におけるその旧第5区域第1種契約に係る利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）</p> <p>b その暦月がその旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>(エ) (ア)の場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第5区域第1種契約者に通知しなかった場合が1の暦月(ウ)のbの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>(オ) この表のキ欄からケ欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
コ 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>(ア) その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>ただし、その契約者回線が異経路（サの「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p> <p>(イ) 加入区域の設定・変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
サ 異経路による契約者回線の加算額の適用	<p>(ア) その契約者回線が收容されているコンピュータ通信網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>(イ) 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について 耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
シ 特別電気	その契約者回線において、当社及び当社が別に定める協定事業者が特別な

通信設備の加算額の適用	電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
ス 回線接続装置等の加算額の適用	当社及び当社が別に定める協定事業者が回線接続装置等を提供した場合に、回線接続装置等の加算額を適用します。
セ 配線設備の加算額の適用	当社及び当社が別に定める協定事業者が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します。 (ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備、回線接続装置又は回線終端装置（イーサネット方式のものに限ります。）とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線
ソ 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、（3）（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。
タ 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の区域外線路及び異経路の線路の加算額は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
チ 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合（1の暦月を連続して正しく算定できなかった場合に限ります。以下この欄において同じとします。）の利用料は次のとおりとします。 (ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等のあったと認められる日）の属する暦月の前12暦月の暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額 (イ) (ア)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額

(3) 料金額

ア 利用料

(ア) ATM方式のもの

a 基本料

月額

単 位	料 金 額 (税抜価格)	
	1 芯式の場合	2 芯式の場合

引込線 1 回線ごとに	64,000 円	126,000 円
備考 ATM方式のものに係る旧第5区域第1種契約者が指定することのできる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるコンピュータ通信網サービス取扱局の収容区域内に限ります。		

b 加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)	
	通常クラス (デュアル)	エコノミークラス (シングル)
0.5Mb/s のもの	300,000 円	270,000 円
1 Mb/s のもの	400,000 円	370,000 円
2 Mb/s のもの	650,000 円	600,000 円
3 Mb/s のもの	682,000 円	624,000 円
4 Mb/s のもの	778,000 円	714,000 円
5 Mb/s のもの	978,000 円	895,000 円
6 Mb/s のもの	1,071,000 円	985,000 円
7 Mb/s のもの	1,160,000 円	1,075,000 円
8 Mb/s のもの	1,251,000 円	1,166,000 円
9 Mb/s のもの	1,386,000 円	1,298,000 円
10 Mb/s のもの	1,499,000 円	1,409,000 円
11 Mb/s のもの	1,611,000 円	1,520,000 円
12 Mb/s のもの	1,724,000 円	1,631,000 円
13 Mb/s のもの	1,958,000 円	1,857,000 円
14 Mb/s のもの	2,169,000 円	2,062,000 円
15 Mb/s のもの	2,375,000 円	2,263,000 円
16 Mb/s のもの	2,577,000 円	2,460,000 円
17 Mb/s のもの	2,776,000 円	2,653,000 円
18 Mb/s のもの	2,970,000 円	2,843,000 円
19 Mb/s のもの	3,161,000 円	3,029,000 円

20 Mb/s のもの	3,349,000 円	3,213,000 円
21 Mb/s のもの	3,533,000 円	3,393,000 円
22 Mb/s のもの	3,715,000 円	3,571,000 円
23 Mb/s のもの	3,894,000 円	3,746,000 円
24 Mb/s のもの	4,071,000 円	3,920,000 円
25 Mb/s のもの	4,246,000 円	4,091,000 円
26 Mb/s のもの	4,420,000 円	4,261,000 円
27 Mb/s のもの	4,591,000 円	4,429,000 円
28 Mb/s のもの	4,761,000 円	4,596,000 円
29 Mb/s のもの	4,930,000 円	4,762,000 円
30 Mb/s のもの	5,098,000 円	4,926,000 円
31 Mb/s のもの	5,265,000 円	5,090,000 円
32 Mb/s のもの	5,431,000 円	5,253,000 円
33 Mb/s のもの	5,597,000 円	5,415,000 円
34 Mb/s のもの	5,762,000 円	5,577,000 円
35 Mb/s のもの	5,926,000 円	5,738,000 円
36 Mb/s のもの	6,090,000 円	5,899,000 円
37 Mb/s のもの	6,253,000 円	6,059,000 円
38 Mb/s のもの	6,416,000 円	6,219,000 円
39 Mb/s のもの	6,579,000 円	6,379,000 円
40 Mb/s のもの	6,741,000 円	6,538,000 円
41 Mb/s のもの	6,903,000 円	6,698,000 円

42 Mb/s のもの	7,065,000 円	6,857,000 円
43 Mb/s のもの	7,227,000 円	7,016,000 円
44 Mb/s のもの	7,389,000 円	7,174,000 円
45 Mb/s のもの	7,549,000 円	7,333,000 円
46 Mb/s のもの	7,710,000 円	7,491,000 円
47 Mb/s のもの	7,872,000 円	7,650,000 円
48 Mb/s のもの	8,033,000 円	7,808,000 円
49 Mb/s のもの	8,194,000 円	7,966,000 円
50 Mb/s のもの	8,357,000 円	8,126,000 円
51 Mb/s のもの	8,475,000 円	8,242,000 円
52 Mb/s のもの	8,594,000 円	8,359,000 円
53 Mb/s のもの	8,713,000 円	8,476,000 円
54 Mb/s のもの	8,832,000 円	8,592,000 円
55 Mb/s のもの	8,951,000 円	8,708,000 円
56 Mb/s のもの	9,070,000 円	8,825,000 円
57 Mb/s のもの	9,188,000 円	8,941,000 円
58 Mb/s のもの	9,307,000 円	9,058,000 円
59 Mb/s のもの	9,426,000 円	9,174,000 円
60 Mb/s のもの	9,545,000 円	9,290,000 円
61 Mb/s のもの	9,663,000 円	9,407,000 円
62 Mb/s のもの	9,782,000 円	9,523,000 円
63 Mb/s のもの	9,901,000 円	9,640,000 円

64 Mb/s のもの	10,019,000 円	9,756,000 円
65 Mb/s のもの	10,138,000 円	9,872,000 円
66 Mb/s のもの	10,257,000 円	9,989,000 円
67 Mb/s のもの	10,376,000 円	10,105,000 円
68 Mb/s のもの	10,494,000 円	10,221,000 円
69 Mb/s のもの	10,613,000 円	10,338,000 円
70 Mb/s のもの	10,732,000 円	10,454,000 円
71 Mb/s のもの	10,850,000 円	10,570,000 円
72 Mb/s のもの	10,969,000 円	10,687,000 円
73 Mb/s のもの	11,088,000 円	10,803,000 円
74 Mb/s のもの	11,206,000 円	10,919,000 円
75 Mb/s のもの	11,325,000 円	11,036,000 円
76 Mb/s のもの	11,444,000 円	11,152,000 円
77 Mb/s のもの	11,562,000 円	11,268,000 円
78 Mb/s のもの	11,681,000 円	11,384,000 円
79 Mb/s のもの	11,800,000 円	11,501,000 円
80 Mb/s のもの	11,918,000 円	11,617,000 円
81 Mb/s のもの	12,037,000 円	11,733,000 円
82 Mb/s のもの	12,156,000 円	11,850,000 円
83 Mb/s のもの	12,274,000 円	11,966,000 円
84 Mb/s のもの	12,393,000 円	12,082,000 円
85 Mb/s のもの	12,511,000 円	12,199,000 円

86 Mb/s のもの	12,630,000 円	12,315,000 円
87 Mb/s のもの	12,749,000 円	12,431,000 円
88 Mb/s のもの	12,867,000 円	12,548,000 円
89 Mb/s のもの	12,986,000 円	12,664,000 円
90 Mb/s のもの	13,105,000 円	12,780,000 円
91 Mb/s のもの	13,223,000 円	12,897,000 円
92 Mb/s のもの	13,342,000 円	13,013,000 円
93 Mb/s のもの	13,461,000 円	13,129,000 円
94 Mb/s のもの	13,579,000 円	13,246,000 円
95 Mb/s のもの	13,698,000 円	13,362,000 円
96 Mb/s のもの	13,817,000 円	13,478,000 円
97 Mb/s のもの	13,935,000 円	13,594,000 円
98 Mb/s のもの	14,054,000 円	13,711,000 円
99 Mb/s のもの	14,173,000 円	13,827,000 円
100Mb/s のもの	14,291,000 円	13,943,000 円
101Mb/s のもの	14,410,000 円	14,060,000 円
102Mb/s のもの	14,529,000 円	14,176,000 円
103Mb/s のもの	14,647,000 円	14,292,000 円
104Mb/s のもの	14,766,000 円	14,409,000 円
105Mb/s のもの	14,885,000 円	14,525,000 円
106Mb/s のもの	15,003,000 円	14,641,000 円
107Mb/s のもの	15,122,000 円	14,758,000 円

108Mb/s のもの	15,241,000 円	14,874,000 円
109Mb/s のもの	15,359,000 円	14,990,000 円
110Mb/s のもの	15,478,000 円	15,107,000 円
111Mb/s のもの	15,597,000 円	15,223,000 円
112Mb/s のもの	15,715,000 円	15,339,000 円
113Mb/s のもの	15,834,000 円	15,456,000 円
114Mb/s のもの	15,953,000 円	15,572,000 円
115Mb/s のもの	16,071,000 円	15,688,000 円
116Mb/s のもの	16,190,000 円	15,804,000 円
117Mb/s のもの	16,309,000 円	15,921,000 円
118Mb/s のもの	16,427,000 円	16,037,000 円
119Mb/s のもの	16,546,000 円	16,153,000 円
120Mb/s のもの	16,665,000 円	16,270,000 円
121Mb/s のもの	16,783,000 円	16,386,000 円
122Mb/s のもの	16,902,000 円	16,502,000 円
123Mb/s のもの	17,020,000 円	16,619,000 円
124Mb/s のもの	17,139,000 円	16,735,000 円
125Mb/s のもの	17,258,000 円	16,851,000 円
126Mb/s のもの	17,376,000 円	16,968,000 円
127Mb/s のもの	17,495,000 円	17,084,000 円
128Mb/s のもの	17,614,000 円	17,200,000 円
129Mb/s のもの	17,732,000 円	17,317,000 円

130Mb/s のもの	17,851,000 円)	17,433,000 円
131Mb/s のもの	17,970,000 円	17,549,000 円
132Mb/s のもの	18,088,000 円	17,666,000 円
133Mb/s のもの	18,207,000 円	17,782,000 円
134Mb/s のもの	18,326,000 円	17,898,000 円
135Mb/s のもの	18,439,000 円	18,009,000 円

(イ) イーサネット方式のもの

a 対称型

(a) 100M までのもの

I コース1タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
1Mb/s	423,000 円
2Mb/s	498,000 円
3Mb/s	573,000 円
4Mb/s	649,000 円
5Mb/s	724,000 円
6Mb/s	799,000 円
7Mb/s	874,000 円
8Mb/s	950,000 円
9Mb/s	1,025,000 円
10Mb/s	1,100,000 円
15Mb/s	1,550,000 円
20Mb/s	2,000,000 円
25Mb/s	2,350,000 円
30Mb/s	2,700,000 円
35Mb/s	3,025,000 円
40Mb/s	3,350,000 円
45Mb/s	3,650,000 円
50Mb/s	3,950,000 円
55Mb/s	4,225,000 円
60Mb/s	4,500,000 円
65Mb/s	4,750,000 円
70Mb/s	5,000,000 円
75Mb/s	5,220,000 円
80Mb/s	5,440,000 円

85Mb/s	5,670,000 円
90Mb/s	5,900,000 円
95Mb/s	6,100,000 円
100Mb/s	6,300,000 円

Ⅱ コース2専用型 10BASE-T タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
1Mb/s		92,000 円
2Mb/s		135,000 円
3Mb/s		170,000 円
4Mb/s		200,000 円
5Mb/s		235,000 円
10Mb/s	I P v 4 型	498,000 円
	I P v 6 型	498,000 円

Ⅲ コース2専用型 100BASE-TX タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
1Mb/s		190,000 円
2Mb/s		200,000 円
3Mb/s		220,000 円
4Mb/s		240,000 円
5Mb/s		270,000 円
6Mb/s		310,000 円
7Mb/s		350,000 円
8Mb/s		400,000 円
9Mb/s		450,000 円
10Mb/s		500,000 円
15Mb/s		630,000 円
20Mb/s		760,000 円
25Mb/s		890,000 円
30Mb/s		1,020,000 円
35Mb/s		1,150,000 円
40Mb/s		1,280,000 円
45Mb/s		1,410,000 円
50Mb/s		1,540,000 円
55Mb/s		1,660,000 円
60Mb/s		1,780,000 円
65Mb/s		1,900,000 円

70Mb/s	2,020,000 円
75Mb/s	2,140,000 円
80Mb/s	2,260,000 円
85Mb/s	2,380,000 円
90Mb/s	2,500,000 円
95Mb/s	2,620,000 円
100Mb/s	2,740,000 円

IV コース2 共用型 10BASE-T タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	プラン1	220,000 円

V コース2 共用型 100BASE-TX タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s	プラン2	169,000 円

VIタイプ2のもの

(I) IPv4型のもの

i 最低利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型		350,000 円
片方向型	プラン1	350,000 円
	プラン2	2,000,000 円
	プラン3	4,000,000 円

ii 従量利用料

1 Mb/sごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型	契約者回線からの発信に係るもの	20,000 円
	契約者回線への着信に係るもの	120,000 円
片方向型	プラン1	120,000 円
	プラン2	100,000 円
	プラン3	80,000 円

(Ⅱ) IPv6型のもの

i 最低利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別	料 金 額 (税抜価格)
片方向型	498,000 円

ii 従量利用料

1 Mb/sごとに月額

区 別	料 金 額 (税抜価格)
片方向型	100,000 円

(b) 1000M までのもの

I コース1タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに

100Mb/s	7,500,000 円
150Mb/s	10,340,000 円
200Mb/s	13,080,000 円
250Mb/s	15,710,000 円
300Mb/s	18,240,000 円
350Mb/s	20,660,000 円
400Mb/s	22,980,000 円
450Mb/s	25,190,000 円
500Mb/s	27,300,000 円
550Mb/s	29,315,000 円
600Mb/s	31,200,000 円
650Mb/s	32,990,000 円
700Mb/s	34,680,000 円
750Mb/s	36,260,000 円
800Mb/s	37,740,000 円
850Mb/s	39,110,000 円
900Mb/s	40,380,000 円
950Mb/s	41,540,000 円
1000Mb/s	42,600,000 円

Ⅱ コース2 共用型 1000BASE-SX タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
-----	-----------------

1000Mb/s	プラン2	820,000 円
----------	------	-----------

Ⅲ タイプ2のもの

(Ⅰ) 最低利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型		4,000,000 円
片方向型	プラン1	6,000,000 円
	プラン2	13,000,000 円
	プラン3	21,000,000 円

(Ⅱ) 従量利用料

1 Mb/sごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型	契約者回線からの発信に係るもの	10,000 円
	契約者回線への着信に係るもの	120,000 円
片方向型	プラン1	80,000 円
	プラン2	70,000 円
	プラン3	60,000 円

b 非対称型

(a) 100Mまでのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	780,000 円
20Mb/s	950,000 円
30Mb/s	1,400,000 円
40Mb/s	1,800,000 円
50Mb/s	2,200,000 円
60Mb/s	2,600,000 円
70Mb/s	3,000,000 円
80Mb/s	3,400,000 円
90Mb/s	3,800,000 円
100Mb/s	4,200,000 円

(b) 1000Mまでのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額
-----	-------

	(税抜価格)
100Mb/s	3,900,000 円
150Mb/s	5,250,000 円
200Mb/s	6,600,000 円
250Mb/s	7,950,000 円
300Mb/s	9,300,000 円
350Mb/s	10,650,000 円
400Mb/s	12,000,000 円
450Mb/s	13,350,000 円
500Mb/s	14,700,000 円
550Mb/s	16,050,000 円
600Mb/s	17,400,000 円
650Mb/s	18,750,000 円
700Mb/s	20,100,000 円
750Mb/s	21,450,000 円
800Mb/s	22,800,000 円
850Mb/s	24,150,000 円
900Mb/s	25,500,000 円
950Mb/s	26,850,000 円
1000Mb/s	28,200,000 円

イ 加算額 月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)	
(ア) 区域外線 路	—	1 契約者回 線につき 区域外線 路100m までごと に	690 円	
(イ) 異経路の 線路	—	—	別に算定する 実費	
(ウ) 特別電気 通信設備	—	—	別に算定する 実費	
(エ) 回線終端 装置	A	端末側インタフェース がメタリックケーブ ルのもの	1 台ごとに 11,000 円	
		端末側インタフェース が同軸ケーブルのも の	1 台ごとに 20,000 円	
		端末側インタフェース が光ケーブルのもの	I 型	33,000 円
			II 型	29,000 円

		備考	端末側インタフェースが光ケーブルのものの I 型及び II 型は、それぞれTTC標準JT-G957 準拠及びATM-Forum 準拠のものをいいます。		
	イーサネット方式のもの		100Mまでの品目もの	1台ごとに	5,000 円
			1000Mまでの品目もの	1台ごとに	60,000円
(オ)回線接続装置	A の ATM の方式		I 型	1台ごとに	42,000 円
			II 型	1台ごとに	38,000 円
	備考	1 2 芯式の端末回線の終端に限り提供します。 2 I 型及び II 型は、それぞれTTC標準JT-G957 準拠及びATM-Forum 準拠のものをいいます。			
			イーサネット方式のもの	1台ごとに	5,000 円
(カ)配線設備		—		1 配線ごとに	2,000 円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧に供します。					

ウ 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (月額)
(ア)ユーザードメイン機能	旧第5区域第1種契約者が所有するドメイン名(サブドメイン名(そのドメイン名を更に階層構造的に細かく分割するために、その旧第5区域第1種契約者がそのドメイン名に付加した名称をいいます。))を含みます。以下同じとします。)を当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録することによって、そのドメイン名に係るデータを利用することができるようにする機能をいいます。	1ドメインごとに	税抜価格 10,000 円
	備考	a 契約者回線(イーサネット方式のものであってIPv6型のを除きます。)に限り提供します。 b 1のユーザードメイン機能において登録することができるドメイン名の数は1に限りです。	
(イ)ユーザードメインメール機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる電子メール機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1アドレスごとに	税抜価格 100 円
	備考	a ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b ユーザードメインメール機能により付与される1メールアドレスにおいて利用することができるメール蓄積装置の容量は、20MBytesまでとします。 c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。	
(エ)ユーザードメインホームページ機能	ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わるホームページを使用してコンピュータ通信網サービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができる機能を、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。	1アカウントごとに	税抜価格 250 円

備考	<p>a ユーザードメイン機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 本契約により1のホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）がホームページオーナーアカウントとして付与されます。</p> <p>c ユーザードメインホームページ機能により付与される1ホームページオーナーアカウントにおいて利用することができる情報蓄積装置の容量は、20 MBytesまでとします。</p> <p>d 旧第5区域第1種契約者は、ホームページオーナーアカウントの変更、ホームページアカウントの数の変更その他ユーザードメインホームページ機能の利用内容の変更の請求を行うことができます。</p> <p>e 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の公開を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>f 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は別記16に定める禁止事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>g 当社は、この(カ)の規定により現に蓄積している情報の公開の停止をされた旧第5区域第1種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p> <p>h この(オ)から(キ)までの規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを旧第5区域第1種契約者にお知らせします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。i 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを旧第5区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>j 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この(オ)から(キ)までの規定及び(ケ)の規定により現に蓄積している情報の公開の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。k 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>
----	--

<p>(エ) ユーザードメインメーリングリスト機能</p>	<p>ユーザードメイン機能を利用することにより、利用に関わる仮想メールアドレス（その旧第5区域第1種契約者があらかじめ当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に登録したメール着信先の一覧（以下「メーリングリスト」といいます。）に対して当社が割り当てたメールアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）宛に送られたメールを、その仮想メールアドレスに対応するメーリングリストに係る着信者に配信する機能などを、そのドメイン名により利用することができる機能をいいます。</p>	<p>1 リストごとに</p>	<p>税抜価格 800 円</p>
	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 当社は、1のメーリングリストに対して1の仮想メールアドレスを割り当てます。 c ユーザードメインメーリングリスト機能において利用することができるメール蓄積装置の容量は、1のメーリングリストについて50MBytesまでとします。 d メーリングリストに係る着信先登録及び変更は、当社が別に定める方法により行っていただきます。 e 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。 		
<p>(オ) ユーザードメインホームページ追加機能</p>	<p>ユーザードメインホームページ機能により付加されたホームページオーナーアカウントの階層下にホームページアカウントを追加する機能をいいます。</p>	<p>1 アカウントごとに</p>	<p>税抜価格 250 円</p>
	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> a ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。 b 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。 		
<p>(カ) メールアドレス追加機能</p>	<p>ユーザードメインメール機能により付与されたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。</p>	<p>1 アドレスごとに</p>	<p>税抜価格 100 円</p>

	備考	<p>a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更をすることがあります。この場合には、当社は、あらかじめそのことを旧第5区域第1種契約者にお知らせします。</p> <p>c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
(キ)メールボックス容量変更機能		ユーザードメインメール機能又はメールアドレス追加機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更できる機能をいいます。	5 MBytes ごとに	税抜価格 50 円
	備考	<p>a ユーザードメインメール機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 1のメールアドレスごとに5MBytes単位で最大500MBytesまで変更できます。</p> <p>c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
(ク)ホームページ容量変更機能		ユーザードメインホームページ機能又はユーザードメインホームページ追加機能により付与された情報蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	5 MBytes ごとに	税抜価格 100円
	備考	<p>a ユーザードメインホームページ機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 1のホームページアカウントごとに5MBytes単位で最大1GBytesまで変更できます。</p> <p>c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		
(ケ)メーリングリスト容量変更機能		ユーザードメインメーリングリスト機能により付与されたメール蓄積装置の容量を変更することができる機能をいいます。	50 MBytes ごとに	税抜価格 800 円
	備考	<p>a ユーザードメインメーリングリスト機能を提供している契約者回線に限り提供します。</p> <p>b 1のメーリングリストごとに50MBytes単位で最大200MBytesまで変更ができます。</p> <p>c 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>		

(コ) IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	1	(a)(b)以外のもの	税抜価格 19,800 円
			(b)当社がIPアドレスの付与をしないもの	税抜価格 60,000 円
備考	<p>a 1の旧第5区域第1種契約者の契約者回線（イーサネット方式のものであってIPv6型のを除きます。</p> <p>b 当社がIPアドレスを付与しないものについてはイーサネット方式のものであってIPv6型のもの及び共用型のを除きます。）につき1のIPv6トンネリング機能を提供します。</p> <p>c IPv6パケットに係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。</p>			

(サ) IPv6ハイブリッド機能	コンピュータ通信網サービス取扱局の電気通信設備において、IPv4パケットとIPv6パケットの識別を行い、IPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能をいいます。	1	(a)(b)以外のもの	税抜価格 59,800 円
			(b)当社がIPアドレスの付与をしないもの	税抜価格 100,00 0円
備考	<p>a 1の旧第5区域第1種契約者の契約者回線につき1のIPv6ハイブリッド機能を提供します。</p> <p>b 当社は、契約者回線がイーサネット方式のもの（共用型のプラン2もの及びIPv6型のものを除きます。(2)当社がIPアドレスを付与しないものについては共用型のもの及びIPv6型のものを除きます。）に限り、IPv6ハイブリッド機能を提供します。</p> <p>c IPv6パケットに係る通信は、当社の電気通信設備においてふくそうが発生した場合には、その利用が制限される場合があります。</p> <p>d IPv6パケットに係る通信は、10Mb/s以上の品目のものについては、品目の内容にかかわらず10Mbit/sまでの符号伝送が可能なものとしします。</p>			
(シ) 上限伝送速度設定機能	この機能を利用する旧第5区域第1種契約者にかかる第5区域第1種コンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その旧第5区域第1種契約者があらかじめ指定することができる機能をいいます。		—	—

	備	<p>a この機能は、イーサネット方式のコース1のタイプ2に係る第5区域第1種契約者に限り提供します。</p> <p>b この機能において、旧第5区域第1種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、次のとおりとし、発信及び着信ともに同一の速度とします。</p> <p>(a) 100Mまでのもの 10Mb/sから10Mb/sごとに90Mb/sまで</p> <p>(b) 1000Mまでのもの 100Mb/sから50Mb/sごとに950Mb/sまで</p>	
(ス) Mailウイルスチェック機能	<p>旧第5区域第1種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名に係るメールアドレスを使用して送信又は受信する電子メールにコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、その旧第5区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことができる機能をいいます。</p>	<p>1のドメイン名に係るメールアドレスの数（サブドメイン名を利用している場合は、それに係るメールアドレスの数を含みます。以下この欄において同じとします。）が10個までのもの</p>	<p>税抜価格 2,000 円</p>

	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超えて50個までのもの	税抜価格 2,000円 に、10個を超える10個ごとに税抜価格 2,000円を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超えて60個までのもの	税抜価格 10,400 円
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が60個を超えて100個までのもの	税抜価格 10,400 円に、60個を超える10個ごとに税抜価格 1,400円を加算した額
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超えて200個までのもの	税抜価格 30,000 円

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超えて1,000個までのもの	税抜価格 30,000 円に、 200個を超える 100個ごとに税抜価格 14,000 円を加算した額
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えて2,000個までのもの	税抜価格 232,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が2,000個を超えて10,000個までのもの	税抜価格 232,000 円に、 2,000個を超える1,000 個ごとに税抜価格 90,000 円を加算した額

		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10,000個を超えて11,000個までのもの	税抜価格 1,045,000 円
		1のドメイン名に係るメールアドレスの数が11,000個を超えるもの	税抜価格 1,045,000円に 、 11,000 個を超える 1,000個 ごとに 税抜価格 47,000 円を加算した 額

	<p>備考</p> <p>a 契約者回線（イーサネット方式のものであって I P v 6 のものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>b 当社は、1 のドメイン名につき、1 の M a i l ウイルスチェック機能を提供します。</p> <p>c M a i l ウイルスチェック機能は、次のドメイン名に限り提供します。</p> <p>(a) ユーザードメインメール機能において利用されるドメイン名</p> <p>(b) M a i l ウイルスチェック機能の提供を受けるために必要な設定を行うことができるメール蓄積装置で、当社のコンピュータ通信網サービス取扱局に設置するもの以外のものに登録されたドメイン名</p> <p>d この機能において、旧第 5 区域第 1 種契約者があらかじめ指定することのできる内容は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>e 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>f 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割しません。</p>
--	--

<p>(セ)リレーメール機能</p>	<p>旧第5区域第1種契約者が、あらかじめ指定するドメイン名にインターネットを介して送信されてくる電子メールを、その旧第5区域第1種契約者が指定したメール蓄積装置（以下「指定メール蓄積装置」といいます。）に代わって当社のメール中継装置において受信し、それを指定メール蓄積装置に転送する機能をいいます。</p>	<p>1ドメインごとに</p>	<p>税抜価格 5,000円</p>
<p>備考</p>	<p>a 契約者回線（イーサネット方式のもの（コース2のものに限ります。）であってIPv6型のものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>b 当社は1のドメイン名につき、1のリレーメール機能を提供します。</p> <p>c 当社はメール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（但し、メール中継装置に記録された時刻に従います。）から起算して120時間に限り当社が別に定める条件に従って当該対象電子メールの指定メール蓄積装置への転送を試みるものとし、対象電子メールを指定メール蓄積装置への転送した時点又は当該時間が満了した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。</p> <p>d cの規定に拘らず、当社は、メール中継装置が転送した対象電子メールが指定メール蓄積装置に到達することを確認及び保証するものではなく、万一、対象電子メールを指定メール蓄積装置に転送出来なかった場合であって、そのことを当社が了知したときは、その旨を当該対象電子メールを送信してきた電子メールアドレス（以下、「送信メールアドレス」といいます。）に電子メールで一回送信し、直ちに、当該対象電子メールを破棄します。</p> <p>e 当社はc、dで規定するほか、対象電子メールの保管を一切行いません。</p> <p>f 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>g 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。</p>		

(ソ)セカンダリメール機能	旧第5区域第1種契約者のメール蓄積装置にインターネットを介して送信されてくる電子メールの一時保存をすることができる機能をいいます。	—	—
備考	<p>a 契約者回線（イーサネット方式のもの（コース2のものに限ります。）であってIPv6型のものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>b 当社は、1のドメイン名につき、1のセカンダリメール機能を提供します。</p> <p>c 当社は、旧第5区域第1種契約者のメール蓄積装置に故障、不具合等が発生した場合に限り、その契約者のメール蓄積装置に送信された電子メールを受信します。</p> <p>d 当社のメール中継装置が対象電子メールを受信した時刻（但し、メール中継装置に記録された時刻に従います。）から起算して120時間に限り当社が別に定める条件に従って当該対象電子メールの指定メール蓄積装置への転送を試みるものとし、対象電子メールを指定メール蓄積装置への転送した時点又は当該時間が満了した時点のいずれか早く到来した時点をもって当該対象電子メールを破棄します。</p> <p>e cの規定に拘らず、当社は、メール中継装置が転送した対象電子メールが指定メール蓄積装置に到達することを確認及び保証するものではなく、万一、対象電子メールを指定メール蓄積装置に転送出来なかった場合であって、そのことを当社が了知したときは、その旨を当該対象電子メールを送信してきた電子メールアドレスに電子メールで一回送信し、直ちに、当該対象電子メールを破棄します。</p> <p>f 当社はd、eで規定するほか、対象電子メールの保管を一切行いません。</p> <p>g 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(タ)URLフィルタリング機能	旧第5区域第1種契約者が、URL（インターネット上に接続されている特定のファイルの場所を指定する文字列をいいます。）に係るカテゴリ	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	税抜価格 45,000 円

<p>の情報（以下、「有害サイト」といいます。）をあらかじめ指定することにより、その有害サイトへの接続を行った場合に、その旧第5区域第1種契約者があらかじめ指定した内容に応じて、有害サイトへの接続を遮断することのできる機能をいいます。</p>	<p>利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの</p>	<p>税抜価格 55,000 円</p>
	<p>利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの</p>	<p>税抜価格 65,000 円</p>
	<p>利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの</p>	<p>税抜価格 75,000 円</p>
	<p>利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの</p>	<p>税抜価格 84,500 円</p>
	<p>利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの</p>	<p>税抜価格 94,000 円</p>
	<p>利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの</p>	<p>税抜価格 103,000 円</p>

		利用可能な アカウント の数が600 個を超えて 700個まで のもの	税抜価格 112,000 円
		利用可能な アカウント の数が700 個を超えて 800個まで のもの	税抜価格 120,000 円
		利用可能な アカウント の数が800 個を超えて 900個まで のもの	税抜価格 127,000 円
		利用可能な アカウント の数が900 個を超えて 1000個まで のもの	税抜価格 133,000 円
		利用可能な アカウント の数が1000 個を超えて 1500個まで のもの	税抜価格 173,000 円
		利用可能な アカウント の数が1500 個を超えて 2000個まで のもの	税抜価格 210,000 円
		利用可能な アカウント の数が2000 個を超えて 3000個まで のもの	税抜価格 283,000 円

		利用可能なアカウントの数が3000個を超えて4000個までのもの	税抜価格 352,000 円
		利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	税抜価格 425,000 円
		利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	税抜価格 425,000 円に5000 個を超える 1000個 ごとに税 抜価格 81,000円 を加算し た額
備	<p>a 契約者回線（イーサネット方式のものであってIPv6型のものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>b 当社は1の契約者回線につき、1のURLフィルタリング機能を提供します。</p> <p>c 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>d 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。</p>		
(チ)Web ウイルス チェック 機能	旧第5区域第1種契約者がホームページ等閲覧の際、そのホームページ等にコンピュータウイルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、そのコンピュータウイルスの削除等を行うことのできる機能をいいます。	利用可能なアカウントの数が50個までのもの	税抜価格 35,000 円
		利用可能なアカウントの数が50個を超えて100個までのもの	税抜価格 43,000 円

	利用可能なアカウントの数が100個を超えて200個までのもの	税抜価格 52,000 円
	利用可能なアカウントの数が200個を超えて300個までのもの	税抜価格 60,000 円
	利用可能なアカウントの数が300個を超えて400個までのもの	税抜価格 67,000 円
	利用可能なアカウントの数が400個を超えて500個までのもの	税抜価格 73,500 円
	利用可能なアカウントの数が500個を超えて600個までのもの	税抜価格 79,500 円
	利用可能なアカウントの数が600個を超えて700個までのもの	税抜価格 84,000 円

	利用可能な アカウント の数が700 個を超えて 800個まで のもの	税抜価格 88,000 円
	利用可能な アカウント の数が800 個を超えて 900個まで のもの	税抜価格 90,500 円
	利用可能な アカウント の数が900 個を超えて 1000個まで のもの	税抜価格 92,500 円
	利用可能な アカウント の数が1000 個を超えて 1500個まで のもの	税抜価格 114,000 円
	利用可能な アカウント の数が1500 個を超えて 2000個まで のもの	税抜価格 135,000 円
	利用可能な アカウント の数が2000 個を超えて 3000個まで のもの	税抜価格 186,000 円
	利用可能な アカウント の数が3000 個を超えて 4000個まで のもの	税抜価格 239,000 円

		利用可能なアカウントの数が4000個を超えて5000個までのもの	税抜価格 292,000 円
		利用可能なアカウントの数が5000個を超えるもの	税抜価格 292,000 円に5000 個を超える 1000個 ごとに税 抜価格 52,000円 を加算し た額
備考	<p>a 契約者回線（イーサネット方式のもの（であってIPv6型のものを除きます。））に限り提供します。</p> <p>b 当社は、1の契約者回線につき、1のWebウィルスチェック機能を提供します。</p> <p>c 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>d 料金表通則の規定にかかわらず、この機能の利用に係る料金は日割りしません。</p>		

(4) 工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)
回線接続工事	(ア) (イ)以外のもの	1の工事ごとに	2,500 円
	(イ) 交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000 円
回線接続装置に係る工事	メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000 円
	光配線の場合		8,000 円
回線終端装置に係る工事	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに	20,000 円
	(イ) 備考ウに規定する品目の場合		8,000 円
配線設備に係る工事	メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000 円

		光配線の場合		12,000 円
付加機能に係る工事	ユーザードメイン機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	5,000円
		変更又は追加の場合	1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメール機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
		変更の場合		500円
	メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
	メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ダイヤルアップ接続機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
		追加の場合	1の機能ごとに	150円
	IPv6トンネリング機能		1の機能ごとに	2,000円
IPv6ハイブリッド機能		1の機能ごとに	2,000円	
Mailウイルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円	
	メールアドレス数の変更の場合		150円	
リレーメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円	
セカンダリメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000 円	
URLフィルタリング機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円	
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円	
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円	
Webウイルスチ	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円	

エック機能に係る工事	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円

備考

- ア 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- イ 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。
- ウ 回線終端装置に係る工事の（イ）に規定する品目は、次表のとおりとします。

区 分	品 目
第5区域第1種契約	イーサネット方式のもの（1000Mのもの及び1000BASE-SXのものを除きます。）

（5）旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

（ア） A T M方式のもの

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～24Mb/s (1Mb/s毎)	UTP-MIC (RJ45) (ISO/IEC603-7準拠)	25.6Mbit/s	N R Z I 符号	3.4V以下 (P-P値)
0.5Mb/s、 1Mb/s～40Mb/s (1Mb/s毎)	B N C同軸コネクタ (JIS規格C5412CNC02準拠)	44.736 Mbit/s	B 3 Z S 符号	22,368kHz: +5.7dBm以下 44,736kHz: 22,368kHz の送出電力 より20dB以下
0.5Mb/s、 1Mb/s～44Mb/s (1Mb/s毎)	F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	155.520 Mbit/s	N R Z 符号	TTC標準JT-G957準拠 光出力：-8 dBm以下 (平均値) 使用中心波長 : 1.31μm ATM-Forum準拠 光出力：- 14dBm以下

				(平均値) 使用波長： 1.27 μm ～ 1.38 μm
--	--	--	--	--

(イ) イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mb/s～ 1000Mb/s(50Mb/s 毎)	F04形単心光ファイバコネク タ (JIS規格 C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX 準拠

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

(ア) ATM方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 135Mb/s (1Mb/s毎)	F04形 単心光ファイバコネ クタ (JIS規格C5973準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	TTC標準JT- G957準拠 光出力：－8 dBm以下 (平均値) 使用中心波長 ： 1.31 μm ATM-Forum準拠 光出力：－ 14dBm以下 (平均値) 使用波長： 1.27 μm ～ 1.38 μm

(イ) イーサネット方式のもの

a 対称型

品目	物理的条件	相互接続回路
1Mb/s～ 9Mb/s(1Mb/s毎)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準 拠
10Mb/s	コース1	IEEE802.3 100BASE-TX準 拠
	コース2	IEEE802.3 10BASE-T準拠

15Mb/s～ 100Mb/s(5Mb/s毎)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
----------------------------	----------------------------	------------------------

b 非対称型

品目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s～ 100Mb/s(10Mb/s毎)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

(ア) ATM方式のもの

品目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を提供しない場合	配線設備を提供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s～ 135Mb/s (1Mb/s毎)	コネクタ： F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) ケーブル： SM型光ファイバケーブル (JIS規格 C6835の SSMA-10/125 準拠)	コネクタ： F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠)	155.520 Mbit/s	N R Z 符号	光出力： +3dBm以下 (平均値) 使用中心波長： 1.31μm

(イ) イーサネット方式のもの

品目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
1Mb/s～ 10Mb/s (1Mb/s毎))、 15Mb/s～ 100Mb/s (5Mb/s毎))	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力： 短距離用-8dBm以下 (平均値) 中距離用-3dBm以下 (平均値) 長距離用0dBm以下 (平均値) 使用中心波長：1.31μm

(6) 料金表別表

ア 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス (ATM方式のものに限ります。)
の伝送速度は、次のとおりとします。

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
----	------	----	------	----	------

0.5Mb/s	0.5Mbit/s	46Mb/s	46.0Mbit/s	92Mb/s	92.0Mbit/s
1Mb/s	1.0Mbit/s	47Mb/s	47.0Mbit/s	93Mb/s	93.0Mbit/s
2Mb/s	2.0Mbit/s	48Mb/s	48.0Mbit/s	94Mb/s	94.0Mbit/s
3Mb/s	3.0Mbit/s	49Mb/s	49.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s
4Mb/s	4.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	96Mb/s	96.0Mbit/s
5Mb/s	5.0Mbit/s	51Mb/s	51.0Mbit/s	97Mb/s	97.0Mbit/s
6Mb/s	6.0Mbit/s	52Mb/s	52.0Mbit/s	98Mb/s	98.0Mbit/s
7Mb/s	7.0Mbit/s	53Mb/s	53.0Mbit/s	99Mb/s	99.0Mbit/s
8Mb/s	8.0Mbit/s	54Mb/s	54.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s
9Mb/s	9.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	101Mb/s	101.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	56Mb/s	56.0Mbit/s	102Mb/s	102.0Mbit/s
11Mb/s	11.0Mbit/s	57Mb/s	57.0Mbit/s	103Mb/s	103.0Mbit/s
12Mb/s	12.0Mbit/s	58Mb/s	58.0Mbit/s	104Mb/s	104.0Mbit/s
13Mb/s	13.0Mbit/s	59Mb/s	59.0Mbit/s	105Mb/s	105.0Mbit/s
14Mb/s	14.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	106Mb/s	106.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	61Mb/s	61.0Mbit/s	107Mb/s	107.0Mbit/s
16Mb/s	16.0Mbit/s	62Mb/s	62.0Mbit/s	108Mb/s	108.0Mbit/s
17Mb/s	17.0Mbit/s	63Mb/s	63.0Mbit/s	109Mb/s	109.0Mbit/s
18Mb/s	18.0Mbit/s	64Mb/s	64.0Mbit/s	110Mb/s	110.0Mbit/s
19Mb/s	19.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	111Mb/s	111.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	66Mb/s	66.0Mbit/s	112Mb/s	112.0Mbit/s
21Mb/s	21.0Mbit/s	67Mb/s	67.0Mbit/s	113Mb/s	113.0Mbit/s
22Mb/s	22.0Mbit/s	68Mb/s	68.0Mbit/s	114Mb/s	114.0Mbit/s
23Mb/s	23.0Mbit/s	69Mb/s	69.0Mbit/s	115Mb/s	115.0Mbit/s
24Mb/s	24.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	116Mb/s	116.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	71Mb/s	71.0Mbit/s	117Mb/s	117.0Mbit/s
26Mb/s	26.0Mbit/s	72Mb/s	72.0Mbit/s	118Mb/s	118.0Mbit/s
27Mb/s	27.0Mbit/s	73Mb/s	73.0Mbit/s	119Mb/s	119.0Mbit/s
28Mb/s	28.0Mbit/s	74Mb/s	74.0Mbit/s	120Mb/s	120.0Mbit/s
29Mb/s	29.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	121Mb/s	121.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	76Mb/s	76.0Mbit/s	122Mb/s	122.0Mbit/s
31Mb/s	31.0Mbit/s	77Mb/s	77.0Mbit/s	123Mb/s	123.0Mbit/s
32Mb/s	32.0Mbit/s	78Mb/s	78.0Mbit/s	124Mb/s	124.0Mbit/s
33Mb/s	33.0Mbit/s	79Mb/s	79.0Mbit/s	125Mb/s	125.0Mbit/s
34Mb/s	34.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	126Mb/s	126.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	81Mb/s	81.0Mbit/s	127Mb/s	127.0Mbit/s
36Mb/s	36.0Mbit/s	82Mb/s	82.0Mbit/s	128Mb/s	128.0Mbit/s
37Mb/s	37.0Mbit/s	83Mb/s	83.0Mbit/s	129Mb/s	129.0Mbit/s
38Mb/s	38.0Mbit/s	84Mb/s	84.0Mbit/s	130Mb/s	130.0Mbit/s
39Mb/s	39.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s	131Mb/s	131.0Mbit/s
40Mb/s	40.0Mbit/s	86Mb/s	86.0Mbit/s	132Mb/s	132.0Mbit/s
41Mb/s	41.0Mbit/s	87Mb/s	87.0Mbit/s	133Mb/s	133.0Mbit/s
42Mb/s	42.0Mbit/s	88Mb/s	88.0Mbit/s	134Mb/s	134.0Mbit/s
43Mb/s	43.0Mbit/s	89Mb/s	89.0Mbit/s	135Mb/s	134.7Mbit/s
44Mb/s	44.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s		

45Mb/s	45.0Mbit/s	91Mb/s	91.0Mbit/s		
--------	------------	--------	------------	--	--

イ 旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のものに限ります。）の伝送速度は、次のとおりとします。

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
1Mb/s	1.0Mbit/s	45Mb/s	45.0Mbit/s	350Mb/s	350.0Mbit/s
2Mb/s	2.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	400Mb/s	400.0Mbit/s
3Mb/s	3.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	450Mb/s	450.0Mbit/s
4Mb/s	4.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	500Mb/s	500.0Mbit/s
5Mb/s	5.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	550Mb/s	550.0Mbit/s
6Mb/s	6.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	600Mb/s	600.0Mbit/s
7Mb/s	7.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	650Mb/s	650.0Mbit/s
8Mb/s	8.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	700Mb/s	700.0Mbit/s
9Mb/s	9.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s	750Mb/s	750.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s	800Mb/s	800.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s	850Mb/s	850.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s	900Mb/s	900.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	150Mb/s	150.0Mbit/s	950Mb/s	950.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	200Mb/s	200.0Mbit/s	1000Mb/s	1000.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	250Mb/s	250.0Mbit/s		
40Mb/s	40.0Mbit/s	300Mb/s	300.0Mbit/s		

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第5区域第2種契約（以下、「旧第5区域第2種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとしてとします。

(1) 旧第5区域第2種契約に係るサービス（以下、「旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用期間	<p>(ア)旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについては、料金表付則に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>(イ)(ア)の最低利用期間は、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>(ウ)旧第5区域第2種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第5区域第1種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表付則に規定する額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p>
イ 品目の変更	<p>(ア)旧第5区域第2種契約者は、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目の変更の請求をすることができます。</p> <p>ただし、料金表付則に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>(イ)当社は、旧第5区域第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、</p>

	<p>その旧第5区域第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>a 旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>b 旧第5区域第2種契約の申込みをした者が、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>c 旧第5区域第2種契約の申込みをした者が、第30条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>d 旧第5区域第2種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>e その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
ウ 加入契約回線の終端の変更	<p>(ア)旧第5区域第2種契約者は、契約者回線の終端の変更の請求をすることができます。</p> <p>(イ)当社は、(ア)の請求があったときは、イ(品目の変更)の規定に準じて取り扱います。</p>
エ 工事費の適用	<p>工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、接続契約回線、端末設備及びコンピュータ通信網サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。</p>
オ 品目等の変更又は端末設備の移転の場合の工事費の適用	<p>品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事に適用します。</p>

カ 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	区分	適用
	(ア)回線接続工事	契約者回線の設置、品目等の変更、移転、一時中断又は一時中断の再利用の際に、コンピュータ通信網サービス取扱局の交換機、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
	(イ)回線接続装置に係る工事	当社又は協定事業者が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(ウ)回線終端装置に係る工事	当社が提供する回線終端装置の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
	(エ)配線設備に係る工事	当社が提供する配線設備の設置又は移転の工事を要する場合及び一時中断若しくは一時中断の再利用等の場合に適用します。
(オ)付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。	
キ 利用速度の測定等	旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表付則に定めるところによります。	
ク その他の提供条件	<p>(ア) 旧第5区域第2種契約者数の変更、加入契約回線の移転、コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第5区域第2種契約者が行う旧第5区域第2種契約の解除及び当社が行う旧第5区域第2種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、旧第5区域第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。</p>	

(2) 適用

区 分	内 容		
ア 品目に係る 料金の適用	当社は、コンピュータ通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	品 目	内 容	
	対	100Mまでのもの 1Mb/sから1Mb/s ごとに10Mb/s まで及び 15Mb/sから 5Mb/sごとに 100Mb/sまで の品目	料金表付則別表に規定する伝送速度 までの符号伝送が可能なもの
	1000Mまでのもの 100Mb/sから 50Mb/sごとに 1000Mb/sまで の品目		
	非	100Mまでのもの	
	10Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 10Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に2.5Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	
	20Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 20Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に5Mbit/sまでの符号 伝送が可能なもの	
	30Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 30Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に7.5Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	
	40Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 40Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に10Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの	
	50Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 50Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に12.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの	

60Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 60Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に15Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの
70Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 70Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に17.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの
80Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 80Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に20Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの
90Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 90Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に22.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの
100Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 100Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に25Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの

1000Mまでのもの	—
100Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に100Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
150Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に150Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に37.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に200Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
250Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に250Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に62.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に300Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に75Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
350Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に350Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に87.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に400Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
450Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に450Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に112.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に500Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に125Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
550Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に550Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に137.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

600Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 600Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に150Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの
650Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 650Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に162.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの
700Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 700Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に175Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの
750Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 750Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に187.5Mbit/sまでの 符号伝送が可能なもの
800Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に 800Mbit/sまで、契約者回線への着 信を行う場合に200Mbit/sまでの符 号伝送が可能なもの

850Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に850Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に212.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に900Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に225Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
950Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に950Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に237.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1000Mb/s	契約者回線から発信を行う場合に1000Mbit/sまで、契約者回線への着信を行う場合に250Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
<p>備考</p> <p>(a) 旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(b) 当社は、品目の変更について、100Mまでのものの品目相互間及び1000Mまでのものの品目相互間に限り提供します。</p>	

イ 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様又は料金の適用方法による細目を定めます。

(ア) 通信の態様による細目

a IPアドレスによる区別

区 別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数について、当社が別に定める数までとするもの

備考

- (a) コース1については、対称型の全品目及び非対称型の全品目について提供します。
- (b) コース2については、対称型の100Mまでのものの10 Mb/sの品目について提供します。
- (c) コース1のものについては、品目が100Mまでのものについては100BASE-TXのユーザ網インタフェース、品目が1000Mまでのものについては1000BASE-SX又は1000BASE-LXのユーザ網インタフェース、コース2のものについてはこの表のc（加入契約回線インタフェースの区別）備考2に規定するユーザ網インタフェースで提供します。
- (d) 当社は、IPアドレス数による区別の変更は提供しません。

b 回線収容部による区別

区 別		内 容
専用型		回線収容部を1の加入契約回線で専用するもの
共用型	プラン1	回線収容部を最大8の加入契約回線で共用するものであって、その部分において契約者回線への着信について1Mbit/sの符号伝送を保証するもの
	プラン2	回線収容部を複数の加入契約回線で共用するものであって、回線収容部において通信がふくそうした場合にその契約者回線に係る通信の利用を制限することがあるもの

備考

- (a) 回線収容部による区別は、コース2のものにあります。
- (b) 当社は共用型のプラン1は10Mb/sの品目のもの、共用型のプラン2は100Mb/sの品目のものに限り提供しません。

c 加入契約回線インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	加入契約回線のユーザ網インタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	加入契約回線のユーザ網インタフェースが100BASE-TXのもの

備考

- (a) 加入契約回線インタフェースの区別は、コース2のものにあります。
- (b) 専用型については、10BASE-Tのユーザ網インタフェースまたは100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供します。共用型プラン1については10BASE-Tのユーザ網インタフェース、共用型プラン2については100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供します。

(イ) 料金の適用方法による細目

区 別		内 容
タイプ1		タイプ2以外のもの
タイプ2	双方向型	当社が測定した利用速度に基づいて

<p>ウ タイプ2の 利用料の適用</p>	<p>旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスのタイプ2の利用料は、この表のエの規定に基づき測定した利用速度（以下、この表において「利用速度」といいます。）に対応する従量利用料（100Mまでのものの片方向型のものについては、料金の減額を適用した後の額とします。以下、この欄において同じとします。）が最低利用料を超えない場合は最低利用料のみを適用し、利用速度に対応する従量利用料が最低利用料を超える場合には従量利用料のみを適用します。</p>						
<p>エ 利用速度の 測定等</p>	<p>(ア) 旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスのタイプ2に係る利用速度は、次の表に定める最大発信速度及び最大受信速度とし、当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="419 678 1281 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 678 635 723">区 分</th> <th data-bbox="635 678 1281 723">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 723 635 891">最大発信速度</td> <td data-bbox="635 723 1281 891">測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 891 635 1059">最大受信速度</td> <td data-bbox="635 891 1281 1059">測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (ア)の表に規定する測定対象期間は、暦月の初日から末日までとします。 ただし、次の場合はこの限りではありません。 a 暦月の初日以外の日利用の開始があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。 b 暦月の末日以外の日利用の終了があったとき。 この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。</p> <p>(ウ) 当社は、利用速度に1Mb/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>	区 分	内 容	最大発信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大受信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
区 分	内 容						
最大発信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端からの発信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
最大受信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端への着信の通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
<p>オ 低利用期間 内に契約の解 除等があった 場合の料金の 適用</p>	<p>(ア) 旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについては、異経路によるものを除き、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第5区域第2種契約者は、(ア)の最低利用期間内に旧第5区域第2種契約の解除があった場合は、第33条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（利用料（タイプ2のものは従量利用料を除きます。）とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。</p> <p>但し、以下のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <p>a 総合オープン通信網契約の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合</p> <p>b 品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその</p>						

	<p>契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はコンピュータ通信網契約の解除を行う場合</p> <p>c その他当社が認めた場合</p>
<p>カ サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービス（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>(ア)当社は、旧第5区域第2種契約者（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービス（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その旧第5区域第2種契約（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第43条（契約者の切分責任）の規定によりその旧第5区域第2種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、その旧第5区域第2種契約に係る料金（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は、第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。</p> <p>a 第29条（利用中止）第1項の規定により、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを旧第5区域第2種契約者に通知したとき。</p> <p>b 第28条（接続休止）の規定により、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについて接続休止をしたとき。</p> <p>c その旧第5区域第2種契約者の責めによらない理由が別記1に定める提供区域等以外において生じたものとき。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、当社の故意又は重大な過失により</p>

そのコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は第33条（料金の支払義務）第2項の規定を適用します。

(ウ) (ア)に規定する故障回復時間返還料金額は、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における(3)（料金額）のアに規定する利用料の額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

(ア)に規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

(エ) (ウ)の場合において、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスがタイプ2のときは、(ウ)の規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

(オ) 当社は、(イ)の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

a b以外の場合

その暦月におけるその旧第5区域第2種契約に係る利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第30条第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

b その暦月が旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

(カ) (ア)の場合において、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（オの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれ

	<p>の故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>(キ) この欄の規定による料金の返還とこの表のキ欄又はク欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、ク欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>キ サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>(ア) 当社は、別記1に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が35ミリ秒を超えた場合は、その暦月における旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの利用料（この表のア欄からオ欄までの適用又は料金表通則の3の規定（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその旧第5区域第2種契約者に返還します。ただし、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる暦月において、この表カ欄又はク欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、ク欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>ク サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービス（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>(ア) 当社は、当社の設置した旧第5区域第2種契約（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る電気通信設備の故障又は滅失（以下この欄において「故障等」といいます。）について当社が知った場合であって、旧第5区域第2種契約者（コース1のもの及びコース2の専用型のものであって100BASE-TXのユーザ網インタフェースで提供するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第5区域第</p>

2種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社が旧第5区域第2種契約者との協議により定めたものに限ります。以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における（3）（料金額）の（ア）に規定する利用料（以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に、 $1/30$ を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその旧第5区域第2種契約者に返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

- a その故障等を当社が知った時点において、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止としているとき。
- b 連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知ができないとき。

(イ) (ア)の場合において、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスがタイプ2のときは、(ア)の規程中「その故障等を当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点」を「その故障等を当社が知った時刻から30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

(ウ) 当社は、(ア)の規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次のa又はbの規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

a b以外の場合

その暦月におけるその旧第5区域第2種契約に係る利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第33条（料金の支払義務）第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

b その暦月がその旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した暦月であって、その旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれaの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

(エ) (ア)の場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその旧第5区域第2種契約者に通知しなかった場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額

	<p>の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>(オ) この表のカ欄からク欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
ケ 特別電気通信設備の加算額の適用	その契約者回線において、当社及び当社が別に定める協定事業者が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
コ 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、(3) (料金額) に規定する付加機能使用料を適用します。
サ 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合(1の暦月を連続して正しく算定できなかった場合に限り。以下この欄において同じとします。)の利用料は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等のあったと認められる日)の属する暦月の前12暦月の暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した暦月あたりの利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の月数を乗じて得た額</p>

(3) 料金額

ア 利用料

(ア) 対称型

a 100Mまでのもの

(a) コース1タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
1Mb/s	323,000 円
2Mb/s	398,000 円
3Mb/s	473,000 円
4Mb/s	549,000 円

5Mb/s	624,000 円
6Mb/s	699,000 円
7Mb/s	774,000 円
8Mb/s	850,000 円
9Mb/s	925,000 円
10Mb/s	1,000,000 円
15Mb/s	1,450,000 円
20Mb/s	1,900,000 円
25Mb/s	2,250,000 円
30Mb/s	2,600,000 円
35Mb/s	2,925,000 円
40Mb/s	3,250,000 円
45Mb/s	3,550,000 円
50Mb/s	3,850,000 円
55Mb/s	4,125,000 円
60Mb/s	4,400,000 円
65Mb/s	4,650,000 円
70Mb/s	4,900,000 円
75Mb/s	5,120,000 円
80Mb/s	5,340,000 円
85Mb/s	5,570,000 円
90Mb/s	5,800,000 円
95Mb/s	6,000,000 円
100Mb/s	6,200,000 円

(b) コース1タイプ2のもの

I 最低利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型		250,000 円
片方向型	プラン1	250,000 円
	プラン2	1,900,000 円
	プラン3	3,900,000 円

II 従量利用料

1 Mb/sごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型	契約者回線からの発信に係るもの	18,000 円
	契約者回線への着信に係るもの	120,000 円
片方向型	プラン1	120,000 円

	プラン2	100,000 円
	プラン3	80,000 円
備考		
(I) 片方向型の従量利用料については、当社が測定した利用速度に基づいて算定した料金額から、次の額を減額して適用します。		
額		
	区 分	料金の減額 (税抜価格)
	1 契約者回線ごとに	100,000 円

(c) コース2専用型10BASE-Tのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	398,000 円

(d) コース2共用型10BASE-Tタイプのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	180,000 円

(e) コース2専用型100BASE-TXのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
1Mb/s	70,000 円
2Mb/s	90,000 円
3Mb/s	110,000 円
4Mb/s	130,000 円
5Mb/s	150,000 円
6Mb/s	170,000 円
7Mb/s	190,000 円
8Mb/s	210,000 円
9Mb/s	230,000 円
10Mb/s	250,000 円
15Mb/s	335,000 円
20Mb/s	420,000 円
25Mb/s	505,000 円
30Mb/s	590,000 円
35Mb/s	675,000 円
40Mb/s	760,000 円

45Mb/s	845,000 円
50Mb/s	930,000 円
55Mb/s	1,012,000 円
60Mb/s	1,094,000 円
65Mb/s	1,176,000 円
70Mb/s	1,258,000 円
75Mb/s	1,340,000 円
80Mb/s	1,422,000 円
85Mb/s	1,504,000 円
90Mb/s	1,586,000 円
95Mb/s	1,668,000 円
100Mb/s	1,750,000 円

(f) コース2 共用型100BASE-TXのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s	120,000 円

b 1000Mまでのもの

(a) コース1タイプ1のもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s	6,500,000 円
150Mb/s	9,340,000 円
200Mb/s	12,080,000 円
250Mb/s	14,710,000 円
300Mb/s	17,240,000 円
350Mb/s	19,660,000 円
400Mb/s	21,980,000 円
450Mb/s	24,190,000 円
500Mb/s	26,300,000 円
550Mb/s	28,315,000 円
600Mb/s	30,200,000 円
650Mb/s	31,990,000 円
700Mb/s	33,680,000 円
750Mb/s	35,260,000 円
800Mb/s	36,740,000 円
850Mb/s	38,110,000 円
900Mb/s	39,380,000 円
950Mb/s	40,540,000 円
1000Mb/s	41,600,000 円

(b) コース1タイプ2のもの

I 最低利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型		2,900,000 円
片方向型	プラン1	4,000,000 円
	プラン2	10,500,000 円
	プラン3	18,000,000 円

II 従量利用料

1Mb/sごとに月額

区 別		料 金 額 (税抜価格)
双方向型	契約者回線からの発信に係るもの	9,000 円
	契約者回線への着信に係るもの	120,000 円
片方向型	プラン1	80,000 円
	プラン2	70,000 円
	プラン3	60,000 円

(イ) 非対称型

a 100Mまでのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s	680,000 円
20Mb/s	850,000 円
30Mb/s	1,300,000 円
40Mb/s	1,700,000 円
50Mb/s	2,100,000 円
60Mb/s	2,500,000 円
70Mb/s	2,900,000 円
80Mb/s	3,300,000 円
90Mb/s	3,700,000 円
100Mb/s	4,100,000 円

b 1000Mまでのもの

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s	2,900,000 円
150Mb/s	4,250,000 円

200Mb/s	5,600,000 円
250Mb/s	6,950,000 円
300Mb/s	8,300,000 円
350Mb/s	9,650,000 円
400Mb/s	11,000,000 円
450Mb/s	12,350,000 円
500Mb/s	13,700,000 円
550Mb/s	15,050,000 円
600Mb/s	16,400,000 円
650Mb/s	17,750,000 円
700Mb/s	19,100,000 円
750Mb/s	20,450,000 円
800Mb/s	21,800,000 円
850Mb/s	23,150,000 円
900Mb/s	24,500,000 円
950Mb/s	25,850,000 円
1000Mb/s	27,200,000 円

イ 付加機能使用料

(整理品目に関する経過措置) 6 (旧第5区域第1種契約に係るもの) の(3) (料金額) のうと同額とします。(ただし、IPv6トンネリング機能については、品目が1000Mまでのものについて提供しません。IPv6ハイブリッド機能については、全品目について提供しません。) この場合において、旧第5区域第1種契約者を旧第5区域第2種契約者と読み替えるものとします。

(4) 工事費

区 分		単 位	工事費の額 (税抜価格)
回線接続工事	(ア) (イ)以外のもの	1の工事ごとに	2,500 円
	(イ) 交換機又は蓄積装置に係るもの		3,000 円
配線設備に係る工事	メタル配線の場合	1の工事ごとに	5,000 円
	光配線の場合		12,000 円
付加機能に係	ユーザードメイン機能	1の工事ごとに	5,000円
		変更又は追加の場合	1の工事ごとに
	ユーザードメインメール機能	1の工事ごとに	3,000円

る 工 事	ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメイン メーリングリスト 機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
		変更の場合		500円
	メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
	メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ダイヤルアップ接 続機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
追加の場合		1の機能ごとに	150円	
I P v 6 トンネリング機能			1の機能ごとに	2,000円
I P v 6 ハイブリッド機能			1の機能ごとに	2,000円
M a i l ウイルス チェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円	
	メールアドレス数 の変更の場合		150円	
リレーメール機能に係る工事			1の工事ごとに	3,000円
セカンダリメール機能に係る工事			1の工事ごとに	3,000円
U R L フィルタリ ング機能に係る工 事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000円	
	サーバ設定の変更 の場合	1の工事ごとに	3,000円	
	アカウント数の変 更の場合	1の工事ごとに	150円	
W e b ウイルスチ ェック機能に係る 工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000円	
	サーバ設定の変更 の場合	1の工事ごとに	3,000円	
	アカウント数の変 更の場合	1の工事ごとに	150円	

備考

ア 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。

(5) 旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、次のとおりとします。

ア 対称型

(ア) 100Mまでのもの

品目		物理的条件	相互接続回路
1Mb/s～ 9Mb/s (1Mb/s毎)		8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
10Mb/s	コース 1	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
	コース 2	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
15Mb/s～100Mb/s (5Mb/s毎)		8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

(イ) 1000Mまでのもの

品目		物理的条件	相互接続回路
100Mb/s～ 1000Mb/s (50Mb/s 毎)		F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠
		F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA-10/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-LX準拠

イ 非対称型

(ア) 100Mまでのもの

品目		物理的条件	相互接続回路
10Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)		8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠

(イ) 1000Mまでのもの

品目		物理的条件	相互接続回路
----	--	-------	--------

100Mb/s～ 1000Mb/s (50Mb/s毎)	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-SX準拠
	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA-10/125準拠)	IEEE802.3 1000BASE-LX準拠

(6) 料金表別表

旧第5区域第2種コンピュータ通信網サービス（対称型のものに限ります。）の
伝送速度は、次のとおりとします。

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
1Mb/s	1.0Mbit/s	45Mb/s	45.0Mbit/s	350Mb/s	350.0Mbit/s
2Mb/s	2.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	400Mb/s	400.0Mbit/s
3Mb/s	3.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	450Mb/s	450.0Mbit/s
4Mb/s	4.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	500Mb/s	500.0Mbit/s
5Mb/s	5.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	550Mb/s	550.0Mbit/s
6Mb/s	6.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	600Mb/s	600.0Mbit/s
7Mb/s	7.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	650Mb/s	650.0Mbit/s
8Mb/s	8.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	700Mb/s	700.0Mbit/s
9Mb/s	9.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s	750Mb/s	750.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s	800Mb/s	800.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s	850Mb/s	850.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s	900Mb/s	900.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	150Mb/s	150.0Mbit/s	950Mb/s	950.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	200Mb/s	200.0Mbit/s	1000Mb/s	1000.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	250Mb/s	250.0Mbit/s		
40Mb/s	40.0Mbit/s	300Mb/s	300.0Mbit/s		

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した第5区域第3種契約（以下、「旧第5区域第3種契約」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

(1) 旧第5区域第3種契約に係るサービス（以下、「旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービス」といいます。）における提供条件は、次の通りとします。

ア 最低利用期間	(ア)旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。 (イ)(ア)の最低利用期間は、旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して
----------	--

	<p>1年間とします。</p> <p>(ウ)旧第5区域第3種契約者は、(イ)の最低利用期間内に旧第5区域第3種契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p>
イ 加入契約回線の移転	<p>(ア)旧第5区域第3種契約者は、加入契約回線の移転の請求をすることができます。</p> <p>(イ)当社は、旧第5区域第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>(ウ)当社は、(イ)の規定にかかわらず、次の場合には、その旧第5区域第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 加入契約回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 第5区域第3種契約の申込みをした者が、第5区域第3種コンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(3) 第5区域第3種契約の申込みをした者が、第30条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、コンピュータ通信網サービスの利用を停止されている、又は解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(4) 第5区域第3種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。</p> <p>(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
ウ その他の提供条件	<p>(ア)コンピュータ通信網サービスの一時中断、その他の契約内容の変更、利用権の譲渡の禁止、旧第5区域第3種契約者が行う旧第5区域第3種契約の解除及び当社が行う旧第5区域第3種契約の解除の取扱いについては、第1区域第4種コンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ)(ア)に規定するほか、旧第5区域第3種契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
エ 工事費の適用	<p>工事費は、工事を要することとなる加入契約回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p>
オ 端末設備の移転の場合の工事費の適用	<p>移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。</p>

カ 工事の適用 区分	工事の区分は次のとおりとします。	
	区 分	適 用
	(ア) 契約手続きに係る工事	加入契約回線の開通手続きに係る工事に適用します。
	(イ) 回線引込工事	加入契約回線の 신설、移転又は、移設（同一の構内で移転する場合はいいます。以下同じとします。）に伴い発生する工事に適用します。
	(ウ) 回線終端装置に係る工事	加入契約回線の 신설、移転に伴い、協定事業者の回線終端装置を設置、移転又は移設する工事について適用します。
	(エ) 回線接続工事	加入契約回線の 신설、移転に伴い、協定事業者の電気通信設備について発生する工事に適用します。
	(オ) 修理工事	契約者の責により加入契約回線又は協定事業者の設置する回線終端装置に故障を与えた場合における修理工事に適用します。
	(カ) 付加機能に係る工事	付加機能の利用の開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。
キ 協定事業者の契約約款等による制約	契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線その他その協定事業者に係る電気通信設備を使用することができない場合においては、コンピュータ通信網サービスに係る通信を行うことはできません。	
ク 旧第5区域第3種契約申込の方法	<p>旧第5区域第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をコンピュータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>a 旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスの品目及び通信の態様、保守の態様又は料金の適用方法による細目</p> <p>b 加入契約回線の終端の設置場所</p> <p>c 加入契約回線と接続する旧第5区域第3種コンピュータ通信網契約の申込みにあたっては、相互に接続する加入契約回線に係るサービスの品目等、区間及び協定事業者の氏名又は名称</p> <p>d その他旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスの内容を特定するために必要な事項</p>	

ケ 契約者からの通知	<p>当社は、加入契約回線について、ケに規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかにコンピュータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。</p> <p>(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は以下のとおりです。</p> <p>a 加入契約回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更</p> <p>b 加入契約回線に係る契約の解除</p>
------------	--

(2) 適用

ア 品目に係る料金の適用	<p>当社は、コンピュータ通信網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="480 678 1382 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 685 667 719">品 目</th> <th data-bbox="667 685 1374 719">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 719 667 835">100Mb/s</td> <td data-bbox="667 719 1374 835">最大100Mb/sの符号伝送が可能であって自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）が最大64台まで接続可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>a 旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定める協定事業者が提供する回線（相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点を含みます。）及びその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>b 旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る加入契約回線は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に規定する高速IPネットワークサービスとします。</p> <p>c 旧第5区域第3種契約者が指定することのできる加入契約回線の終端の場所は、当社が別に定める協定事業者が規定する提供区域に限ります。</p>	品 目	内 容	100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能であって自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）が最大64台まで接続可能なもの				
品 目	内 容								
100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能であって自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）が最大64台まで接続可能なもの								
イ 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表の通り通信又は料金の適用方法による細目を定めます。</p> <p>(ア) 通信の態様による細目</p> <p>a IPアドレス数による区別</p> <table border="1" data-bbox="472 1597 1334 2009"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 1597 643 1637">区 別</th> <th data-bbox="643 1597 1326 1637">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 1637 643 1765">コース1</td> <td data-bbox="643 1637 1326 1765">その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が1個のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1765 643 1892">コース2</td> <td data-bbox="643 1765 1326 1892">その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が8個のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 1892 643 1998">コース3</td> <td data-bbox="643 1892 1326 1998">その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が16個のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	コース1	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が1個のもの	コース2	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が8個のもの	コース3	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が16個のもの
区 別	内 容								
コース1	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が1個のもの								
コース2	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が8個のもの								
コース3	その旧第5区域第3種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与するIPアドレス数が16個のもの								

	<table border="1"> <tr> <td>コース 4</td> <td>その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 3 2 個のもの</td> </tr> <tr> <td>コース 5</td> <td>その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 6 4 個のもの</td> </tr> </table>	コース 4	その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 3 2 個のもの	コース 5	その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 6 4 個のもの
コース 4	その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 3 2 個のもの				
コース 5	その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスに係る当社が付与する IP アドレス数が 6 4 個のもの				
	<p>b 料金の適用方法による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ 1</td> <td>当社の提供区域と当社が別に定める協定事業者の提供区域を合わせて当社がそのコンピュータ通信網契約に係る利用料を設定するものであって、その協定事業者の契約約款に規定する提供区域の電気通信設備を使用して行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ 1	当社の提供区域と当社が別に定める協定事業者の提供区域を合わせて当社がそのコンピュータ通信網契約に係る利用料を設定するものであって、その協定事業者の契約約款に規定する提供区域の電気通信設備を使用して行うもの
区 別	内 容				
タイプ 1	当社の提供区域と当社が別に定める協定事業者の提供区域を合わせて当社がそのコンピュータ通信網契約に係る利用料を設定するものであって、その協定事業者の契約約款に規定する提供区域の電気通信設備を使用して行うもの				
ウ 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>(ア)旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>(イ)旧第 5 区域第 3 種契約者は、前項の最低利用期間内に旧第 5 区域第 3 種契約の解除があった場合は、第 33 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額に消費税相当額を加算した額を一括して支払っていただきます。</p> <p>但し、以下のいずれかに該当する場合は除きます。</p> <p>a 総合オープン通信網契約の新設又はコンピュータ通信網契約の解約を行う場合</p> <p>b 品目又は保守の態様による細目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はコンピュータ通信網契約の解除を行う場合</p> <p>c その他当社が認めた場合</p>				
エ サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>当社は、旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>(ア)当社は、別記 1 に定める提供区域等において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その 1 のコンピュータ通信網サービス取扱局の一端から送信された IP パケットのそのコンピュータ通信網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が 3 5 ミリ秒を超えた場合は、その暦月における旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスの利用料（この表のア欄からウ欄までの適用又は料金表通則の 3 の規定（第 33 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に $1/30$ を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第 5 区域第 3 種契約者に返還します。ただし、その旧第 5 区域第 3 種コンピュータ通信網サービスについて、その 1 の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p>				

オ 回線終端装置等の加算額の適用	当社が別に定める協定事業者が回線終端装置等を設置し、当社は回線終端装置の加算額を適用します。
カ 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、(3) (料金額) に規定する付加機能使用料を適用します。

(3) 料金額

ア 利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 別	料 金 額 (税抜価格)
コース 1	75,000 円
コース 2	100,000 円
コース 3	125,000 円
コース 4	165,000 円
コース 5	205,000 円

イ 加算額

月額

料金種別	単 位	料金額 (税抜価格)
ア 回線終端装置	1台ごとに	900 円

ウ 付加機能使用料

(整理品目に関する経過措置) 6 (旧第5区域第1種契約に係るもの) の(3) (料金額) のウと同額とします。(ただし、IPv6ハイブリッド機能、上限伝送速度設定機能については提供しません) この場合において、旧第5区域第1種契約者を旧第5区域第3種契約者と読み替えるものとします。

(4) 工事費

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
回線手続きに係る工事	1の工事ごとに	2,000 円
回線引込工事	下記以外の場合	1の工事ごとに
	交換機工事のみの場合	1の工事ごとに
回線終端装置に係る工事	1の工事ごとに	2,000 円
回線接続工事	1の工事ごとに	1,000 円

修理工事		回線に係るもの	1の工事ごとに	10,000円
		回線終端装置に係るもの	1の工事ごとに	10,000円
付加機能に係る工事	ユーザードメイン機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	5,000円
		変更又は追加の場合	1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメール機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインホームページ機能		1の工事ごとに	3,000円
	ユーザードメインメーリングリスト機能	下記以外の場合	1の工事ごとに	3,000円
		変更の場合		500円
	メールアドレス追加機能		1の工事ごとに	150円
	メールボックス容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ホームページ容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	メーリングリスト容量変更機能		1の工事ごとに	150円
	ダイヤルアップ接続機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
		追加の場合	1の機能ごとに	150円
	IPv6トンネリング機能		1の機能ごとに	2,000円
	IPv6ハイブリッド機能		1の機能ごとに	2,000円
	Mailウイルスチェック機能	下記以外の場合	1の機能ごとに	3,000円
		メールアドレス数の変更の場合		150円
リレーメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000円	
セカンダリメール機能に係る工事		1の工事ごとに	3,000円	
URLフィルタリング機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000円	
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000円	

	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円
Webウイルスチェック機能に係る工事	下記以外の場合	1の機能ごとに	30,000 円
	サーバ設定の変更の場合	1の工事ごとに	3,000 円
	アカウント数の変更の場合	1の工事ごとに	150 円

備考

- 1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。
- 2 別に算定する実費の算定方法については、当社の指定するコンピュータ通信網サービス取扱所において閲覧します。

9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が締結した付加機能（以下、「旧付加機能」といいます。）に関する提供条件は、次に掲げるものとします。

ア 旧付加機能の提供	当社は、契約者から請求があったときは、料金表付則に定めるところにより旧付加機能を提供します。
イ 旧付加機能の利用の一時中断	当社は、契約者から請求があったときは、その旧付加機能の利用の一時中断（その旧付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

（料金その他の債務に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前にその理由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前規定により締結している下表のサービス（加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所が、当社が別に定める場所である

ものに限ります。)に係る契約は、契約者との協議により定めた日(下表の実施日以降の日に限ります。)において、当社の総合オープン通信網サービス契約約款の相当する規定により締結した第7種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

サービス	旧第1区域第1種契約に係るサービス(クラス1に係るものに限ります。)	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年10月1日	千葉県	
サービス	旧第1区域第1種契約に係るサービス(イーサネット方式のクラス2に係るものに限ります。)	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年7月1日	埼玉県	
サービス	旧第1区域第1種契約に係るサービス(高速デジタル方式のクラス2に係るものに限ります。)	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年10月1日	千葉県及び神奈川県	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス(ATM方式のものに限ります。)	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年4月1日	愛知県	
平成22年7月1日	東京都及び神奈川県	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス(下表に定める品目等のものに限ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの(対称型のものに限ります。)
	通信の態様による細目	IPアドレス数による区別 加入契約回線インタフェースの区別
		コース1のもの 100BASE-TXのもの
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年4月1日	茨城県(一部の区域を除きます。)、東京都(一部の区域を除きます。)、岐阜県、京都府(一部の区域を除きます。)、大阪府(一部の区域を除きます。))及び兵庫県	
平成22年7月1日	茨城県、千葉県(一部の区域を除きます。)、東京都(一部の区域を除きます。)、神奈川県(一部の区域を除きます。)、山梨県(一部の区域を除きます。)、滋賀県、京都府及び大阪府	
平成22年10月1日	栃木県、千葉県(一部の区域を除きます。)、東京都(一部の区域を除きます。))及び神奈川県	
平成23年10月1日	千葉県、東京都及び山梨県	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス(下表に定める品目等のものに限ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの(対称型のものに限ります。)

	通信の様 様による 細目	IPアドレス数によ る区別	コース1のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別	1000BASE-SXのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年7月1日	東京都（一部の区域を除きます。）及び神奈川県		
平成23年10月1日	東京都（一部の区域を除きます。）		
平成24年1月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限 ります。）		
	品目	イーサネット方式のもの（対称型 のものに限ります。）	
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数によ る区別	コース1のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別	100BASE-TXのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ2（片方向型）のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年4月1日	東京都（一部の区域を除きます。）、山梨県（一部の区域を除きます。 ）、愛知県、三重県及び大阪府（一部の区域を除きます。）		
平成22年7月1日	茨城県、埼玉県（一部の区域を除きます。）、千葉県（一部の区域を除 きます。）、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県（一部の区 域を除きます。）、山梨県及び大阪府		
平成22年10月1日	埼玉県、千葉県、東京都（一部の区域を除きます。）及び神奈川県		
平成23年1月1日	東京都（一部の区域を除きます。）		
平成24年1月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限 ります。）		
	品目	イーサネット方式のもの（対称型 のものに限ります。）	
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数によ る区別	コース1のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別	1000BASE-SXのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ2（片方向型）のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年7月1日	栃木県、埼玉県、東京都及び山梨県		
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限 ります。）		
	品目	イーサネット方式のもの（対称型 のものに限ります。）	
	通信の様 様による	IPアドレス数によ る区別	コース2のもの

	細目	回線収容部による 区別	専用型のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別	10BASE-Tのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年4月1日	大阪府（一部の区域を除きます。）		
平成22年7月1日	千葉県（一部の区域を除きます。）、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県（一部の区域を除きます。）、長野県（一部の区域を除きます。）、岐阜県（一部の区域を除きます。）、静岡県（一部の区域を除きます。）、愛知県（一部の区域を除きます。）、京都府（一部の区域を除きます。）、大阪府（一部の区域を除きます。）、兵庫県（一部の区域を除きます。）及び奈良県（一部の区域を除きます。）		
平成22年10月1日	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府（一部の区域を除きます。）、大阪府（一部の区域を除きます。）及び兵庫県（一部の区域を除きます。）		
平成23年1月1日	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県		
平成23年4月1日	茨城県（一部の区域を除きます。）、栃木県（一部の区域を除きます。）、群馬県（一部の区域を除きます。）、埼玉県（一部の区域を除きます。）、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県（一部の区域を除きます。）及び山梨県（一部の区域を除きます。）		
平成23年7月1日	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県及び山梨県		
平成23年10月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		
	品目	イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）	
	通信の態 様による 細目	IPアドレス数によ る区別	コース2のもの
		回線収容部による 区別	共用型のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別	10BASE-Tのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年7月1日	茨城県（一部の区域を除きます。）、栃木県、千葉県、東京都（一部の区域を除きます。）、岐阜県、静岡県、愛知県（一部の区域を除きます。）、三重県（一部の区域を除きます。）、京都府及び兵庫県（一部の区域を除きます。）		
平成22年10月1日	愛知県、三重県及び大阪府（一部の区域を除きます。）		
平成23年1月1日	大阪府、兵庫県及び和歌山県		
平成23年7月1日	茨城県、群馬県、東京都及び神奈川県		
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限		

	ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		コース2のもの
		回線収容部による 区別
		専用型のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別
		100BASE-TXのもの
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年10月1日	岐阜県、愛知県、三重県、京都府（一部の区域を除きます。）、大阪府（一部の区域を除きます。）及び兵庫県（一部の区域を除きます。）	
平成23年1月1日	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県	
平成23年4月1日	栃木県（一部の区域を除きます。）、群馬県（一部の区域を除きます。）、埼玉県（一部の区域を除きます。）、千葉県（一部の区域を除きます。）、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県（一部の区域を除きます。）及び静岡県（一部の区域を除きます。）	
平成23年7月1日	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県及び静岡県	
平成23年10月1日	東京都	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの（非対称型のものに限ります。)
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		コース1のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別
		100BASE-TXのもの
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年7月1日	茨城県及び大阪府	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの（非対称型のものに限ります。)
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		コース1のもの
		加入契約回線イン タフェースの区別
		1000BASE-SXのもの
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年7月1日	群馬県及び東京都	
サービス	旧第5区域第1種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限	

	ります。)	
	品目	イーサネット方式のもの（非対称型のものに限ります。）
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		加入契約回線イン タフェースの区別
	料金の適用方法による細目	タイプ2（双方向型）のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成22年4月1日	山梨県、静岡県、京都府（一部の区域を除きます。）及び大阪府（一部の区域を除きます。）	
平成22年7月1日	群馬県（一部の区域を除きます。）、東京都（一部の区域を除きます。）、神奈川県、京都府及び大阪府	
平成22年10月1日	群馬県及び東京都（一部の区域を除きます。）	
平成23年10月1日	東京都	

3 この改正規定実施の際現に、改正前規定により締結している下表のサービス（加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所が、当社が別に定める場所であるものに限ります。）に係る契約は、契約者との協議により定めた日（下表の実施日以降の日）に限ります。）において、当社の総合オープン通信網サービス契約約款の相当する規定により締結した第8種総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）	
	品目	イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		加入契約回線イン タフェースの区別
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年10月1日	東京都	
サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）	
	品目	イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の様 様による 細目	IPアドレス数による 区別
		加入契約回線イン タフェースの区別
	料金の適用方法による細目	タイプ1のもの
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年10月1日	東京都（一部の区域を除きます。）	
平成24年1月1日	東京都	

サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		
	品目		イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の態様による細目	IPアドレス数による区別	コース1のもの
		加入契約回線インタフェースの区別	100BASE-TXのもの
料金の適用方法による細目		タイプ2（片方向型）のもの	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成22年7月1日	大阪府		
平成23年10月1日	東京都（一部の区域を除きます。）		
平成24年1月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		
	品目		イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の態様による細目	IPアドレス数による区別	コース1のもの
		加入契約回線インタフェースの区別	1000BASE-SXのもの
料金の適用方法による細目		タイプ2（片方向型）のもの	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成23年10月1日	東京都（一部の区域を除きます。）		
平成24年1月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		
	品目		イーサネット方式のもの（対称型のものに限ります。）
	通信の態様による細目	IPアドレス数による区別	コース2のもの
		回線収容部による区別	専用型のもの
加入契約回線インタフェースの区別		100BASE-TXのもの	
料金の適用方法による細目		タイプ1のもの	
実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所		
平成23年10月1日	東京都（一部の区域を除きます。）		
平成24年1月1日	東京都		
サービス	旧第5区域第2種契約に係るサービス（下表に定める品目等のものに限ります。）		
	品目		イーサネット方式のもの（非対称型のものに限ります。）
通信の態	IPアドレス数によ	コース1のもの	

	様による 細目	る区別 加入契約回線イン タフェースの区別	100BASE-TXのもの
	料金の適用方法による細目		タイプ2（双方向型）のもの
	実施日	加入契約回線の終端又は他社接続回線との相互接続点の所在場所	
平成23年10月1日	東京都		

- 4 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、コンピュータ通信網サービス利用契約者は、別記17の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

旧第5区域第1種契約に係るコンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限り。）	第1種総合オープン通信網サービス タイプⅡ（1Gベストエフォート）
--	--------------------------------------

品目		イーサネット方式のもの（対称型のものに限りま
通信の態様による細目	IPアドレス数による区別	コース2のもの
	回線収容部による区別	共用型（プラン2）のもの
	加入契約回線インタフェースの区別	1000BASE-SXのもの
料金の適用方法による細目		タイプ1のもの

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄のコンピュータ通信網サービスに係るコンピュータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、当社の総合オープン通信網サービス契約約款（以下この附則において「移行先約款」といいます。）に規定する下表の右欄の総合オープン通信網サービスに係る総合オープン通信網契約に移行したものとします。

旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限りま		第1種総合オープン通信網サービス（下表に定める品目等のものに限りま	
す。）		す。）	
品目	イーサネット方式（対称型のものに限りま	品目	100Mベストエフォート
	す。）	タイプ	タイプⅡ
		料金額の適用区分	当社の提供するイーサネット通信サービスを使用

通信の 態様に よる細 目	IPアドレス による区別	コース2	するもの	
	回線収容部に よる区別	共用型（プラン 2のものに限ります。）		
	加入契約回線 インタフェー スの区別	100BASE-TX		
料金の適用方法による 細目		タイプ1		
旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）			第7種総合オープン通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）	
品目		イーサネット方式（対称型のものに限ります。）のもの	品目	LAN型（10BASE-T接続のものに限ります。）
通信の 態様に よる細 目	IPアドレス による区別	コース2	タイプ	タイプI
	回線収容部に よる区別	共用型（プラン 1のものに限ります。）	プラン	プランI
	加入契約回線 インタフェー スの区別	10BASE-T	料金額の適 用区分	イーサネット回線以外の電気通 信回線を使用するもの
料金の適用方法による 細目		タイプ1		
旧第5区域第1種コンピュータ通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）			第7種総合オープン通信網サービス（下表に定める品目等のものに限ります。）	
品目		イーサネット方式（対称型のものに限ります。）のもの	品目	LAN型（10BASE-T接続のものに限ります。）
通信の 態様に よる細 目	IPアドレス による区別	コース2	タイプ	タイプI
	回線収容部に よる区別	専用型	プラン	プランI
	加入契約回線 インタフェー スの区別	10BASE-T	料金額の適 用区分	イーサネット回線以外の電気通 信回線を使用するもの
料金の適用方法による 細目		タイプ1		
旧第5区域第1種コンピュータ通信網サー			第7種総合オープン通信網サービス（下表に定	

ビス（下表に定める品目等のものに限りま す。）			める品目等のものに限りま す。）	
品目		イーサネット方 式（対称型のも のに限ります。 ）のもの	品目	LAN型（100BASE- TX接続のものに限りま す。 ）
通信 の態 様 に よ る 細 目		コース2	タイプ	タイプI
IPアドレス による区別		コース2	プラン	プランI
回線収容部 による区別		専用型	料金額の適 用区分	イーサネット回線以外の電気 通信回線を使用するもの（当 社が提供する電気通信サービ スであって、当社が別に定め る契約に係る電気通信設備又 は当社が別に定める電気通信 事業者との通信のみを可能に するものを除きます。）
加入契約回線 インタフェー スの区別		100BASE-TX		
料金の適用方法による 細目		タイプ1		

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、移行先約款にこれに相当する規定があるときは、移行先約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成30年12月5日から実施します。